令和2年度（2020）

研究紀要

第二十二輯

Bulletin of The Researches

今日的な人権課題への取組

高齢者の孤立を防ぐ居場所づくり

多文化共生施策と外国人のライフサイクル

インターネットによる人権侵害

ひきこもりの理解と支援

実践ノート
　人権教育・啓発を担う人材の養成

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

第二十二輯　刊行にあたって

兵庫県では、人権尊重の理念に関して県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における人権教育及び啓発・研究を進めてきました。

また県では、より効果的な人権に関する施策を検討するための基礎資料に資することを目的として、５年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施しています。前回調査（平成30年度）の結果では、４割以上の県民が「人権を身近な問題」ととらえ、半数以上の県民が「今の日本は、人権が尊重されている社会である」ととらえています。また、特に関心のある人権課題として、「障害のある人の人権」「インターネットによる人権侵害」「女性の人権」「高齢者の人権」「子どもの人権」「働く人の人権」等、現在の世相を反映しているものへの関心が高く、こうした課題に対応した研究成果の提供が求められています。

本年度の研究は、「人権に関する県民意識調査」の結果を念頭に置きながら、県民の関心が高い人権課題・領域に加えて、今までに扱うことの少なかった課題・領域も取り上げることとし、研究テーマ「今日的な人権課題への取組」のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大防止との関連にも触れながら、この研究を通して今日的な人権課題への取組に係る具体的な方策や将来的展望を探求しています。

研究紀要第二十二輯では、県民の関心の高い人権課題や解決が急がれる人権課題のうち「高齢者の孤立を防ぐ居場所づくり」「多文化共生施策と外国人のライフサイクル」「インターネットによる人権侵害」「ひきこもりの理解と支援」を取り上げました。また、人権課題の解決に取り組む関係者の参考となるよう、人権教育・啓発を実践する現場からの報告として「実践ノート」を引き続き掲載しています。読者の皆様には、この「研究紀要第二十二輯」を、これからの人権教育及び人権啓発を進める上で参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、この「研究紀要第二十二輯」の刊行にあたり、ご多用の中、研究推進委員会におきましてご協議いただき、研究論文をご執筆いただきましたました委員の先生方に心からお礼を申し上げます。

令和３年３月

公益財団法人　兵庫県人権啓発協会

研究紀要第二十二輯　　目　　次

今日的な人権課題への取組

高齢者の孤立を防ぐ居場所づくり …… 野津　隆志　3

多文化共生施策と外国人のライフサイクル …… 北村　広美　21

インターネットによる人権侵害 …… 竹内　和雄　45

ひきこもりの理解と支援 …… 船越　明子　67

実践ノート
　人権教育・啓発を担う人材の養成 …… 古角　美之　81

あとがき…… 野津　隆志　93

研究推進委員会及び執筆者紹介…… 97

今日的な人権課題への取組

高齢者の孤立を防ぐ居場所づくり

野津　隆志

序　コロナ禍で孤立を深める高齢者 …… 4

第１章　高齢者の社会的孤立と居場所の重要性 …… 5

第２章　地域の居場所の重要性と概況 …… 9

第３章　神戸市内での居場所調査 …… 12

第４章　居場所利用の目的と効果 …… 15

終章　調査結果の要約と今後の居場所の可能性…… 18

序　コロナ禍で孤立を深める高齢者

2019年末に出現した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は世界中に拡大した。2020年12月14日現在、世界中で死者は161万人にのぼり、まだ増え続けている。コロナウイルスの世界的流行は社会経済のあらゆる側面に大きな影響を与え、人の日常生活は激変した。コロナによる災いや危機的状況を指して「コロナ禍」という言葉も生まれた。

コロナ禍は社会的弱者を直撃した。とりわけ高齢者に大きな生活上の困難をもたらした。高齢者はコロナウイルス感染による重篤な合併症を引き起こす可能性が高いことがマスメディアを通して連日報道され、高齢者は命の危険を避けるため外出しなくなった。高齢者本人の外出自粛だけでなく、家族も感染を避けるために郷里にいる高齢の親のもとへの帰省も自粛が続いている。多くの介護施設も面会自粛を実施した。2020年はコロナ禍による高齢者の社会的孤立が顕著に深刻化した年といえるだろう。

さらに大きな問題は、コロナ禍が高齢者に対する人権侵害を世界中で引き起こしたことである。世界的な人権活動NGO「ヒューマンライツ・ウォッチ」のインターネット記事によると、ウクライナの元保健相はインタビューで、65歳以上の人びとは「すでに遺体」であり、政府は新型コロナウイルス感染症対応を「まだ生きている」人に集中すべきだと述べたという。さらに、テキサス州の副知事が「高齢者は経済のために自分たちを犠牲にしても構わないと言ってくれる、だから仕事に戻ろう」と呼びかけたことを取り上げ批判している。ヒューマンライツ・ウォッチはこうした発言を、人の年齢における平等を無視した年齢差別であり、人権問題であると訴えている[1]。

ところで、コロナ禍で高齢者の社会的孤立や人権問題が大きな問題となったが、実際にはコロナ禍以前から高齢者の孤立は存在していた問題である。つまりコロナ禍は高齢者が今まで社会生活で抱えきた課題を浮き彫りにしたのである。現在、高齢者の社会的孤立や人権被害の問題をあらためて考え直し、今後の高齢者の孤立や年齢差別の解消のための取組がいっそう必要となっていると言えよう。

そこでこの論文では、近年全国で取り組まれている地域の居場所づくりに注目する。地域の居場所は「通いの場」「集いの場」「ふれあいカフェ」などとよばれている。この論文ではこうした地域の居場所が高齢者の健康を向上させ、社会的孤立を解消するために大きな役割はたすことを指摘したい。

まず、第1章で、高齢者の地域での生活の現状と課題を各種の社会調査から示し、第2章で居場所づくりへの行政や市民による支援の現状を紹介する。第3章と第4章では、筆者らが神戸で行った調査から神戸の居場所の現状を示す。またこの論文では、神戸の調査を通して高齢者であっても地域に貢献する貴重な主体となれる可能性を指摘したい。先にコロナ禍

1　https://www.hrw.org/ja/news/2020/04/07/340469（2020年04月26日閲覧、以下同様）

において年齢差別が生じていることを述べたが、こうした差別は高齢者への理解不足から生じている面が大きい。一般社会の理解不足を修正し偏見を取り除くために、高齢者も効果的な条件整備が行われれば、地域社会で活力ある人的資源となれることを筆者らの行った調査から示したい。

第１章　高齢者の社会的孤立と居場所の重要性

（１）イギリスの孤独担当大臣と日本の無縁社会

先進諸国ではどの国でも人々の孤独が大きな社会問題となっている。イギリスでは 2018 年に「孤独担当大臣：Minister for Loneliness」という聞き慣れない名前の国務大臣が任命された。インターネットの記事によると、イギリスでは 900 万人以上の人々が常に「孤独」を感じ、その３分の２が「生きづらさ」を訴えている。月に１度も友人や家族と会話をしないという高齢者の人口は 20 万人にのぼる。身体障害者の４人に１人は日常的に「孤独」を感じているという。孤独担当大臣はこうした深刻な孤独問題を解決するために創設されたのである [2]。

日本には孤独担当大臣はいないが、孤独が深刻な社会問題となっていることに変わりはない [3]。2010 年に NHK が「無縁社会～ " 無縁死 "　３万２千人の衝撃～」というタイトルで特集番組を放映し、引き取り手のない「無縁遺骨」が増えていることを報じた [4]。それ以来、頼る人のいない孤独な社会という意味で「無縁社会」ということばが広まった。朝日新聞の記事によれば、自治体が引き受けた無縁遺骨が全国で最も多い大阪市では、1990 年に市設霊園の無縁堂に安置された遺骨は 336 柱だったが 2018 年には 2,366 柱に急増しているという。無縁遺骨の増加の背景には家族関係の希薄化があるとこの記事は述べている [5]。

無縁死や無縁遺骨の問題は広く日本社会が急速に「無縁化」し、人と人の絆が失われた社会に変わった実態を浮き彫りにしている。かつて日本社会に存在した「地縁」「血縁」といった地域や親族との絆が失われている。さらに終身雇用が壊れ、会社との絆であった「社縁」までが失われた。地縁・血縁・社縁が喪失したことによって無縁社会は生み出されたのである。

（２）各種の調査から見る高齢者の孤立の現状

今まで社会的孤立問題の研究では、社会的孤立を測る指標として①会話の頻度、②頼れる人（病気の時の世話など必要な時にサポートしてくれる人）の有無、③社会活動（地縁団体、

2　https://www.huffingtonpost.jp/2018/01/17/may-loneliness_a_23336292/
3　その後、2021 年２月に政府は「孤独・孤立対策」担当大臣を新たに創設した。
4　日本放送協会　「無縁社会～ “ 無縁死 ” 三万二千人の衝撃」　文藝春秋　2010 年
https://www6.nhk.or.jp/special/detail/index.html?aid=20100131
5　https://www.asahi.com/relife/article/12431896（2019.06.11 の記事）

ボランティア活動、趣味・スポーツの会など）への参加の有無などがあげられている[6]。こうした指標を利用して行われた調査から、日本の高齢者の孤立の特徴を見てみたい。

（a）高齢者の生活と意識に関する国際比較

ア．頼れる人

内閣府は継続的に高齢者（60 歳以上）の生活と意識に関する国際比較調査を実施している。この調査では今挙げた孤立の指標にある「②頼れる人」の状況を国際比較している。

2015 年の同調査では、「病気の時や、一人では出来ない日常生活に必要な作業が必要な時､同居の家族以外に頼れる人がいるか」と質問している。その結果は図 1 に示したように、各国とも「別居の家族・親族」の割合が最も高い（日本 66.2%、アメリカ 60.7%、ドイツ 69.0%、スウェーデン 59.2%）。一方、「友人」の割合は、欧米 3 か国（アメリカ・ドイツ 45.0%、スウェーデン 43.4%）が 40% 以上であるのに対して、日本は最も低い割合になっている（18.5%）。また、「近所の人」という割合も、日本を除くと一定程度回答がある。さらに、「頼れる人がいない」の割合は、日本が調査実施国中で最も高い（16.1%）。日本の高齢者がいざというときに家族以外に頼るべき人がいないという状況が見える。

図 1　同居の家族以外に頼れる人

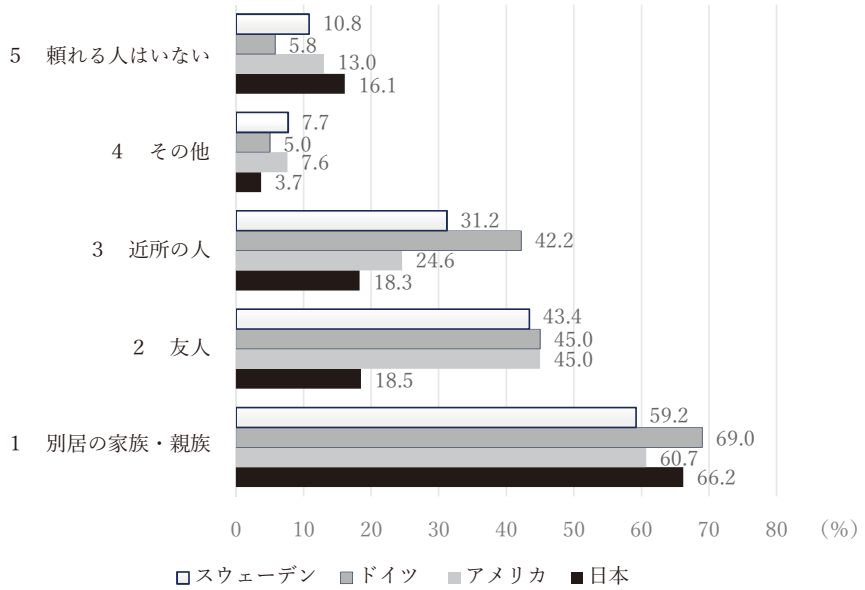

6　内閣府 「平成 22 年版　高齢社会白書」、 阿部彩「包摂社会の中の社会的孤立 ―他県からの移住者に注目して―」社會科學研究 65(1), 13-30, 2014　東京大学社会科学研究所

イ．近所の人たちとの付き合い方

また同調査から「近所の人たちとの具体的な付き合い方」についてみると、図２に示したように、日本では「外でちょっと立ち話をする程度」が最も高く（67.3％）、次いで「物をあげたりもらったりする」が続く（41.9％）。この数値はアメリカ、ドイツよりも 20% 以上高く、一見すると日本の近所付き合いは親密のように見える。しかし、「病気の時に助け合う」「相談事があったとき相談した」という回答になると日本は４カ国中で最も低い（24.5％）。

つまり日本の高齢者家族は、近所とあいさつを交わし、もらった物へのお返しは欠かさず行い、近所への気づかいを重視している。近所との人間関係を良好に保とうとする配慮の意識は高いようである。しかしその気づかいや配慮はより深い助け合う関係にはつながっていないのである。いざというときに日本の高齢者世帯は近所に助けを求められず、孤立しやすいことがうかがえる。

図２　近隣との付き合い方

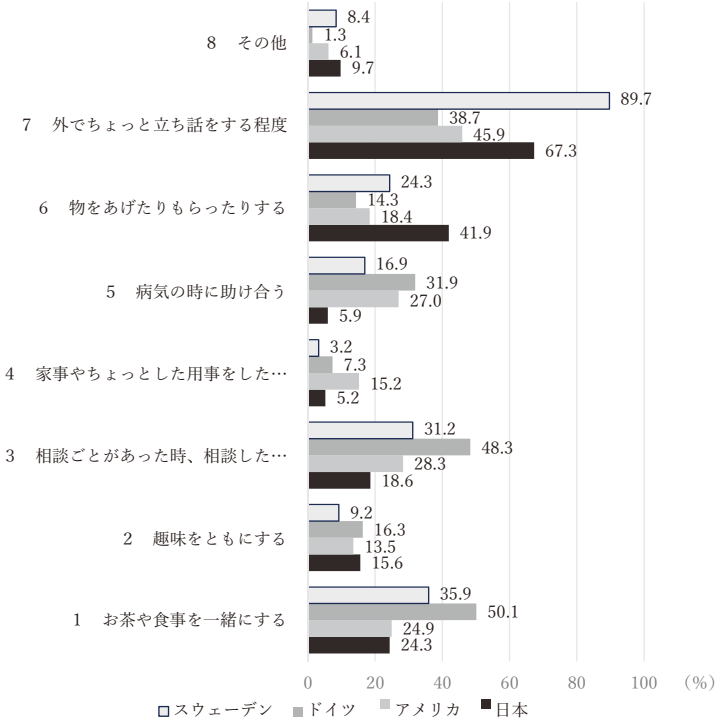

(b) 単身高齢者の孤立についての調査

次に内閣府が行った「高齢者の日常生活に関する意識調査（2014 年）」では、高齢者の中でも単身者の孤立の状況を示している[7]。近所づきあいの程度について「親しくつきあっている」と回答した人の割合は、三世代世帯では 46.1％、夫婦二人世帯では 31.0％であるが、

7　https://www.myri.co.jp/publication/myilw/pdf/myilw_no97_feature_4.pdf

単身世帯では 26.0％に過ぎない。単身世帯の高齢者は親しく近所づきあいをしている人が少ないことがわかる（図３）。

図３　同居形態別　高齢者（60 歳以上）の近所づきあいの程度
【注】内匠 功（2019）より引用

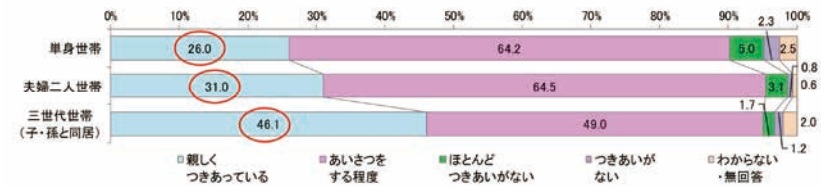

（３）親しい仲間・友人

またこの調査では、単身世帯は親しい仲間･友人も少ないことを示している。親しい仲間･友人が「たくさんいる」、「普通にいる」との回答を合わせると、三世代世帯は 62.5％、夫婦二人世帯は 57.7％であるが、単身世帯は 45.0％と減少する（図４）。

図４　同居形態別　高齢者（60 歳以上）の親しい仲間・友人の有無
【注】内匠 功（2019）より引用

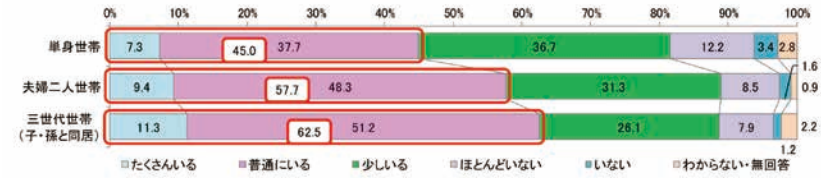

(c) 男性高齢者の社会的孤立

さらに 2017 年の国立社会保障・人口問題研究所の調査は、男性高齢者の社会的孤立が際立っていることを明らかにしている [8]。この調査から会話頻度をグループ間で比較すると、表１のように会話頻度が最も少ないのは高齢単身男性（65 歳以上）である。「毎日」会話しているのは 49.5％で最も少なく、反対に「２週間に１回以下」の割合が最も高い（14.8％）。65 歳未満の人で見ても、非高齢単身男性は「２週間に１回以下」の割合が 8.4％で女性の約２倍である。高齢者でも現役世代でも単身男性は会話が少ない傾向がはっきりと見える。

8　国立社会保障･人口問題研究所　「2017 年　社会保障･人口問題基本調査　生活と支え合いに関する調査報告書」

表１　高齢者の会話の頻度

	会話頻度（%）			
	毎日	２～３日に１回	４～７日（１週間）に１回	２週間に１回以下
高齢単身男性（364 人）	49.5	25.0	10.7	14.8
高齢単身女性（717 人）	61.1	26.1	7.4	5.4
非高齢単身男性（672 人）	76.0	11.9	3.7	8.4
非高齢単身女子（481 人）	84.0	8.7	2.9	4.4

また表２に示したように、「日頃のちょっとした手助けで頼れる人」への回答では、男性では高齢単身男性の 30.1%、非高齢単身男性の 22.7％が頼れる人が「いない」と回答している 。女性に比べて単身男性は頼れる人がいないことが明確に表れている。また男性は「そのことでは人に頼らない」とする割合も女性より高い。男性は人に頼ることへの抵抗が強く、何でも自分でやらなければいけないと考えている傾向が伺える。一人暮らし男性の社会的孤立は男性特有の考え方にも一つの要因があると言える。

表２ 「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人（世帯タイプ別）

世帯タイプ	いない（%）	そのことでは人に頼らない（%）	いる（%）
高齢単身男性（332 人）	30.1	15.4	54.5
高齢単身女性（646 人）	9.1	11.1	79.7
非高齢単身男性（649 人）	22.7	19.1	58.2
非高齢単身女性（467 人）	10.1	6.6	83.3

第２章　地域の居場所の重要性と概況

（１）政府・自治体による居場所設置の推進

１章に述べたように高齢者の社会的孤立が深まっている。その解決への一方策として、「地域の居場所づくり」が注目されている。居場所は近隣の人たちが集まり、お茶会、趣味の活動をする楽しみの場所であり、多様な人が気楽に立ち寄り交流し知人を増やす場所でもある。

各地域によって居場所にはさまざまな異なる呼び名がある。コミュニティカフェ、ふれあいサロン、ふれあい喫茶、たまり場、つどいの場、地域の居場所などと呼ばれている[9]。

内閣府「高齢社会白書　平成 21 年度版」は居場所の重要性を指摘し、毎日オープンする

9　倉持香苗 『コミュニティカフェと地域社会　支え合う関係を構築するソーシャルワーク実践』 明石書店 2014 年、小辻 寿規。

カフェタイプ、市の遊休施設を利用した場所提供タイプ、公的施設内の住民行政連携タイプなどさまざまな居場所運営のタイプを紹介している。

政府や各自治体も居場所づくりを推進している。政府は高齢者支援政策の基本となる地域包括ケアシステムを2006年に策定した。このシステムは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けるための住まい・医療・介護・予防・生活への一体的支援の仕組みである。一連の支援の中には「居場所」も含まれている。同システムでは、居場所は「通いの場」と称され、介護予防事業として位置づけられている。

厚生労働省は、「通いの場」を地域に住む高齢者が定期的に集まり、さまざまな活動を通じて仲間と楽しみ、日々の生活に活気を取り入れることが介護予防につながることを重視している。「通いの場」は、おおよそ次のように幅広く定義されている。

① 体操や趣味活動等を行い介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること。
② 通いの場の運営主体は住民であること。
③ 通いの場の運営は、市町村が財政的支援（地域支援事業の一般介護予防事業、地域支援事業の任意事業、市町村の独自事業等）を行っているものに限らない[10]。

2018年度実施の厚労省調査によると、全国に「通いの場」は10万6,766ヵ所開設されているが、65歳以上人口に占める参加率は5.7%と低迷している。なお、兵庫県は参加率が10%でやや高い[11]。

また厚生労働省は1990年頃より全国に地域福祉センターの整備を進めてきた。同センターでも、ふれあい喫茶や敬老会など地域住民の居場所活動や交流活動が実施されている。神戸市には、おおむね小学校区に1カ所の地域福祉センターが設置され、世代間交流、障害者・福祉施設との交流、ふれあい喫茶、ひとりぐらし高齢者の料理教室、子育てサークルづくり、バザー・展覧会の開催などさまざまな活動が展開されている。NPO法人CS神戸（コミュニティ・サポートセンター神戸）が行った調査によれば、このような行政設置型の居場所は、神戸市内に171カ所存在している。

（2）市民による居場所づくり

行政だけでなく市民やNPOも居場所づくりを推進している。公設型の居場所以外の居場所が地域には数多く存在している。公益財団法人さわやか福祉財団は、いきがい・助け合いサミットなどの主催を通して、日本全国での地域の居場所づくりを支援してきた。さわやか福祉財団は地域の居場所を「ふれあいの居場所」と呼び、「地域に住む多世代の人々が自由に参加でき、主体的に関わることにより、自分を生かしながら過ごせる場所。そこでのふれ

10　https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000570876.pdf
11　https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000512177.pdf、介護ニュースサイト https://report.joint-kaigo.com/article-11/pg601.html

あいが、地域で助け合うきっかけにつながる場所」と定義している[12]。さわやか福祉財団は居場所に求められる役割として次の５点を挙げている（さわやか福祉財団「ふれあいの居場所ガイドブック」より）。

①いつでも立ち寄れ、いつでも帰ることができる
②誰もが利用できる（子ども、主婦、高齢者、障がい者、勤労者などさまざまな人）
③時間を自由に過ごすことができる
④経験や能力を生かすことができる（自分の役割を見いだすことで生きがいを持つ）
⑤自分の存在を認識できる（ふれあいや助け合いの中で自分に自信を持つ）

神戸市では多くの市民団体やNPOが市民による居場所づくりを支援している。たとえばCS神戸は、神戸に活動拠点を持つ中間支援NPOである。CS神戸は他の市民団体と協力し、2016年から毎年、神戸市内で居場所を運営している団体や関心のある人を集め、居場所サミットを開催している。また、居場所コーディネーター養成講座、居場所データの編集などを実施し、神戸の居場所づくりを支援している[13]。CS神戸によれば、神戸市内には145カ所の民間の居場所が存在している（2017年CS神戸調べ）。

（３）居場所への期待

すでに述べたように政府は居場所への参加が介護予防につながることを重視している。今までの研究から、居場所への参加が高齢者の心身の健康面へプラスの効果があり、フレイル予防（虚弱化予防）につながることが指摘されてきた。たとえば厚生労働省調査（2010年）では、地域活動・ボランティアグループへの参加割合が高い地域ほど、認知症リスクを有する後期高齢者の割合が低いこと、また趣味関係のグループへの参加割合が高い地域ほど、うつ得点平均値が低いことが指摘されている。つまり、外出をせず家に閉じこもっている高齢者は認知症やうつになりやすく、逆に高齢者が居場所を通して人と交流しさまざまなつながりを持つことが心身の健康を向上させるのである[14]。

また最近注目されている高齢者の「幸福度」や「生活満足度」の研究では、男女ともに外部の集団への参加、旅行頻度、友人との会食頻度、社会活動・ボランティア活動への参加頻度が高い人たちの方が幸福度・満足度が高いことが示されている。なおこの傾向は、男性よりも女性の方が顕著である。さらにテレビ視聴時間について見ると、テレビ視聴時間が１日６時間以上の場合に、幸福感の低下が見られる。居場所は高齢者の幸福度を上げ、家庭への

12　https://sawayakazaidan.or.jp/ibasyo/about/index.html
13　http://www.cskobe.com/business/
14　https://www2.tmig.or.jp/jahead/dl/pamphlet04.pdf

閉じこもりは幸福度を下げるのである[15]。

さらに居場所に期待されるもう一つの重要な役割は、居場所が地域に住む人々のつながりを深め、地域の助け合いの拠点に発展することである。実際、居場所を通して地域の高齢者の買い物、ゴミ出し、障がいのある人への支援、貧困児童や大人への食事の提供などさまざまな助け合い活動が全国に展開してきている。そうした地域の課題解決のためにきめ細やかな支援の地域拠点として居場所には大きな期待が寄せられている。なお、さわやか福祉財団はこうした助け合いの居場所を、地域の「共助」を促進する「共生型常設型居場所」と呼び、このタイプの居場所の拡大に努めている。

第３章　神戸市内での居場所調査

2017 年より筆者たちは CS 神戸と協働で、神戸の居場所づくりの現状と課題について共同調査をしてきた。以下では 2018 年に行った共同調査の結果を紹介し、神戸市内の高齢者の居場所利用の実態と課題を示していきたい[16]。

2018 年調査では神戸市内で月 2 回以上開催している居場所 24 カ所を対象にして、利用者 508 名にアンケート調査を実施した。調査の回答者 508 名のうち 65 歳以上が 79.4％を占める。80 歳以上に限っても回答者全体の 30％を占め、神戸市内の居場所は実態としては 65 歳以上の高齢者が集う居場所が大多数と言える。

（１）居場所利用者の年齢と性別

以下では高齢者の居場所利用が年齢や性別によってどんな違いがあるかを詳しく見るために表 3 に示したような 4 グループ「准シニア男性」「准シニア女性」「シニア男性」「シニア女性」に分け、その合計 417 名の結果を整理する。「准シニア」は 60 歳から 74 歳の年齢層、「シニア」は 75 歳以上とした。シニア世代が准シニア世代と比較して居場所にどの程度積極的に参加しているかを見ることで、シニア世代の地域での積極的な役割を考える手がかりがつかめると考えたからである。

15　宍戸 邦章「高齢期における幸福感規定要因の男女差について― JGSS-2000/2001 統合データに基づく検討 ―日本版　General Social Surveys」 研究論文集 [6]『 JGSS で見た日本人の意識と行動』JGSS Research Series No.3。高齢者の総合生活満足度に関連する要因 研究 - 日米の国際比較調査データを用いて - https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h27/zentai/index.html

16　兵庫県立大学 NPO 研究連携センター、NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸「居場所利用者実態調査 報告書―平成 30 年度兵庫県立大学特色化戦略推進費事業報告書―」　2019 年

表３　回答者の年齢グループと性別

	男性	女性
准シニア層：**60 歳から 74 歳まで**	36 人	159 人
シニア層：**75 歳以上**	44 人	178 人
合計	80 人	337 人

表３のように回答者合計は男性 80 名、女性は 337 名である。また、男性・女性ともにシニア層の回答者が准シニア層より多い。居場所利用者はどちらの層も男性が極端に少ない。女性の約４分の１である。第１章でさまざまな調査から男性高齢者の孤立の現状を指摘したが、まさにその孤立の問題が男性の居場所参加の少なさに表れている。逆に居場所の主人公は女性となっていると言える。結局、居場所の利用者の多くは「シニア層：後期高齢者の女性」であることが分かる。

（２）居場所はどんなタイプか

ここで調査対象とした居場所がどんな居場所か、さわやか福祉財団による居場所のタイプ分けを参考にして述べておく。さわやか福祉財団は次のように居場所を区分している。

タイプ１基幹型

その地域全体に居場所を広げていくためのモデルとなる居場所。始めたい人、運営に悩んでいる人が訪ねて相談したりする居場所

タイプ２交流型

いつでも誰でも行くことができ、自由に過ごすことができる居場所。お茶会や趣味の活動によって自然な交流の中でつながる居場所

タイプ３イベント型

日替わりや時間帯により多様なプログラムがあり、興味あるイベントに惹かれて参加することができる居場所

タイプ４食事会型

一緒に食事し、参加者同士が自然な交流を行う居場所

タイプ５支援型

買い物など困りごとの支援、認知症の人や家族の支援、子育て中の人たちの支援、障がいのある人たちや引きこもりの人たちの支援などを行う居場所[17]

われわれが調査対象とした居場所はこの類型区分を重複するタイプが多く、明確に区分することは難しい。あえて大まかに区分すると、タイプ１の基幹型居場所はない。タイプ２：交流

17　居場所パンプレットでは「その他」のグループとされているが、ここでは支援型と呼ぶ。

型が最も多く約半数を占める。お茶会と趣味の活動で集まる居場所である。次いでタイプ３：イベント型とタイプ４：食事型を組み合わせた居場所が多い。昼食を提供し、別の時間では趣味の活動や自然な交流を行うタイプである。タイプ５：支援型の居場所は４カ所あった。

（３）居場所までの時間

表４　居場所までの時間

	10 分以内	20 分以内	30 分以内	1 時間以内	1 時間以上
准シニア男性	52.8%	16.7%	19.4%	8.3%	2.8%
准シニア女性	32.1%	29.6%	22.6%	13.8%	1.9%
シニア男性	53.5%	20.9%	16.3%	7.0%	2.3%
シニア女性	45.8%	28.8%	15.3%	9.0%	1.1%

表４に示したように自宅から居場所までの時間は「10 分以内」という回答がどのグループでも一番多い。回答を 10 分以内と 20 分以内で合計すると、年齢・男女の違いはなく 70% 前後である。居場所は 20 分圏内が最も利用しやすいようである。またシニアになっても 20 分圏内なら参加が十分可能であることが分かる。

（４）独居の割合

表５　独居の割合

	独居	夫婦のみ	家族と同居	総計
准シニア男性	22.9%	62.9%	14.3%	100.0%
准シニア女性	26.6%	41.8%	31.0%	100.0%
シニア男性	30.2%	48.8%	20.9%	100.0%
シニア女性	53.7%	20.9%	25.4%	100.0%

准シニアでは夫婦のみで住んでいる割合が高く、独居者は男女とも 20% 台である。シニアでは独居者の割合が 10% から 20% 以上増える。特にシニア女性では半数以上（53.7%）が独居者である。（表５）

（５）居場所利用の頻度

表６　居場所利用の頻度

	月１回	月２回	週１回	週２－３回	週４回以上
准シニア男性	15%	18%	38%	21%	9 %
准シニア女性	24%	24%	28%	16%	7 %
シニア男性	7 %	24%	32%	24%	12%

シニア女性	9％	20%	42%	14%	15%

准シニア層もシニア層も週１回居場所を利用している割合が最も多い。次いで月２回または週２－３回が多くなる。週４回以上だけで見ると、男女ともシニア層が週４回利用の割合が准シニアより多い。シニア層でも准シニア層と同じ頻度で積極的に居場所を利用していると言える。（表６）

第４章　居場所利用の目的と効果

（１）居場所利用の目的

調査では11の選択肢から居場所利用の目的を尋ねた(複数回答可とした)。図５は４グループを合計し、回答数を多いものから並べたものである。「おしゃべりをしに」「友人・知人に会うため」「自分の趣味の楽しみのため」「お茶を飲みに」「食事をしに」といった利用目的が上位に並んでいる。居場所は、まず人と話し、お茶や食事を共にする団らんの場として利用されていることが分かる。

図５　居場所の利用目的（4グループの合計）

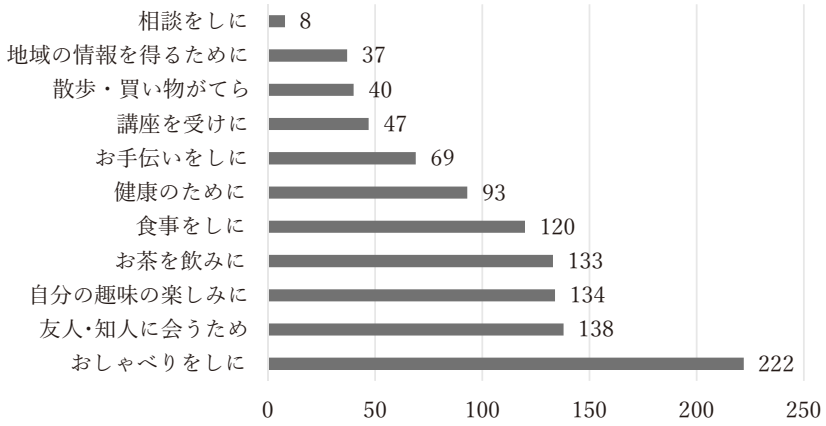

図６は、回答総数の上位６位までをグループ別にして示したものである。図６のパーセント（％）は､各グループ回答総数（100％）の中で各選択肢の回答の割合（％）を示している。どのグループでも「おしゃべりをしに」「自分の趣味の楽しみに」「お茶を飲みに」といった項目の選択率が高い。シニア層の男女を比較してみても､同じ傾向が見られる。シニアにとって、居場所は食べたり飲んだりしながら、仲間とくつろいでコミュニケーションをすることが大きな目的になっていることがわかる。

図６　居場所の利用目的（4 グループ別）

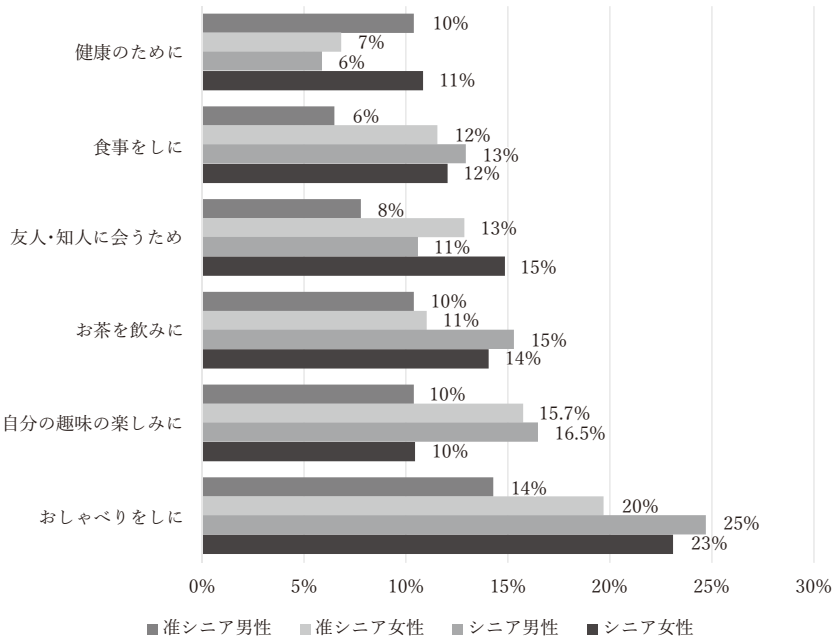

（２）居場所利用の効果

調査では居場所を利用するようになってから生活や人とのつながりにどのような変化があったかを 18 の選択肢から尋ねた（複数回答可とした）。表 7 のように 18 の選択肢は次の３つのカテゴリーに整理できる。

A：自分や地域の課題解決：自分の抱える問題が解決できたり、地域にある課題への関心や取り組みが増える

B：人とのつながり向上：友人や知人が増え、新たな人間関係や生活上の活動の幅が広がる

C：心や体の健康向上：精神的あるいは身体的に健康になる

表７　居場所利用の効果についてカテゴリー別の選択肢一覧

A：自分や地域の課題解決	B：人とのつながり向上	C：心や体の健康向上
・悩み事が解決した ・地域や社会の課題に関心を持つようになった ・相談する相手が増えた ・相談を持ちかけられるようになった ・地域活動やボランティアをするようになった ・困ったときに頼れる人ができた	・ちょっと寄って話ができる場所ができた ・友人・知人が増えた ・異なる世代の人と知り合うことができた ・一緒に趣味や地域活動をする人ができた ・自分のことを気にかけてもらえる人ができた ・他人のことも気になるようになった	・生活にハリが出た ・生きがいができた ・健康になった ・食事が美味しくなった ・よく眠れるようになった ・規則正しく生活するようになった

図７　居場所利用の効果

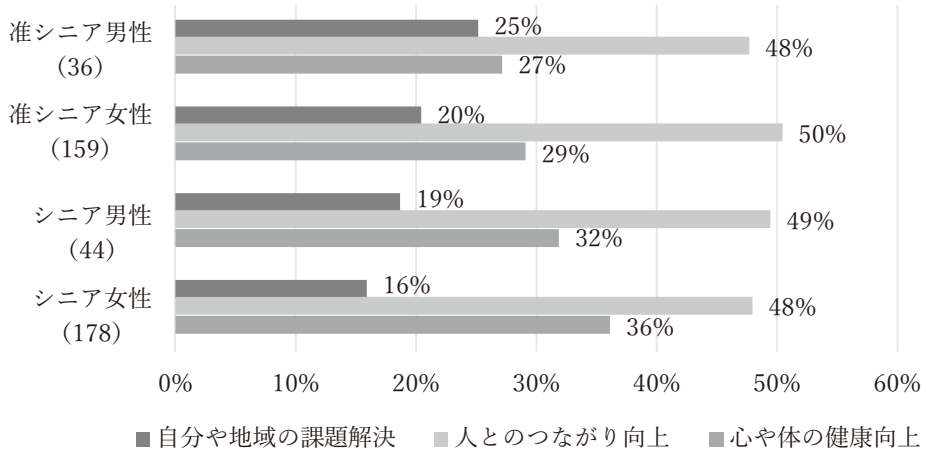

図７は、各グループの回答をこの３つのカテゴリー別に整理したものである。この図７から、まずどのグループでも「人とのつながり向上」への回答率が最も高いことがわかる。回答率にグループ間の差はほとんどない。居場所はどのグループでも新たな人間関係のネットワークを拡大していくことに大きな効果が見られるといえる。

次に回答率が高いのは「健康向上」への効果である。男女別に見ると、女性の方が男性より「健康への効果」への回答率がやや高い。また、年齢別に見ると准シニア層よりシニア層が回答率は高くなっている。高齢になるにつれて健康への関心は高くなるので、居場所はシニア層への心と体の健康の向上に大きな効果を出している。

さらに「課題解決への効果」を見ると、興味深い傾向が見られる。全体から見ると「課題解決」は最も回答率が低く、地域の課題解決への居場所の効果はやや弱いように見える。しかし「課題解決」を男女別に見ると、准シニア層（男性 25％：女性 20％）もシニア層（男性 19％：女性 16％）も男性の回答率が女性より高い。地域にあるさまざまな課題の解決に対しては女性より男性の方がより関心が高いことが推測される。

そこで「課題解決への効果」を詳しく見るために、「課題解決」カテゴリーの中の選択肢から、課題解決への関心が明示されている二つの選択肢への回答を抽出してみた。その結果は表８のようになる。どちらの選択肢でも男性グループが女性グループより高い回答率になっている。男性は居場所への参加を通して、地域や社会の課題に関心を持つようになり、地域活動やボランティア活動へより積極的に関わる傾向があることを表８からも見ることができる。

表 8　地域の課題解決への効果

	准シニア男性	准シニア女性	シニア男性	シニア女性
地域や社会の課題に関心を持つようになった	42%	28%	32%	20%
地域活動やボランティア活動をするようになった	39%	16%	18%	10%

終章　調査結果の要約と今後の居場所の可能性

（1）調査結果の要約

以上に述べた 2018 年の神戸市内 24 カ所の居場所調査から分かったことをここに要約しておく。

① 最も多い居場所利用者層はシニア層（75 歳以上）の女性である。男性の利用者は極端に少なく、シニア層でも准シニア層（60 歳から 74 歳）でも女性の約 4 分の 1 である。

② 自宅から居場所まで通う時間は、どの層でも 10 分から 20 分圏内が最も多い。シニア層も准シニア層と比べて通う時間に違いはない。シニア層でも 20 分圏内なら積極的に利用している。

③ 居場所利用の頻度は、どの層でも週 1 回利用の割合が最も多い。シニア層も准シニア層と変わりなく「週 1 回」の利用が最も多いが、「週 2 － 3 回」、「週 4 回以上」と頻繁に利用している割合も 3 割程度ある。

④ 居場所利用の目的は准シニアとシニアの違いはなく「おしゃべりをしに」「自分の趣味の楽しみに」「お茶を飲みに」が高い。居場所はどの年齢層にも仲間とくつろぎ、コミュニケーションをする楽しみの場として利用されている。

⑤ 居場所の効果はどの層でも「人とのつながり向上」が最も多く、次に「健康向上」、さらに「自分や地域の課題解決」の順番になる。

⑥ 居場所の課題解決への効果を男女で比較して見ると、准シニア層もシニア層も男性の回答率が女性より高い。地域にあるさまざまな課題の解決に対しては女性より男性の方がより関心が高いことが推測される。

以上を通して調査から見えるのは、後期高齢者の元気な姿である。この論文の冒頭に、高齢者差別は高齢者への理解不足から生じていると述べた。しかし調査から、後期高齢者であっても若い年齢層と変わりなく頻繁に居場所を利用し、自分の楽しみと健康に活かしていることが分かった。また居場所に参加することで新たな人とのつながりをつくり、地域の問題解決にも関心が生じている。後期高齢者は助け合うコミュニティづくりの重要な資源となりうるのである。

（２）男性のための居場所づくりの課題

著名な精神科医である香山リカ氏は、日本の高齢者は他国に比べて、自分のことは自分でなんとかしなければと思うあまり、人間関係や社会参加で楽しみを得ることができず、そのために心の健康を阻害しているのではないかと述べている[18]。本論で紹介した調査でも男性高齢者の居場所利用が少ないことからもこの問題の一端が伺える。

昭和時代を現役で過ごしたシニア層の男性は、多くが社縁（会社とのつながり）のみで生きてきた仕事人間たちである。仕事人間は家庭や地域での役割を持たなかったため「地域デビュー」が苦手である。地域とのつながりのない男性高齢者は、極端な場合には家屋をごみ屋敷状態に放置する危険や、自虐、自殺、自己放任といわれるようなセルフネグレクト型虐待の危険があることが指摘されている[19]。今後増大すると思われる男性独居の高齢者のために、居場所への多くの参加が望まれる。

楠木新氏の著書『定年後』は男性の居場所参加のためのヒントも示されている。たとえば長く組織で働いてきた定年退職者には「しなければならないこと」や「自分の役割を果たすこと」には慣れており、「義務と責任が伴う共同作業」が参加の動機となることが指摘されている[20]。

今回の調査結果からも楠木氏の言う男性の「義務と責任」の重視傾向が伺える。「地域や社会の課題に関心を持つようになった」「地域活動やボランティア活動をするようになった」という回答選択率は女性より男性が高い。つまり地域と縁がなかった男性が居場所に行きはじめ、地域住民と交流することから地域課題が見え、地域への義務と責任を果たそうという意識が芽ばえたのである。こうした男性のもつ義務と責任への意識をうまく活用し、男性への役割を明確にすることで男性のより多くの居場所参加は可能になるのではないだろうか。

男性の特性を生かした居場所づくりは､間接的には居場所の役割の進化へつながっている。現在は月１、２回の頻度で開催している交流機能を主軸にした「交流型」「イベント型」「食事会型」の居場所が進化し、生活支援、多世代交流、住民同士の助け合いサービスなど多様なプログラムを供給する「支援型」居場所へと発展することが望まれる。

社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の研究で著名なロバート・D・パットナムは、地域住民の水平的なネットワークが助け合いのコミュニティを作る原動力になることを指摘した[21]。水平的な人のネットワークができることで、それが地域の「資本」となり､「お互い様」という助け合う互恵性：互酬性の関係が地域に作られる[22]。つまり人のつながりが深ま

18　香山リカ　「高齢者の「こころの健康」について考える - 4 か国調査から見る日本の高齢者の心理的健康 -」内閣府　『平成 27 年度 第 8 回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果』

19　津村智恵子、入江安子、簾田麻子、岡本双美子「高齢者のセルフ・ネグレクトに関する課題」大阪市立大学看護学雑誌 第 2 巻 2006 年

20　楠木新　『定年後』中央公論新書　2017 年 164 頁

21　ロバート・D・パットナム（河田潤一訳）『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』NTT 出版　2001 年

22　稲葉陽二　『ソーシャル・キャピタル入門　孤立から絆へ』　中央公論新書　2011 年

ることで、お互いに助け合おうとする意識と行動が地域に醸成されていくのである。

地域の居場所は、まさにこうした地域の社会関係資本を蓄積していく拠点になりうる。また、居場所を利用する高齢者たちは決して受動的で消極的な利用者ではなく、助け合うコミュニティづくりのために地域に積極的に貢献する重要な人材となる可能性を秘めている。

参考文献（五十音順）

- 阿部彩「包摂社会の中の社会的孤立 ―他県からの移住者に注目して―」社會科學研究 65（1） 東京大学社会科学研究所　2014 年
- 稲葉陽二 「ソーシャル・キャピタル入門　孤立から絆へ」 中央公論新書　2011 年
- 内匠 功 「単身高齢者の増加と社会的孤立の回避」生活福祉研究 通巻 97 号 2019 年
- 香山リカ 「高齢者の「こころの健康」について考える - 4 か国調査から見る日本の高齢者の心理的健康 -」内閣府 「平成 27 年度 第 8 回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果」
- 楠木新 「定年後」中央公論新書　2017 年
- 倉持香苗 「コミュニティカフェと地域社会　支え合う関係を構築するソーシャルワーク実践」 明石書店　2014 年
- 小辻寿規 「高齢者の人権論文高齢者の貧困への支援－社会的孤立問題を中心に－」兵庫県人権啓発協会研究紀要　2019 年
- 宍戸 邦章「高齢期における幸福感規定要因の男女差について― JGSS-2000/2001 統合データに基づく検討 ―日本版 General Social Surveys」研究論文集 [6]「 JGSS で見た日本人の意識と行動」JGSS Research Series No.3. 高齢者の総合生活満足度に関連する要因 研究 - 日米の国際比較調査データを用いて－
- 社会保障・人口問題基本調査 「生活と支え合いに関する調査報告書　2017 年」国立社会保障・人口問題研究所　2017 年
- 津村智恵子、入江安子、簾田麻子、岡本双美子「高齢者のセルフ・ネグレクトに関する課題」大阪市立大学看護学雑誌 第 2 巻 2006 年
- 内閣府 「平成 22 年版　高齢社会白書」
- 日本放送協会 「無縁社会～ “ 無縁死 ” 三万二千人の衝撃」 文藝春秋　2010 年
- 兵庫県立大学政策科学研究所 NPO 研究連携センター、NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸「居場所利用者実態調査 報告書―平成 30 年度兵庫県立大学特色化戦略推進費事業報告書―」 2019 年
- ロバート・D・パットナム（河田潤一訳）「哲学する民主主義―伝統と改革の市民的構造」NTT 出版　2001 年

多文化共生施策と外国人のライフサイクル

北村　広美

はじめに …… 22

第１章　在留外国人の背景にあるもの …… 22
　第１節　グローバル化と移民
　第２節　「外国人」とは
　第３節　さまざまな在留形態
　第４節　兵庫県における在留外国人の特徴

第２章　地域における多文化共生の取り組み …… 29
　第１節　多文化共生推進に関する取り組みの変遷
　第２節　地域における多文化共生推進プラン改訂のポイント

第３章　ライフサイクル各時期に対する多文化共生の課題 …… 38
　第１節　ライフサイクルにおける８つの発達段階
　第２節　ライフサイクルと多文化共生推進施策

おわりに …… 44

はじめに

日本における在留外国人数は 2019 年末で 2,933,137 人[1] を数え、過去最大となった。2008 年のリーマン・ショック、2011 年の東日本大震災、そして 2020 年の新型コロナウイルス感染症と、一時的に減少に転じることはあっても、今後も増加トレンドが続くことが予測される。また、永住者人口の増加[2] 等による在留期間の長期化、新たな在留資格の創設、国籍・出身地の多様化等が要因となって、生活上の問題も複雑化し、さらに災害の多発や新興感染症の世界的流行といった、一地域にとどまらない新たな問題が顕在化することとなった。

このような背景のもと、2006 年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」が改訂されるなど、国や地方公共団体での取り組みは拡充している。

在留外国人に関する既存の課題提起は、「教育」「労働」「保健医療」といった分野・領域別の「縦割り」の側面が強い。しかし、ヒトの生活はそれらが一続きになったものであり、それぞれの問題が重なりあって具体的な「困りごと」として現れるのである。本稿ではそれらに「横串を刺す」べくライフサイクルごとの問題点を整理し、論考を加えたい。

第 1 章　在留外国人の背景にあるもの

第 1 節　グローバル化と移民

1970 年代にはじまったグローバル化は、21 世紀に入りますます加速している。人の移動も増加の一途をたどっており、2019 年には移民人口は 2 億 7,000 万人、全世界の人口の約 3.5% となっている[3]。アントニオ・グテーレス国連事務総長は、報告書『Making Migration Work for All[4]（移住の利益をすべての人に）』において「移住は世界全体に広がっている現実である」と述べ、「この分野で協力する必要性について議論する時期はすでに終わっており、それを管理することが、現代における国際協力の最も緊急かつ重要な課題の一つ」としている。日本は「移民」ではなく「外国人労働者」を受け入れているというロジックを用いているが、目的を問わず一定以上の期間[5] にわたり定住国を変更している人を移民と呼ぶことは国際的な共通理解であり、「在留外国人」は「移民」とほぼ同義と考えて差し支えないとい

1　出入国在留管理庁 , 令和元年末現在における在留外国人数について , 2019.
http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04_00003.html（2020 年 12 月閲覧）
なお、2020 年 6 月末では 2,885,904 人。

2　2000 年 12 月末で 145,336 人、2019 年 12 月末で 793,164 人と 20 年間で 78.7% の増加となっている。

3　United Nations, Department of Economic and Social Affairs, International Migrant Stock 2019.
https://www.un.org/en/development/desa/population/migration/data/estimates2/estimates19.asp

4　https://refugeesmigrants.un.org/sites/default/files/sg_report_en.pdf（2020 年 12 月閲覧）

5　概ね 3 か月を目安としていることが多い。日本でも海外に 3 か月以上滞在している者を在留邦人と定義している。

える。また 2018 年における外国人人口の流入は約 52 万人で、OECD 加盟 37 か国中 5 番目に多く[6]、日本が移民受け入れ大国のひとつであることに議論の余地はないであろう。

移民の多くは経済活動（出稼ぎ）を目的としている。その要因は経済的な豊かさの追求、劣悪なガバナンスや深刻な貧困からの逃避といった送り出し国側の問題（プッシュ要因）、少子化等による労働力不足といった受け入れ国側の問題（プル要因）等が複雑に関与している。

移民の生み出す経済効果は決して少なくなく、収入の 85% を受け入れ国で使い、残りの 15% を母国に送金しているとされる。また 2017 年における移民の送金額はおよそ 6,000 億ドルに達しており、これは政府開発援助（ODA）総額の 3 倍に相当する。移民の 48% を占める女性は、男性よりも収入の多くを母国に送金しているが、男性に比べて労働政策と雇用慣行面での制限が大きいため、その経済収入と社会貢献は制約を受けており、ジェンダーの平等、および、女性と女児のエンパワーメントの促進は喫緊の課題である。

日本はすでに人口減少社会に突入し、社会経済の多くの部分を移民に依存している。

“Wir riefen Arbeitskräfte, und es kamen Menschen.”（我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった。）1965 年、スイスの作家である Max Frisch が言ったフレーズである。当時のヨーロッパの移民に対する意識が凝縮された一文であるが、50 年以上たった現在でも、日本では似たような状況が続いている。すべての人の基本的人権を保障し、かつ安定した経済的利益を得るためには、単に一時的な労働力としてでなく、社会システムの構成要員としての移民のケアに本腰を入れて取り組まねばならない。

第２節　「外国人」とは

日本における外国人の定義は、法的には「日本の国籍を有しない者[7]」（出入国管理及び難民認定法、以下「入管法」）である。しかし、コミュニケーションの問題等は国籍のいかんを問わず、それまでの成育歴や所属するコミュニティによって決定づけられるものである。ここ

図１　日本に暮らすさまざまな背景をもった人々

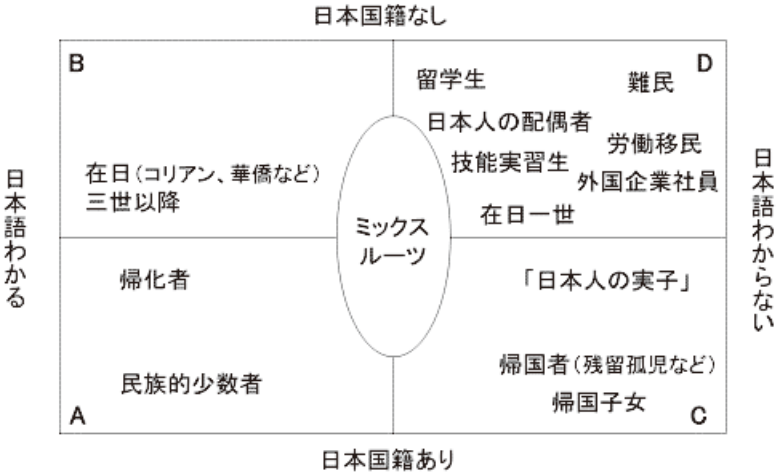

6　OECD International Migration Database. https://www.oecd.org/els/mig/keystat.htm（2020 年 12 月閲覧）
7　出入国管理および難民認定法第 2 条 2 項。

では、法制度、文化習慣といった視点から外国人の定義を再整理する。

図１は、日本に暮らす人を「日本国籍の有無」と「日本語がわかるか否か」の２軸を用いて４象限にまとめたものである。図中のＡは、「日本国籍があり、日本語がわかる」グループである。現在日本に暮らす人の大多数はここに属する。制度的な定義としては「日本人」となるが、民族として独自のアイデンティティをもつアイヌ[8]や琉球民族等が存在する。また、一定の要件を満たせば日本国籍を取得することができる（帰化[9]）ため、元々日本国籍がない人もこのグループに属することになる。Ｂは「日本国籍はないが、日本語はわかる」グループである。在日コリアンや華僑の三世以降の人は、親世代がすでに日本生まれであり、第一言語は日本語である。したがって、制度上は外国人であるが日常生活場面において「外国人」と意識されることは少ない。Ｃは「日本国籍はあるが、日本語がわからない」グループである。日本は国籍決定において血統主義をとっており、少なくとも両親の一方が日本国籍であれば、出生地にかかわらず日本国籍を選択できる。日本人の父（もしくは母）がおり外国で育った子どもは日本語を話す習慣がついておらず、日本で生活するにあたってコミュニケーションの問題が発生する。また日本人の両親から生まれていても、戦後の混乱の中で家族と一緒に帰国できず、中国の家庭での養育を経て、国交正常化後にようやく帰国が実現した中国残留者といった例もある。Ｄは「日本国籍がなく、日本語もわからない」グループである。一般的な「外国人」のイメージともっとも合致する人々であり、その属性も多種多様である。

これらのうち、ＢとＤのグループは「制度としての外国人」、ＣとＤのグループは「文化としての外国人」と考えることができる。前者に必要なものは法制度の整備や適切な運用であり、後者にはコミュニケーションの支援や異文化理解が必要とされる。もちろん、それぞれの立場は固定されるわけではなく、日本語習得や国籍取得（または離脱／喪失）によって属するグループが動く可能性が常にある。

それぞれのグループを第１世代として、異なったグループの人どうしが家族形成をすることで、両者の背景を引き継ぐ次の世代が誕生する。このグループは「ミックスルーツ」または「多文化ルーツ」等の名称で呼ばれている[10]。個々のおかれた環境により、国籍や日本語能力は異なるが、複数の背景を合わせもつという共通の特徴をもつことで１グループとしてまとめている。

第３節　さまざまな在留形態

8　2019年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」が成立し、アイヌが日本（北海道地域）の先住民族であることが法的に位置づけられた。

9　国籍法第４条「日本国民でない者は帰化によって、日本の国籍を取得することができる。」同第２項「帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。」

10　「ハーフ」と呼ばれることもあるが、「半分（１に満たない）」という意味を含むこと、またそれぞれの背景の多様化によってより多くのルーツをもつ人もいることから、この呼称は用いない。

在留外国人の活動内容や身分・地位を規定するものは在留資格であり、活動内容にもとづく 25 種類、身分・地位にもとづく 4 種類を合わせた 29 種類[11] の在留資格が存在する。しかし在留資格は必ずしも本来の在留目的と合致していない場合もあることから、ここでは在留形態別に再分類し概説する。（図 2 ）

外国人が日本に来る目的は様々だが、概ね就労、家族形成・統合、学術の 3 つに大別できる[12]。就労にはさらに期限・制限のないものと期限・制限があるものに分類できる。日本での就労を目的とした在留資格は主に高度な専門職を対象としたもので、単純労働に就こうとする場合には期限・制限のない在留資格を得る必要がある。具体的には「永住者」「定住者」といった在留資格が該当し、これらは活動目的でなく身分・地位を定めた在留資格であるため就労に制限がなく単純労働も可能というロジックである。いわゆる「就労ビザ」と呼ばれるものはこれにあたる。期限・制限のあるものとして、近年人数が大幅に増加しているのが「技能実習」である。技能実習の基本理念は「我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的」とされているが[13]、人手不足の解消としての農林漁業や介護分野での雇用や、残業代の未払いや日常生活上の行動制限など、一部実際には理念とかけ離れている運用も散見され、国内外から批判の対象となっている。特に人材不足が深刻となっている介護分野では、該当する在留資格が年々拡充されている。その端緒となったのが 2008 年にインドネシアからの介護士候補生を受け入れた経済連携協定（EPA）である[14]。その後 2017 年 9 月には在留資格「介護」の新設、同年 11 月には技能実習としての受け入れ開始、さらに 2019 年には在留資格「特定技能」での受け入れを開始しており、今後もさらに受け入れ人数が増加すると考えられる。

家族形成・統合には結婚や家族の呼び寄せといった形態がある。在留資格上は「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」となる。なお配偶者「等」は実子または特別養子のことである。夫妻の一方が外国人の婚姻数は 2006 年の 44,701 組（日本での総婚姻数の 6.1%）をピークに減少傾向にあり、2017 年では 21,457 組（同 3.5%）である[15]。家族呼び寄せは、かつて親など年長の親族の事例もあったが、現在では在留資格の取得が難しく、未成年の子が中心

11　出入国管理及び難民認定法第 19 条。

12　その他非自発的移動として、難民や人身売買被害者等がいるが、本稿では詳細は割愛する。

13　外国人技能実習機構 , 技能実習の基本理念 . https://www.otit.go.jp/info_seido/

14　2009 年からはフィリピン、2014 年からはベトナムからも人材受け入れを開始し、2019 年 8 月末時点で累計 6,447 人の受け入れ実績がある。在留資格上は「特定活動」である。
厚生労働省 , インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて , 2019.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html（2020 年 12 月閲覧）

15　厚生労働省 , 令和元年（2019）人口動態統計（確定数）の概況 , 2020.
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei19/index.html（2021 年 1 月閲覧）

である。これらの在留資格は「永住」、「定住」同様活動に制限がないため、結果として労働市場に入ってきている。

学術目的は「留学」が主となる[16]。1983 年に策定された「留学生 10 万人計画」は 2003 年に目標達成し、2008 年には高度人材として日本での就業を見据えた「留学生 30 万人計画」が新たに策定され、人材確保としての留学生受け入れの方向性が明確になった。2019 年 5 月現在の留学生数は 312,214 人となり、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指すという政府目標を達成した[17]。在学段階別の留学生数は、大学院、大学（学部）、短期大学、専修学校では一貫して増加しているが、日本語教育機関では 2018 年と比較して 7.0% の減少となっている。これは、一部の日本語教育機関が週 28 時間認められている資格外活動（アルバイト）の制度の不正利用の温床となっているため、在留資格の審査が厳格化していることと関連があると考えられる。

在留日数が 90 日以内の訪日外国人の在留資格は「短期滞在」であり、住民基本台帳に掲載されないため、在留外国人には含まれない[18]。

図 2　外国人が日本に来る目的

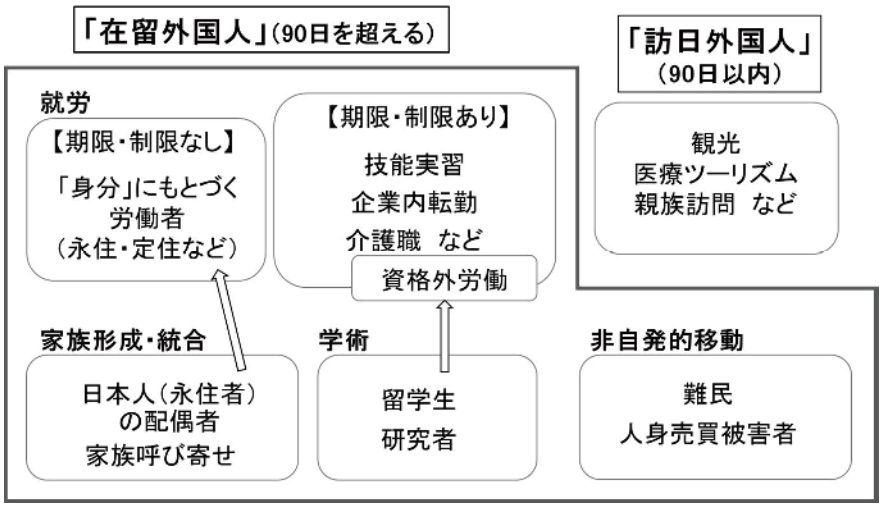

第４節　兵庫県における在留外国人の特徴

2019 年 12 月末現在での兵庫県における在留外国人数は 115,681 人で、都道府県別の人数

16　かつて高等教育機関では「留学」、それ以外では「就学」と分類されていたが、2010 年に「留学」に一本化された。

17　日本学生支援機構 , 2019（令和元）年度外国人留学生在籍状況調査結果 , 2020. https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/zaiseki/data/2019.html（2021 年 1 月閲覧）

18　これらも含めた総数は「総在留外国人」として統計に掲載される。

としては全国第７位である。国籍・地域別の在留外国人数は表１のとおりである[19]。全国では中国（台湾含む）の人数が最大であるが、兵庫県では韓国・朝鮮がもっとも多い。これは特別永住者である在日コリアンの割合が高いことによるが、年々その数、割合とも減少傾向にある[20]。同様の傾向は滋賀県を除く近畿２府４県にもみられる[21]。ベトナム、ネパールの人数が大幅に増加しているのは全国的な傾向であるが、主に技能実習生および留学生の増加に伴うものである。加えて、ベトナムに関しては、姫路市にインドシナ難民の定住支援センターがあったこと、また神戸市長田区などで就業を受け入れる環境にあったことから、1980 年代頃より多数のベトナム人が在留しているという特徴がある。

インドに関しては、1868 年に神戸港が開港し、貿易業に従事するインド人が定着するようになった後、1923 年の関東大震災で被災した人々が、当時神戸と並ぶ貿易港であった横浜から多く移動し、そのまま神戸のコミュニティに統合されたという独自の歴史がある[22]。その他の特徴としてブラジルの減少が目立つが、全国では 2008 年のリーマン・ショック後の減少から 2015 年には増加に転じている。中部地方などにいくつか集住県があり、同胞を頼って流出していったことが考えられる。

県内の地域別でさらに詳細なデータを見てみる。神戸、阪神南[23]、阪神北[24]、東播磨[25]、中播磨[26]地域では韓国がもっとも多く、北播磨[27]、西播磨[28]、但馬[29]、丹波[30]、淡路[31]ではベトナムがもっとも多い。いずれも技能実習生の増加に伴うものであるが、就業内容は北播磨および西播磨では製造業が中心であり、但馬、丹波、淡路では農業、漁業も含まれる。中国はいずれの地域でも１位ではないが、神戸、阪神南、阪神北、北播磨、但馬、丹波、淡路で２位となっている。フィリピンは全体では４位であるが、但馬、丹波では３位となっており、県中北部に集中している[32]。

19　2002 年のデータは外国人登録者数。

20　ただし、毎年約 4,000 ～ 5,000 人程度の帰化許可者があること、日本人との結婚により出生した子は日本国籍を選択するケースが多いことを考慮する必要がある。

21　滋賀県でもっとも多い国籍はブラジルで 9,209 人（2019 年末）である。

22　澤宗則他「グローバリゼーション下のディアスポラ―在日インド人のネットワークとコミュニティ―」平成 13 年度～平成 15 年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（C）（１））研究成果報告書 , 2004 年 , 15-16 頁 .

23　尼崎市、西宮市、芦屋市。

24　伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町。

25　明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町。

26　姫路市、神河町、市川町、福崎町。

27　西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町。

28　相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町。

29　豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町。

30　丹波篠山市、丹波市。

31　洲本市、淡路市、南あわじ市。

32　朝鮮、インドに係る市町村別の人員数は発表されていないためこのデータには含まれない。

表１　兵庫県在留外国人数（上位国）

	2002 年 12 月	2019 年 12 月	伸び率
総数	**102,529**	**115,681**	**12.8%**
韓国・朝鮮	62,407	41,206	▲34.0%
中国＋台湾	18,992	26,821	41.2%
ベトナム	2,769	21,870	689.8%
フィリピン	2,926	5,168	76.6%
ブラジル	4,194	2,684	▲36.0%
米国	2,317	2,388	3.1%
ネパール	89	1,804	1927.0%
インドネシア	681	1,790	162.8%
インド	1,195	1,623	35.8%
タイ	515	1,039	101.7%

表２は、人数としては上位にはならないが、特に増加がみられる国籍である。ミャンマーは 2019 年に兵庫県社会福祉協議会が「ひょうご外国人介護実習支援センター」を開設し、同国からの技能実習生の受け入れを開始したことから、今後も介護を担う人材としてさらに増加すると考えられる。

表２　兵庫県で特に増加がみられる国籍

国籍	2002 年 12 月	2019 年 12 月	伸び率
ミャンマー	46	721	1467.4%
カンボジア	23	349	1417.4%
モンゴル	28	188	571.4%
シリア	9	156	1633.3%

特徴的なのはシリアで、これは以前から居住していた人がキーパーソンとなって移住者が増え続けている構造である。2011 年から続く内戦のため帰国がかなわず、日本での家族形成が進んだ結果で、ほぼ全員が三木市およびその近辺に在住している。全国的にも珍しいケースである。その他、2020 年に入り西脇市にアフリカ系の在留外国人が増加しているという情報を得ている。在留資格等の詳細は不明ながら、工業団地での派遣労働に従事しているとのことである。今後の動向に注視していきたい。

第２章　地域における多文化共生の取り組み

第１節　多文化共生推進に関する取り組みの変遷

１．自治体間連携による取り組み：外国人集住都市会議（2001 年）

1980 年代後半、バブル経済により製造業が活発化した一方、少子化に伴う労働力不足が深刻化した。1990 年に施行された改正入管法に新たに創設された「定住者」（身分による在留資格で活動に制限がない）として、主にブラジル、ペルー等南米から多くの日系人二世、三世が来日し、ニューカマーと呼ばれた。彼（女）らは家族、親戚とともに同国人のコミュニティを形成し、団地などに「集住地域」が生まれた。ほどなく同地域に暮らす日本人住民との間で生活ルール等をめぐってトラブルが多発するようになり、自治体は急ごしらえの対応を余儀なくされた。やがて集住地域の自治体での連携がすすみ、2001 年、13 市町の首長による初の「外国人集住都市会議」が静岡県浜松市で開催され、「浜松宣言・提言」が採択された。そこでの提言内容は表３のとおりである[33]。

表３　浜松宣言・提言の内容

分野	内容
教育	・公立学校の日本語等の指導体制の充実 ・就学支援の充実
社会保障	・医療保険制度の見直し ・外国人の労働環境整備
外国人登録等諸手続き	・外国人登録制度の見直し

以後、教育や地域づくり、防災などを盛り込んだ提言を発信し、多くの先行事例も報告されてきた。

２．総務省主導の取り組み：地域における多文化共生推進プラン（2006 年）（表４）

2006 年には在留外国人数が 200 万人を突破し、さらなる少子化の加速とともに、外国人人口の拡がりがより顕在化した。それまでの集住都市中心の施策から、全国的な取り組み展開を推進すべく、総務省がより具体化・体系化した「地域における多文化共生プラン」を策定し、全国地方自治体に対して多文化共生の推進のための取り組みを実施するよう通知した[34]。「地域における多文化共生」を、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこ

33　外国人集住都市会議 , 浜松宣言および提言 , 2001.
http://www.shujutoshi.jp/siryo/pdf/20011019hamamatsu.pdf（2020 年 12 月閲覧）
34　総務省 , 地域における多文化共生推進プランについて（通知）, 2006.

と」と再定義し、行政サービスを提供する役割を担う地方自治体が主な担い手となることを明言した。またその意義を、特定の課題解決や外国人に対する一方的･一時的救済策でなく、地域づくりや人権尊重、ユニバーサルデザインのまちづくりといった包摂的な観点から明示していることで、多文化共生を「外国（人）の問題」から「地域」の問題へと転換させた画期的プランである。基本的考え方として、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくりの３点を挙げ、これらを遂行するための多文化共生施策の推進体制の整備を付加した上で、それぞれに関する具体的施策を例示した。

表４　多文化共生推進プラン（2006 年版）の内容

分野・領域	具体的施策内容	
①コミュニケーション支援	地域における情報の多言語化	・多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供 ・外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成 ・NPO 等との連携による多言語情報の提供 ・地域の外国人住民の相談員等としての活用
	日本語及び日本社会に関する学習支援	・地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施 ・日本語および日本社会に関する学習機会の提供
②生活支援	居住	・情報提供による居住支援、入居差別の解消 ・住宅入居後のオリエンテーションの実施 ・自治会・町内会等を中心とする取組の推進 ・外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置
	教育	・学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供 ・日本語の学習支援 ・地域ぐるみの取組 ・不就学の子どもへの対応 ・進路指導および就職支援 ・多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進 ・外国人学校の法的地位の明確化 ・幼児教育制度の周知および多文化対応
	労働環境	・ハローワークとの連携による就業支援 ・商工会議所等との連携による就業環境の改善 ・外国人住民の起業支援

②生活支援	医療・保健・福祉	・外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供 ・医療問診票の多様な言語による表記 ・広域的な医療通訳者派遣システムの構築 ・健康診断や健康相談の実施 ・母子保健および保育における対応 ・高齢者・障害者への対応
	防災	・災害等への対応 ・緊急時の外国人住民の所在把握 ・災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働 ・大規模災害時に備えた広域応援協定 ・災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携
	その他	・より専門性の高い相談体制の整備と人材育成 ・留学生支援
③多文化共生の地域づくり	地域社会に対する意識啓発	・地域住民等に対する多文化共生の啓発 ・多文化共生の拠点づくり ・多文化共生をテーマにした交流イベントの開催
	外国人住民の自立と社会参画	・キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援 ・外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入 ・外国人住民の地域社会への参画 ・地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

3．外国人労働者受け入れの拡大に伴う取り組み：外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

2008 年の日－インドネシア経済連携協定の締結をきっかけ[35]に、外国人労働者の受け入れ職種が拡大された。2010 年にはこれまで制度上にのみ存在した「技能実習」が正式な在留資格となり、2017 年には制度の適正実施や技能実習生の保護を目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行された。さらに 2019 年 4 月には在留資格「特定技能」が新設され、特に労働力不足が深刻な 14 の産業分野[36]において、新たな外国人材の受け入れが可能となった。これまで高度の専門性を要

35　看護師、介護士の両職種について、一定期間の日本語研修の後、受け入れ施設（病院、介護施設）での就労および研修を経て、日本の国家試験を受験。3 年以内に合格するとその後も引き続き同施設で就労を継続するが、不合格者は原則として帰国となる。2009 年にはフィリピン、2014 年にはベトナムと同様の協定が締結された。同協定はあくまで「二国間の経済活動の連携の強化」が目的であり、労働力不足への対応ではないという名目であった。

36　介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の 14 種。公益財団法人国際人材協力機構，外国人技能実習制度とは https://www.jitco.or.jp/ja/skill/（2021 年 1 月閲覧）

する分野に限って受け入れていた日本にとって、大きな転換点である。同時に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が内閣官房を主導とする関係閣僚会議によって策定され、その中に環境整備として「生活者としての外国人に対する支援」の項目が設けられた[37]。内容は概ね「多文化共生推進プラン」を踏襲しているが、自治体ごとに行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口（「多文化共生総合相談ワンストップセンター」）の創設といった新たな事業の構築や、日本語の習得について「学習支援」でなく「教育」という用語を使用し、日本語教育機関の質の確保に言及するなど、多言語対応と日本語教育の両方に力点を置いている等の特徴がみられる。

4. 社会状況の変化に対応した新たな取り組み：地域における多文化共生推進プラン（改訂版）（表5）

2006年の多文化共生推進プランの策定以降、外国人住民をめぐる状況だけでなく、日本社会のあり方も大きく変容した。2015年には「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind.）」をスローガンにした「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連総会にて全会一致で採択され、多様性と包摂性の実現が全世界の共通目標となった。また、情報技術の急速な進展やスマートフォンの普及に伴い、翻訳通訳といった多言語環境への対応がユーザー自身で可能となりつつある。一方、気象災害の激甚化や今後予測される南海トラフ地震、首都直下地震の発生、また新型コロナウイルス感染症の拡大といったリスクが日常生活を脅かしている。

このような変化に対応すべく、2020年9月に「地域における多文化共生推進プラン」改訂版が策定・発表された[38]。

改訂にあたって、地域において多文化共生施策を推進する意義として以下の4点が確認された。

①多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

全ての外国人住民を孤立させることなく、多様で包摂的な地域社会を構成する一員として受け入れていく。地域社会やコミュニティにおいての交流や助け合いを促し、ポストコロナ時代の「新たな日常」の構築につながることが期待される。

②外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力を発信する担い手となる事例が現れつつある。これらとの連携・協働により地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待される。

③地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、緩やかな定住化の傾向が見られる。

37　出入国管理庁，外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日）
http://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistance/nyuukokukanri01_00140.html（2021年1月閲覧）

38　総務省，地域における多文化共生推進プランの改訂について（通知），2020.

また外国人住民の年齢構成が若く、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えている事例が現れつつあり、今後の地域社会を支える担い手となることが期待されるとともに、外国人住民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待される。

④受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

今後、特定技能外国人の受け入れ増加をみすえて、外国人住民が地域においても十分な行政サービスを受けられる体制を整備するとともに、国や企業等との連携による環境整備を通じて、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備することが必要である。

表5　多文化共生推進プラン（2020年改訂版）の内容

分野・領域	具体的施策内容	
①コミュニケーション支援	行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	・多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供 ・外国人住民の生活相談のための窓口の設置 ・NPO等との連携による多言語情報の提供 ・地域の外国人住民を相談員等とする取組
	日本語教育の推進	・日本語教育の推進 ・日本語教育の推進に係る体制の整備
	生活オリエンテーションの実施	・生活オリエンテーションの実施 ・日本社会に関する情報の提供
②生活支援	教育機会の確保	・修学状況の把握 ・就学に関する多言語による情報提供・就学案内 ・就学校・受入れ学年等の決定 ・日本語の学習支援 ・地域ぐるみの取組の促進 ・不就学の子供への対応 ・進路指導・キャリア教育 ・全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進 ・外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い ・幼児教育制度の周知・多文化対応 ・学齢を経過した外国人への配慮
	適正な労働環境の確保	・就業支援 ・就業環境の整備促進 ・起業支援

②生活支援	災害時の支援体制の整備	・外国人に関する防災対策の推進 ・多言語支援のための応援体制の整備 ・外国人住民の所在把握 ・自主防災組織等への外国人住民の参画促進 ・外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用 ・外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備 ・避難所における外国人被災者の感染症対策
	医療・保健サービスの提供	・医療機関における多言語対応 ・医療機関における文書等の多言語化 ・外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供 ・健康診断や健康相談における対応
	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	・サービスの利用促進 ・サービス提供時の多言語による支援
	住宅確保のための支援	・外国人住民に対する公営住宅の供給 ・外国人住民に対する居住支援の推進 ・住宅入居後のオリエンテーションの実施 ・自治会・町内会等を中心とする取組の推進 ・外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置
	感染症流行時における対応	・感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応 ・感染症対策における外国人の人権への配慮
③意識啓発と社会参画支援	多文化共生の意識啓発・醸成	・地域住民等に対する多文化共生の意識啓発 ・不当な差別的言動の解消 ・多文化共生の場づくり ・多文化共生をテーマにした交流イベントの開催
	外国人住民の社会参画支援	・キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援 ・外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入 ・外国人住民の地域社会への参画促進 ・地域社会に貢献する外国人住民の表彰
④地域活性化の推進やグローバル化への対応	外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応	・優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集 ・地域活性化の推進 ・グローバル化への対応
	留学生の地域における就職促進	・留学生の地域における就職促進 ・留学生に対する生活支援等

第２節　地域における多文化共生推進プラン改訂のポイント

施策の柱となる分野・領域では、「多文化共生の地域づくり」の項目が「意識啓発と社会参画支援」と変更され、新たに「地域活性化の推進やグローバル化への対応」が設定された。グローバル化という文言は2006年版では使われておらず、これは移民（外国人住民）の人権保障や保護に関する枠組みについて言及した「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト（移住グローバル・コンパクト）[39]」の採択により導入されたものである。以下、各項での2006年版からの変更点について検証したい。

１．コミュニケーション支援

コミュニケーション支援については、情報の多言語化のなかに「やさしい日本語」が含まれるようになった。「やさしい日本語」とは阪神・淡路大震災の発生時、被災者のなかに情報にたどりつけなかった外国人がいたことの反省から開発された、シンプルでわかりやすい表現を用いた日本語のことである。在留外国人の国籍・地域は195にわたり、多言語対応には限界があること、日本人にとっても理解がしやすいことから、研究・開発が進み、NHKのニュースサイトでも採用されている[40]。また多言語体制の整備において、ICTの活用にも言及している。これは人件費等の抑制につながるだけでなく、大規模災害や感染症発生時、通訳者をリスクから守るという点においても有効である。

「日本語教育の推進」は改訂で新たに設けられた施策である。2019年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づいて2020年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されたことで、在留外国人を日本語教育の対象者と位置づけ、具体的な施策の必要性への裏付けができたためである。このようにコミュニケーションの媒介言語が多言語（外国語）から日本語へシフトしていくことによって、日本人住民との共通理解が進むことが期待される。一方、地域における日本語教育の担い手は、その多くが無償のボランティアに依存しており、体制の整備が課題である。

39　移住に関する国際的な文書。前例のない規模で人が移動する中、2016年9月の「難民および移住に関する国連サミット」における成果文書（ニューヨーク宣言）において、2018年に採択することが決定され、2018年12月19日、152か国の賛成をもって採択された。
日本は賛成の立場をとっている。
International Organization for Migration, Global Compact for Migration, 2018.
https://www.iom.int/global-compact-migration（2021年1月閲覧）

40　NHK, News Web Easy（やさしい日本語で書いたニュース）
https://www3.nhk.or.jp/news/easy/（2021年1月閲覧）

２．生活支援

「教育」が最上位項目となり、教育内容だけでなく「機会の確保」に言及している。修学状況の把握の他、適切な教育環境の提供のための施策として、就学校や受け入れ学年（必要に応じて下学年への編入学）の決定や、学齢を超過した外国人に対して、公立中学校や夜間中学校で受け入れるといった柔軟な対応を求めている。また多文化共生の考え方に基づく教育は外国人を受け入れていない学校でも行うこととし、多文化共生をこれまでの「国際理解教育」から「シチズンシップ教育」と捉えなおしている。外国人学校の扱いについては、認可の権限は都道府県知事にあることから、地域の実情に応じて弾力的な扱いを配慮するとしている。2006 年版では「認可基準の緩和」としていたが、ここは改訂によって曖昧になった印象である。就学年齢の児童・生徒に対しては多くの施策が立案された一方、幼児教育に関する記載は情報提供、言語・習慣面での配慮にとどまっている。

2006 年に最上位項目であった「居住」は 6 番目となり、「入居差別の解消」という文言がなくなっている。2019 年 12 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が施行され、外国人が「住宅確保要配慮者」と位置付けられたことで居住支援協議会の設立等による、より積極的な支援体制の構築をめざしている。しかし、入居差別は完全に解消したわけではなく、民間の不動産業者等に対して制度の周知が必要である。

「労働」については、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に具体的施策が提示されており、2006 年版との大きなちがいはない。

「災害」は 2006 年では「防災」という項目であったが、東日本大震災等度重なる災害の経験から、被災時の対応や応援体制の整備等より踏み込んだ内容になっている。また、2006 年時点では外国人は災害弱者として考えられていたが、改訂版では新たに「支援の担い手」としての防災リーダーの育成等、より主体的な地域活動への参画を促している。その背景には日本社会の高齢化があり、若年者が多い外国人による支援が必要とされるという現実がある。

「医療･保健」は 2006 年版では「医療･保健･福祉」として分類されていたが、新たに「子ども･子育ておよび福祉サービス」の項目が設定されたことで、２つの項目に再整理された。医療の分野では、その必要性と運用について議論されてきた多言語対応において、コミュニケーション支援同様 ICT の活用が明記されている。また、既存の事業体とも連携し、広域的な医療通訳派遣システムの構築をめざしている。医療機関や薬局での対応については多言語化や情報提供があげられているが、地域保健に関しては集住地域での多言語対応となっているのみで、医療に比べて施策内容が少なく具体性にも乏しい。

「子ども・子育て及び福祉」では 2006 年版の「医療・保健・福祉」での母子保健の項目が移動してきており、対象者を外国人世帯だけでなく複数国籍世帯にも拡大している。福祉に関しては具体的な記述がなく、2006 年版には記載されていた「高齢者・障害者への対応」が削除されている。在留の長期化に伴って今後外国人の高齢者からのニーズも予測されるこ

と、介護職に外国人が増加していることから、福祉の担い手として地域社会での活躍を促すしくみづくり等の施策が今後必要と考える。

「感染症流行時における対応」は改訂版で新たに設けられた項目である。その背景には新型コロナウイルス感染症の拡大があることは言うまでもないが、本件がなくてもグローバル化の対応として必然であることは強調しておきたい。多言語対応や情報提供だけでなく、外国人の人権保護が明記されているのは、情報やコミュニケーションにおいて脆弱な立場となりやすい外国人は、しばしばスティグマにさらされるためである。また感染症対策が他の施策と異なる点は、数々の行動制限[41]を伴う可能性があることである。この項目に関しては、在留外国人だけでなく、短期滞在の外国人も含めた対応も考慮する必要がある。

3．意識啓発と社会参画支援

概ね2006年版の「多文化共生の地域づくり」の内容を踏襲しているが、新たに「不当な差別的言動の解消」が盛り込まれている。その背景として、2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されたことがある。前後していくつかの自治体[42]で地域ごとの特徴をふまえた条例も施行されている。

4．地域活性化の推進やグローバル化への対応

地域と外国人を取り巻く状況変化に対応して新たに設定された項目である。少子化や若年人口の流出に伴い、維持自体が難しい自治体が現れるようになり、外国人を「住民」として定着を促す動きもみられ始めた[43]。もはや外国人は労働力としてのみでなく、地域の構成員として重要な存在になりつつある。そのための人材として、期限の定めのない雇用が可能な留学生の就職促進が具体的施策としてあげられている。

41　具体的には帰国困難や家族との分離、キャリアの中断など。

42　例として、大阪市「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」（2016年）、東京都「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（2019年）、神戸市「外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」（2020年）、川崎市「差別のない人権尊重のまちづくり条例」（2020年）など。カッコ内はいずれも施行年。

43　広島県安芸高田市では、2010年代に入り独自の「多文化共生プラン」に基づいた外国人の受け入れ環境の整備を行い、定住促進に取り組んだ。
安芸高田市，多文化共生推進プラン，2013.　https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jinkentabunka/w314/（2021年1月閲覧）

第３章　ライフサイクル各時期に対する多文化共生の課題

第１節　ライフサイクルにおける８つの発達段階

エリク・H・エリクソンはライフサイクル論といわれる心理社会的発達段階を提示した。人生には年代によって８つの段階があり、それぞれの段階において、心理社会的危機、言い換えれば、その発達段階固有の葛藤（ポジティブな力とネガティブな力の拮抗）が生じ、ポジティブな力が強く働くことで、「基本的強さ」と呼ばれる自我が得られるとした。これは一生を通じた連続的なものであり、その後の発達に影響し続ける[44]。各段階を形成する概念と、それぞれの課題について概説する。

１．乳児期

出生から１年までの時期。乳児自身が信頼できる人（母親または母親的な人）に出会うことで、自分や他者を十分に信頼できる「基本的信頼」を体験する。一方親の不在などで欲求が満たされない「基本的不信」に出会う時期でもある。ここで得られる基本的強さは「希望」である。

この時期は、保護者など特定の大人との継続的な関わりにおいて、愛されること、大切にされることで、情緒的な絆（愛着）が深まり情緒が安定し、人への信頼感をはぐくんでいくが、特にスキンシップは大きな役割を果たすと言われている。この基本的な信頼感を心の拠りどころとし、徐々に身近な人に働きかけ、行動範囲を広げていく。

２．幼児期初期

１歳から３歳ごろの時期。言語の獲得が急速におこり、自己主張が出てくる。自ら行動することで「自律性」をもつ一方、うまくいかない（いかないかもしれない）という「恥と疑惑」を同時に体験する。ここで得られる基本的強さは「意思」である。

身近な人や周囲の物、自然などの環境とかかわりを深め、興味・関心の対象を広げ、認識力や社会性を発達させていくとともに、食事や排泄、睡眠といった基本的な生活習慣を獲得していく時期である。

３．幼児期後期（遊戯期）

３歳から６歳ごろの時期。「あれもしたい、これもしたい」といった、自分で考え、行動する「自主性」がでてくる。また保護者からの規制や助言といった、自分とは異なる大人との関わりによって、その善悪の判断、安全・危険の判断（俗に言う、社会性やルール等）が

44　大野久「アイデンティティ概念再考」『教職研究』立教大学教職課程研究室 , 第 34 号 . 4 頁 .

育まれる。そこで思い通りにならないことや叱責・処罰を受けるのではという「罪悪感」も体験する。ここで得られる基本的強さは「目的（をもつこと）」である。

子ども同士で遊ぶことなどを通じ、自らと違う他者の存在や視点に気づき、自分の感情や意志を表現しながら、協同的な学びを通じ、十分な自己の発揮と他者の受容を経験していくことで、社会性の基盤を身に着けていく時期である。

４．学童期

６歳から 13 歳ごろの時期。主な生活の場は家庭から学校（同世代のコミュニティ）へ移っていき、他者とのかかわりや成績などの評価の中で自分の得意・不得意を感じとっていく。その中で積極性を活かしながら工夫や努力をし、目的を達成する。このときの原動力となるのが「勤勉性」である。一方、失敗や叱責、勉強や運動などでの敗北を通じて「劣等感」を体験する。これらを通じて基本的強さである「有能感（自己効力感）」を獲得する。

学校で知識や技能を身につけ、仲間との集団関係を育成する時期であり、学校での同年齢集団が，子どもの社会化の力を養う上で重要な存在となってくる。また大人の言うことを守る中で、善悪についての理解と判断ができるようになる。これらを通じて、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎が形成される。高学年になると、物事をある程度対象化して認識することができるようになり、抽象的な思考にも適応する。自分のことも客観的にとらえられるようになるが、一方、発達の個人差も顕著になる。身体も大きく成長し、自己肯定感を持ちはじめる時期であるが、人や環境によっては、自己に対する肯定的な意識を持てず、自尊感情の低下などにより劣等感を持つこともある。

５．思春期・青年期

13 歳から 22 歳ごろの時期。この時期は第 2 次性徴や異性への関心、性的欲求の衝動といった様々な変化が多く起きる。また小学校時代とは異なる、より大きく、様々な地域や特性を持った同年代の集団の中で生活をすることになる時期でもあり、家族や学校といったコミュニティでの役割、相手にとっての自分の存在など、それぞれの場面で異なる役割を統合した自分（アイデンティティ、自我同一性）を形成していく。理想とする人に近づきたいと同様のふるまいをしたり（同一化）、その過程で失望を感じたりというプロセスを経て、本来の自分を獲得する。これが「同一性の確立」である。それに伴い、孤独や迷いといったネガティブな力による「同一性の拡散」も体験する。この時期の「確立」と「拡散」拮抗のプロセスは、これまでよりも大きな労力を要する複雑なものである。結果、自分の属するコミュニティ等への「忠誠心・帰属感」といった基本的強さを獲得する。

人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通して、自己を見つめるとともに、社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力を育む時期である。また自らの同一性を確立する過程において、その後の人生のあり方（キャリア）を選択していく。

6．成人期初期（前成人期）

22 歳から 40 歳ごろの時期。社会に出ていく時期であり、友人や恋人といった「親密」な関係性を構築する。一方、それらの関係性が壊れるのではないかといった不安や、相手との価値観の相違などからくる「孤独」を感じることもある。親密な関係性の構築は、性的な関係や結婚といった社会的結びつきへとつながっていく。そして、基本的強さとしての「愛」を獲得する。

個としてのアイデンティティ（「自分の存在は何たるか」）に加え、関係性にもとづくアイデンティティ（「自分は誰のために存在するのか」）も形成される時期であり、職場や家族、地域社会との交流を保持し、発展させていく。属するコミュニティとしての家族は、自分が生まれ育った家族（定位家族）から自分（たち）がつくる家族（生殖家族）へと移行する。また社会生活を通じてキャリアの根幹となる価値観を確立させる時期である。

7．成人期後期（成人期）

40 歳～ 65 歳ごろの時期。自分自身は確立され、変化が少なくなってくる時期である。自分中心から、次の世代（子どもや後輩など）の育成といったことに関心をもつようになる。またそのことを通じて、自身の成長と他者（後輩）からの信頼といった良い循環が生まれる。これを「世代性」と呼び、基本的強さとしての「世話（ケア）」の力が備わっていく。一方、次世代へのかかわりが希薄になると、「停滞」というネガティブな力が働き、頑固、融通が利かないなどと周囲から評される結果となる。

前半期はいわゆる「働き盛り」であり充実しているが、後半期になると体力・気力に低下がみられ始め、それまでの獲得的・上昇的変化から喪失や下降の変化へと転じるという時期となる。周囲との関係性にも変化が訪れ、家族間では子どもの自立に伴う親役割の終了や、自分自身の親の介護、社会生活では定年を迎えることで職場というコミュニティからも離れる。自己の有限性と発達可能性との葛藤を経て、より適応的な人生の在り方を再獲得していく時期である。

現代社会においては、シビアな労働環境や子育てに関する経済的・心理的負荷等、多様で過重なストレスに直面することも多い。

8．老年期

65 歳以降の時期。身体的機能には衰えがみられるが、それらを補うようにこれまでの経験や知識等が「統合」される、いわば人生の集大成の時期ともいえる。これは自分の身近なコミュニティだけでなく、より大きな世の中や人類全体といった視点に立っていることが特徴である。またそのような広い視野の中で、自分の死もやがて受容する。これを受け入れられないと、「絶望」というネガティブな力となる。

寿命が延びたことで、人生全体に占める老年期の期間は増えている。職業生活を終えるこ

とで、余暇活動や趣味、地域参加などを行い、新たなライフスタイルを獲得する良き機会ともなり得る。一方、収入の低下や親しい人との離別（主に死別）に伴う貧困や孤立の問題にも直面し、経済的・身体的・精神的サポートが必要となる。

第２節　ライフサイクルと多文化共生推進施策

多文化共生推進のための施策は、対象者の増加や多様化に伴い、基本的には拡充しているが、その考え方の基準となるのは課題領域である。ここでは、2020 年に改訂された「地域における多文化共生推進プラン」で発表された施策をライフサイクルの各段階にあてはめてその充実度の検証を試みたい。

１．乳児期

この時期に必要なものはもっとも手厚い庇護・保障による「絶対的安心感」であり、母子（親子）一体となった支援が必要である。「推進プラン」では「子ども・子育ておよび福祉サービスの提供」として母子健康手帳の多言語化や、サービスの必要な外国人住民の把握が明記されている。また複数国籍世帯にも言及し、子どもは日本国籍だが養育者が外国人であるというケースも想定している点は、より現実に即した対応といえる。一方、予防接種の時期や内容、保健師・助産師による家庭訪問など、それぞれの出身国との制度的ちがいに関する情報提供は具体化されていない。日本の母子保健制度は非常に充実しており、在留資格がなく社会保障の対象外になる家族でも利用可能である制度も限定的であるが存在する[45]。妊娠・出産を機会に日本社会とのつながりをもつ世帯もあり、早期に適切な支援につなげるためにもわかりやすい形での情報提供は重要である。また、地域での交流の場（子育てサークル等）の提供についての具体的施策は明記されていないが、孤立を防ぎその後の社会参画を促すためにも今後必要である。

2. 幼児期初期

家庭から地域へとかかわりが深くなっていく時期であり、自律的な行動や主張を行うようになる。また、意欲や自信、自立心、自制心、協調性や共感性といった「非認知能力」を養う時期でもある。この時期に関する施策の記述は少なく、保育における多文化対応のみとなっている。家庭のみに閉じこもらず、地域社会との交流の場をもつこと、またそのための多言語ツールや「やさしい日本語」の活用を保育者等に周知する必要がある。

45　母子健康手帳の交付、養育医療、法定予防接種、入院助産制度に関しては自治体判断で適用が可能である。「外国人の医療と福祉に関する質問主意書（2000 年 4 月 28 日第 147 回国会質問第 26 号 参議院議員 大脇雅子）」より。

3. 幼児期後期

他者とのかかわりを通じて社会性を獲得しはじめる時期であり、幼児期初期同様、非認知能力の養成が重要である。施策には幼児教育制度の周知や言語・習慣面での配慮が記載されているが、具体性は乏しい。この時期の適切な介入が、その後の人生において学習のみならず就労や犯罪抑止などに影響を及ぼす[46]ことから、この時期に適した日本語・母語の学習や集団活動、地域全体での見守りや交流などを積極的に展開していくことが望ましい。また、集住地域でないところでは、外国人保護者どうしの交流のためのICTの活用なども望まれる。

4. 学童期

主な生活の場面が学校になり、学習や運動に対する努力を通じてさまざまな能力を身につける。改訂によりもっとも施策のボリュームが増加しており、さらに施策の筆頭にあげられている。内容も就学状況や受け入れ学年等の柔軟な対応、日本語学習支援のための加配、不就学への対応等当該年齢のすべての子どもに目が向けられている。学習の場として日本の学校だけでなく外国人学校も視野に入っているが、学習内容にまで踏み込んだものではない。また、1日の多くの時間を過ごす「生活の場」としての学校の位置づけに関する施策、例えば、学校給食での文化的配慮や学校保健については特に見当たらない。一部自治体やNPO等で実施されている母語（継承語[47]）教育も全国レベルの施策としては入っていない。

5. 思春期・青年期

心身ともに大きな変化を経験し、個としての核となるアイデンティティを確立させる時期である。学校での学習に関しては、教育施策として進路指導（高校等への進学）、学齢を超過した外国人への配慮といった施策があげられているが、高校等への進学後の支援は小中学校に比べて手薄な印象である。入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定を推進するとあるが、入学後の配慮についての記載はない。また、学習面以外での施策が存在しない。たとえばアイデンティティ確立のための居場所づくりや学校における就業支援、性行動の活発化に伴うリプロダクション（性と生殖）に関する理解促進はいずれもこの時期には重要であり、専門家やNPO等も含んだ施策が望まれる。

この時期に来日する留学生は年々増加していることから、留学生に対する施策が具体化している。就職支援や地域交流の場の提供があげられているが、これは日本で育った青年にも適用できる内容であり、「若者への支援」として包括的な施策とするのも一案である。

46　1960年代、米ミシガン州の低所得アフリカ系アメリカ人の子どもを無作為に抽出し、教育的プログラムを実施したグループと何もしなかったグループを40年間にわたり追跡し、学歴や収入、犯罪率などを比較した「ペリー就学前プロジェクト」等の研究がある。

47　家族とのコミュニケーションやルーツとなる文化の理解のための言語という概念。

6. 成人期初期（前成人期）

自己のキャリア形成を通じて帰属意識を醸成する時期である。就業だけでなく、起業支援についても言及しているが、現実には外国人の就業は日本語能力によって左右されることが多く、日本語教育施策の中に、就業にシフトした日本語学習のカリキュラム充実が必要である。また、技能実習の現場で多くの法令違反が発生しており[48]、人権保護のために基本的な労働法規や救済策についての情報提供を多言語で実施することは急務である。また、就職とともに日本語学習の機会（時間等）が制限されることが多いため、夜間やオンラインによる学習等、学習方法の選択肢を増やすとともに、それらに対応できる人材育成も必要である。地域生活では、家庭を築き子育てにかかわる年代でもあり、交流を通じて地域の担い手となれる機会提供が望まれる。

7. 成人期後期（成人期）

子育てや職場での後輩指導など、次世代の育成にかかわる時期であるが、この時期に特化した施策は特にみられない。また生活習慣病などのリスクが高くなる年齢であり、予防医療や健康診断の受診は本人の健康維持だけでなく、医療費の抑制にも効果的である。地域保健や産業保健の現場でも多言語対応等の施策が必要である。

8. 老年期

オールドカマーはもちろん、1980 年代に来日したインドシナ難民や、ニューカマーといわれる日系ブラジル人にも高齢者は増加している。移住には健康状態が良好であることが必要であり、健康的なアドバンテージ、いわゆるヘルシー・マイグラント効果が働くとされているが、日本においては高齢者の死亡率はむしろ高く、中でも自殺による死亡が高い[49]ことは、この時期の発達課題が達成されていないことの証左のひとつである。安心して暮らせる地域環境を整えることは喫緊の課題である。しかし、高齢者に関する施策の記述は改訂版では削除されており、あらためての施策が必要である。

9. その他―ライフサイクル全体を通じた施策

災害や感染症等の不測の事態に関しては、国籍や世代を問わない施策として、迅速かつ正確な双方向での情報共有が必要である。いずれも施策に盛り込まれており、多言語対応の他､感染症においては人権への配慮にも言及している。災害に関しては関連の記述はないが、1923 年の関東大震災以降、外国人に対する差別的な流言飛語は後を絶たず、SNS 等の普及

---

48 「外国人技能実習生の実習実施者に対する平成 30 年の監督指導、送検等の状況」によると、70.4% の事業場で労働時間等の法令違反が認められた。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06106.html（2021 年 1 月閲覧）

49 小堀栄子他「日本在住外国人の死亡率・示唆されたヘルシー・マイグラント効果」『日本公衆衛生雑誌』第 64 巻 12 号 , 日本公衆衛生学会 , 2017 年 .

により「拡散」の速度は早まる一方である。根底には理解不足が要因としてあり、これを反転させるための施策として、意識啓発と社会参画支援は今後さらに重要性を増すと考えられる。

おわりに

日本は人口減少社会に突入し、社会を維持するための現実的な方策が必要とされている。そのためには生活場面を「縦割り」にするだけでなく、ライフサイクルの各時期に応じた横断的な施策や支援を考えることも有効である。しかし、来日目的や在留資格によって、日本での在留期間や年齢は一定でない。技能実習生のように初めから在留の上限や活動内容が定められており、地域住民としての意識を持つことが難しい場合や、親の結婚に伴う呼び寄せ等 100% 自発的とは言えない動機で来日する人々もいる。また、留学生家族のように、学習言語として母語または英語を優先させたい場合もある。個々にオーダーメイドした施策は現実問題として難しいが、どのような背景をもっていても、安全・安心に生活していけるユニバーサルな地域づくりを行うことがこれからの日本社会に欠かせない。そのためには、これまで以上に地域住民のコミットメントを促進し、上意下達だけでない支援システムに依拠した「多文化共生社会」としてのアイデンティティを形成していくことが必要である。

インターネットによる人権侵害

竹内　和雄

第１章　私たちの社会とインターネット …… 46
　第１節　インターネット問題の現在
　第２節　子どもとネット

第２章　子どものネット使用の実態 …… 47
　第１節　幼児のネット利用率
　第２節　小中学生のスマートフォン所持率
　第３節　日常的なネット接続率
　第４節　帰宅後すること
　第５節　子どもたちとネット

第３章　ネット上の人権侵害 …… 55
　第１節　ネット上の誹謗中傷
　第２節　子どもたちのいじめ

第４章　SNS 等での被害実態 …… 60
　第１節　SNS 等に起因する児童被害

第５章　これからのために …… 62
　第１節　産官学の取組
　第２節　他律から自律への緩やかな移行
　第３節　「怖がらせる」から「考えさせる」へ

第１章　私たちの社会とインターネット

第１節　インターネット問題の現在

急激な勢いで、私たちの生活にインターネット（以下、ネット）が入り込んでいる。簡単に何でも調べることができ、簡単に連絡をとることができるようになった。多くの家電にもネットが活用されていて、私たちの生活は以前では考えられないほど便利になった。この状況は今後も変わることなく、推進されていく。

政府は 2016 年、第 5 期科学技術基本計画を発表した。これから私たちが進む道を Society5.0 と表現した。Society1.0 狩猟社会、Society2.0 農耕社会、Society3.0 工業社会、Society4.0 情報社会の先に Society5.0 新たな社会、超スマート社会を位置付けた。内閣府の HP の記載を引用する。「Society 5.0 で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります」（総務省、2016）。バラ色の未来予想図である。

私ももちろん、この方向性を支持するが、しかし、だ。まだ私たちの社会はネットを十分に使いこなせていない。Society5.0 につながるイメージを「光」の部分とすると、その反対側の「影」の部分もまだ私たちの社会には厳然と存在している。

私は、長くそういう、ネットの「影」の部分、特に子どもたちへの影響について研究してきた。本稿では、そういう影響について、特に「インターネットと人権」というテーマに沿った内容で記載していくつもりである。

第２節　子どもとネット

ネット依存、ネットいじめ、高額課金、フェイクニュース…。マスコミは連日、子どもとネット問題で溢れている。

私は元中学教師で、2012 年に現職についてからも、多くの機会に子どもたち自身が「スマホやネットとのかかわり方」等について話し合う、「スマホサミット」に年間 30 回以上関わっている。また、内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」の企画分析に関わり、文部科学省「学校における携帯電話の取扱いに関する有識者会議」の座長としても活動した。そういう状況なので、比較的この種の問題について情報が集まりやすい位置にいる。

今回は、そういう立場の私が見えている状況をできるだけ具体的に記載したいと考えてい

る。また、この種の問題は、日々状況が変化している。できるだけ具体的にデータを交えて記載するつもりだが､記載がすぐに古くなってしまう懸念がある。そういう状況を恐れずに、2020 年冬の状況をできるだけ克明に記載する方針とする。

第２章　子どものネット使用の実態

第１節　幼児のネット利用率

ネット利用の低年齢化が急速に進んでいる。以下のグラフは、私が関わっている、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府、2020）のデータを私がグラフ化したものである。

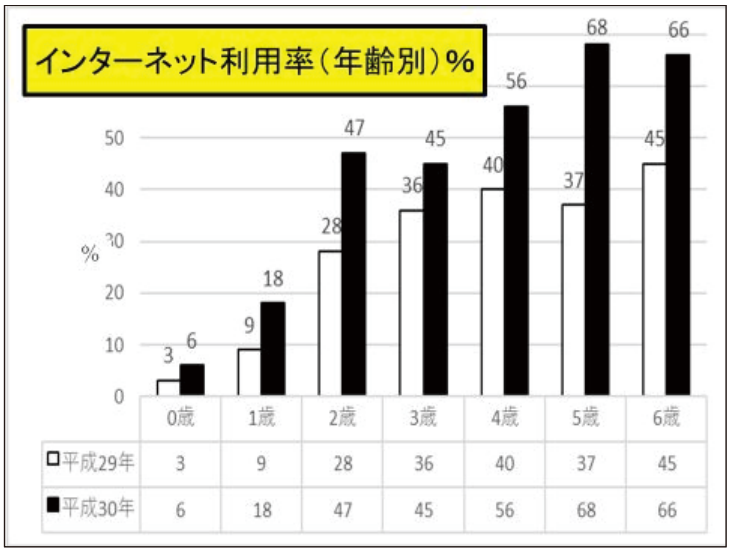

図１　年齢別インターネット利用率（内閣府、2020）

見てわかるように０歳児がすでにインターネットを使っている。０歳児は勝手に使えないので、保護者が見せているのだろう。このように乳幼児のインターネット利用は、子ども自身が利用するだけでなく、保護者が与えている場合も多いのが他の年代との違いである。

平成 29 年の４歳児はすでに 40％がネット利用をしていて、５歳児の 37％を上回っている。１年後の翌 30 年、５歳児は 68％で、６歳児の 66％を上回っている。私は長く、この種の調査に関わってきているが、基本的には右肩あがりのグラフで、年齢が上がるほど利用率等は上昇する。このような逆転現象は極めて珍しい。興味を持った学生と聞き取り調査をしてみると､驚くべきことが判明した。結果を端的に書くと「母親の変化」である。つまり、「ネット利用に慣れた母親が育児にもスマホを活用している」ということである｡つまり「ネット・ネイティブ２世問題」が起き始めているのである。熟さない言葉なので解説しよう。彼

らは「ネット・ネイティブ」の子ども、つまり「ネット・ネイティブ２世」なのである。今後、この年齢の子どもたちは他の子どもたちと違った育ちをしていくと私は予想しているが、「ネット・ネイティブ２世」は私がこの原稿を書いている 2020 年冬は小学２年生。来年は小学３年生になる。幼児からネットを使いこなしている子どもたちが今後、大挙して学校にやってくる。正念場を迎えるだろう。

さらに４歳から５歳への１年間で、実に 28 ポイントも利用率が高まっている。国の調査でこの上昇も異例である。子どもたちに何かが確実に起き始めていると考えてよいだろう。もちろん幼児は勝手に動画を見ない。家事に集中するために YouTube 等を見せている場合も多いだろう。これ自体は昭和のテレビ、平成のビデオの代替えで今にはじまったわけではない。しかしテレビやビデオは終わりがあるが、ネットには動画が無尽蔵にある。「関連動画」をタップすれば興味があるものがどんどん再生される。「関連動画」に何を配置するかは AI が活用されていて、個人ごとにリストは最適化されているという。企業努力としては素晴らしいが、放置できない状況にまで来ている。

第２節　小中学生のスマートフォン所持率

次は小中学生のスマートフォン（以下、スマホ）所持率（小学生は 10 歳以上）について。次のグラフは前掲書から筆者が作成したものであるが、小中学生のスマホ所持率が年々上がっていることがわかる。特に小学生の上昇は予想以上で、令和元年には約半数が所持するようになった。

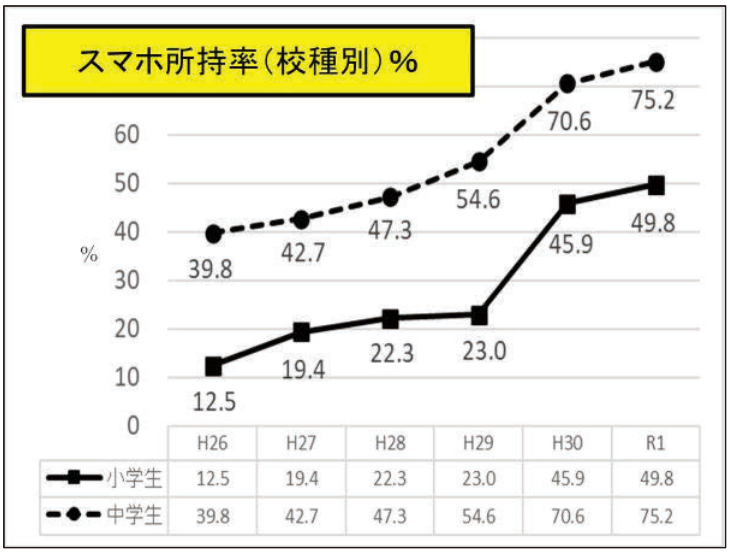

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学生	12.5	19.4	22.3	23.0	45.9	49.8
中学生	39.8	42.7	47.3	54.6	70.6	75.2

図２　スマートフォン所持率（内閣府 2020）

子どもたち、特に思春期の子どもたちは同調圧力が強く、約８割が所持すると、「みんなが持っている」と感じるようになる。約８割所持の場合、主導権は８割の側にあり、持っていない２割は少数派になってしまう。兵庫県の中学生４人に集まってもらって雑談した。なお本稿での雑談は個人が特定できないように、順番や性別等、改変を加えている。

実施時期　2020 年 12 月
実施対象　兵庫県公立中学３年生男女各２名

筆者　スマホはどれくらい持っていますか？
Ａ子　ほぼ全員、持っています。
Ｂ子　女子は持ってないといろいろ面倒です。
Ｃ男　持ってない子もクラスに４～５人いるけど、話題に入れない。
Ｄ男　「陰キャ」とか言われる。
Ａ子　それは怖い（笑）
Ｂ子　部活の連絡も基本 LINE だから。
Ａ子　スマホがないとその子にだけ電話。
Ｄ男　お母さんのスマホに LINE したり（笑）
Ｃ子　そういう場合、細かい連絡はいかないよね。
Ｂ子　遊びの予定を知らなかったり…。
Ａ子　それは怖い（笑）
Ｂ子　怖いから私は中１の５月に買ってもらった。
Ａ子　私は中１の６月。
Ｂ子　「スマホ、みんな持ってるから買って」
Ａ子　「持ってないといじめられる」って、私は泣きを入れた（笑）

Ａ子は「怖い」と表現するが、思春期の子どもたちにとって、話題についていけないことや自分だけ一緒に行動できないことに強いリスク意識がある。そのため保護者に「みんな持ってるから買って」、となるのだろう。たしかに「持ってないといじめられる」と言われると保護者は弱いだろう。

令和元年の小学生の所持率は 49.8％とほぼ５割である。筆者の最近の調査では小学校高学年の所持率は軒並み６割を超えている。中学生で起こったことが小学生でも起きていると推察できる。前述の通り、今後「スマホ・ネイティブ２世」が成長してくる。私たちの社会はその時期を見据えて、対策を講じておくことが急務である。

第３節　日常的なネット接続率

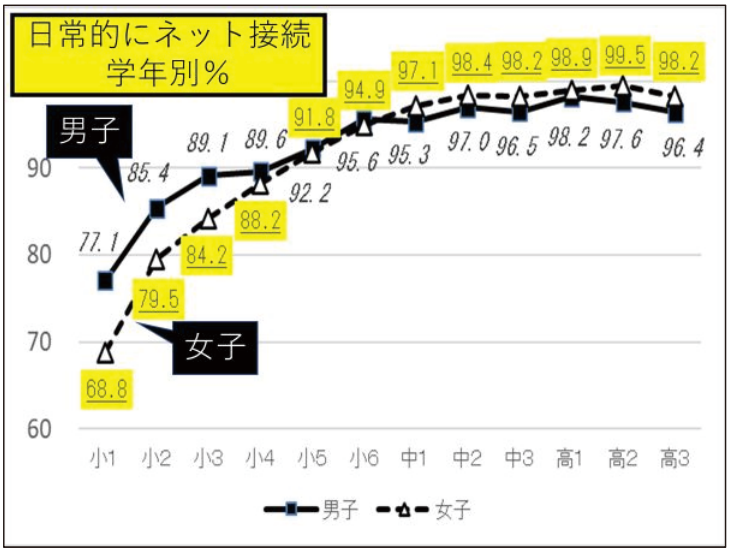

図３　日常的にインターネットに接続する割合（大阪府、2020）

ここからは筆者が 2020 年９月に大阪府青少年課と共同で取ったアンケート調査結果から筆者が作成したものである。府下の小中高校生 27,188 人を対象とした大規模調査である。

まず上は「日常的なネット接続割合」。小１ですでに男女ともに約７割がネット接続しており、小学校高学年で９割に達する。さらに詳しく見てみると、小学校低学年の間は男子の方が接続率が高いが、小学校高学年で逆転して女子が高くなる。このあたりを先の中学生に聞いてみた。

Ｃ男　低学年の間はゲーム機。
Ｄ男　最近の小学生は任天堂 Switch とかでオンライン対戦してる。
Ｃ男　コロナ休校とか、学校もなかったし、公園でも遊べなかった。
Ｄ男　自分の家でみんなでゲームしてたよな。
Ｃ男　フォートナイトとか荒野行動とか。
筆者　どんなゲーム。
Ｃ男　100 人で無人島で殺し合う。
Ｄ男　生き残った人が勝ち。
Ｃ男　５人くらいのチームで闘う。
筆者　みんなで闘うわけ？
Ｃ男　ボイスチャットで相談しながらやる。
Ｄ男　自分が行かないとみんなの命が危ない（笑）
Ｃ男　命がけだから欠席は許されない（笑）

A 子　男子は大変（笑）
C 男　ほんまそれ。
D 男　課金してアイテムゲット！
B 子　女子は SNS だからそこまで必死じゃないよ。
C 男　でもインスタ映えとか、いいねとかたいへんそう（笑）
B 子　まあね、でも楽しい範囲。
筆者　どんなアプリ？
A 子　Twitter か Instagram かな。
筆者　LINE は？
A 子　LINE は業務連絡。
B 子　そだね。
C 男　うん。部活とか授業とかの連絡が来る。
筆者　個人的なやり取りは？
A 子　私は Instagram の DM が多いかな。
B 子　私は Twitter。
筆者　どうやって決めるの？
A 子　相手によって何となく。
筆者　どちらもやってない子はいないの？
A 子　親がやらせてくれない場合も多い。
B 子　そういう場合は LINE でやるかな。
B 子　最近は TikTok も
筆者　TikTok って SNS ？
A 子　うん。

コロナ休校中、男子生徒は日々、オンラインゲームをしていたと言う。ゲームと聞くと、私たちファミコン世代は、一人でテレビ画面に向かう姿を想像するが、彼らのゲームは違う。5 人程度で同じゲームに参加する。ボイスチャットという機能があり、しゃべりながらプレイする。ゲームの強さは彼らにとってステイタスで、強くなりたいために課金してゲームに有利なアイテムや武器を手に入れる場合も多いと言う。

一方、女子はゲームよりも SNS が多いと言う。Twitter や Instagram が最近は多いようで、以前のように LINE 一辺倒ではないようだ。DM でのやりとりが多いと言い、彼らは「ディーエム」と呼ぶが、正式には「ダイレクトメッセージ」で、アプリ上でメールのように個人的なやり取りができる。

第４節　帰宅後すること

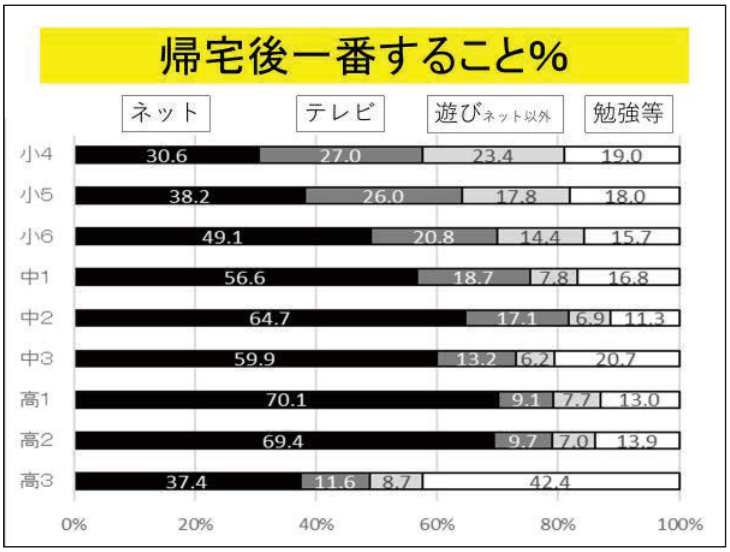

図４　学年別「帰宅後一番すること」

「帰宅後一番何をしますか？」という質問への回答で、子供たちが平日、家庭で何をしているかを探った。選択肢は傾向がつかみやすいように、事前調査で回答の多かった「ネット」「テレビ」「ネット以外の遊び」「勉強等」の４つに絞った。

小学４年生では、４つの選択肢へ同じくらいの割合で回答しているが、年齢が上がると、「ネット」という回答が増える。さきほどとは別の高校生４人と雑談した。

実施時期　2020 年 12 月
実施対象　兵庫県高校３年生男子２名女子２名

筆者　どう思う？
Ｅ男　まあ、そうね、って感じかな。
Ｆ男　基本テレビ見ないよね。
Ｇ子　テレビは勝手にやってるからね。
筆者　勝手にって？
Ｇ子　時間が決まってるから、私たち暇じゃないっていうか…。
Ｈ子　YouTube はいつでも大丈夫だから見ちゃうかな。
Ｅ男　ネット以外の遊びは、場所がない。
筆者　場所？
Ｆ男　公園でサッカーしてたら怖いオバサンが怒りに来る！
Ｅ男　「この公園は球技禁止よ！」

Ｆ男　「小さい子が遊べないでしょ！」ってね。
Ｅ男　僕らも遊び場ないからね。
Ｆ男　ほんまそれ！
筆者　受験生でも勉強が一番じゃない子もいる？
Ｅ男　僕らは塾で勉強
Ｇ子　家は誘惑が多いから勉強にならない
筆者　誘惑？
Ｇ子　スマホとかスマホとかスマホとか（笑）
Ｅ男　ゲームに電話に漫画に YouTube…。
Ｈ子　塾に行ったらスマホ、触れない。
Ｆ男　僕は学校に残って勉強。
Ｇ子　家には「勉強は持ち込まない主義」って子多いよね。
Ｆ男　ああ、僕もそれそれ。
筆者　塾に行けない子は？
Ｆ男　そんな子いないよ
Ｈ子　私の友達はマクドナルドでしてる。100 円でコーヒー注文して。

年齢が上がると「ネット」の回答が増え、中学生になると過半数が「ネット」と答えるようになる。一方、「テレビ」や「ネット以外の遊び」は減少していく。雑談からもわかるように、「ネット」は彼らの生活状況にマッチしているのだろう。塾や習い事等で忙しい彼らにとって、放映時間が決まっている「テレビ」は合わなくなっていて、いつでもアクセスできる YouTube 等が合うのだろう。さらにネット以外で遊ぼうと思っても、公園等のリアルの遊び場は「球技禁止」等でそもそも遊ぶことができない。そういう状況もあって、ネットが増えていくのだろう。

さらに雑談からわかったのは彼らの学習状況である。彼らの多くが自宅の勉強机を勉強場所に選んでいないことである。勉強の阻害要因として、スマホを挙げているが、スマホでは「ゲーム」「電話」「漫画」「YouTube」等、いろいろなことができる。そのほか、SNS や検索もできる。スマホを触れない「避難場所」として「塾」「学校」等を挙げていて、塾に行けない子は「マクドナルド」等でお金を払って学習環境を手に入れている。私たちの世代も多くが図書館等で学習していたが、そこで手に入れた学習環境は「静寂」であったと記憶するが、今は「スマホを触れない状況」なのだろう。

第５節　子どもたちとネット

以上、見てきたように、私たちが思っている以上に子どもたちの間にネットは深く浸透し

ている。時間的にだけでなく、彼らの意識も急激に変化しているようだ。私は長く、彼らの生活がLINEに支配されている状況を報告してきたが、今回話を聞いた高校生諸君はすでにLINEからも離れつつあるという。

Ｇ子　最近、LINE減ったよね。
Ｈ子　文字だけだから伝わりにくい。
Ｇ子　最近はすぐ電話するよね。
Ｅ男　LINE電話は無料だからすぐに電話しちゃうかな。
Ｇ子　彼氏と寝落ちするまで電話してる子もいる。
Ｈ子　結構いるよね。
Ｇ子　文字書くのまどろっこしいからすぐ電話、ってなる。
Ｈ子　コロナ休校のとき、ずっと電話してたからな。
Ｅ男　グループ通話ってやつだろ？
Ｇ子　５人くらいで３時間とか話してたよね。
Ｅ男　「LINE飲み会」とかやってたよね。
筆者　飲み会？
Ｅ男　あ、ジュースとポテチで盛り上がる（笑）

私たちの世代の場合、リアルが「主」で、ネットが「従」という明確な区別がある人が比較的多い。しかし、彼らの多くは、どちらも「主」だという。数年前のことだが、象徴的なエピソードとして私とゼミ生との会話を提示しよう。卒論ゼミのあと、私のゼミ生たちがゼミ室で談笑している場面に私が別の用事で入った時のやりとりである。前後のやりとりからゼミでの卒業旅行について話しているのがわかった。５人のゼミ生がしゃべっているがそのうち４人がスマホに何やら打ち込んでいる。

旅行の幹事と思しき男子学生はスマホを持たずに熱心に話しているのがかわいそうに思えて老婆心だが口をはさんだ。

筆者　おいおい、旅行の話だろ？　みんなスマホやめたら？　何してるの？
Ｉ子　あ、私、高校の友達と同窓会の話、LINEでしてる。
Ｊ男　僕は今、親と帰省の相談、友達と飲み会、バイトの調整のLINE。
筆者　せっかく旅行の話してるんだから、そっちを優先したら？
Ｊ男　あ、僕は今は親との会話がメイン。旅行はあとでしっかり関わる。
筆者　ん？　リアルが当然、メインじゃないの？
Ｊ男　そういう時もあるけど、今は親が急いでてメイン。
Ｉ子　私たち、いろいろ忙しいんで、それぞれ。

その後、ゼミ生たちに丁寧に説明してもらって、状況を私なりに理解できた。ゼミが長引いたので、ゼミが終わってLINEを開いたら4つのグループでのやりとりが必要になった。「保護者」「友達」「バイト先」「ゼミ生」。そのうち3つがLINEでのやりとりで、1つがリアルでのやりとり。そのときは親が正月の予定を組むのに急いでいるようなので、その対応をメインにしながら、他のやりとりを同時進行で進めているという。周囲もそういう状況には慣れているようだった。「リアルの会話ももちろん重要ですが、LINEの会話といっしょ」という学生の言葉が印象的だった。

本稿はこういう状況の是非を問うものではない。また、こういう状況を私たちの世代がダメだと主張しても、彼らの日常生活で、しかもお互いが納得している状況なので、改善は難しい。我々の世代は、そういう状況をまず理解したうえで対策を考える必要がある。

本稿は、人権問題についてのものだが、こういう前提条件を知ったうえで考えていくことが必須である。

第3章　ネット上の人権侵害

第1節　ネット上の誹謗中傷

2020年5月、「女子プロレスラーがネット上の誹謗中傷を苦に自殺したのではないか」という報道が連日マスコミをにぎわせた。社会問題になり、政府も大きな反応を示した。菅官房長官（当時）は記者会見で「ネット上の権利侵害や匿名発信者の情報開示の手続きを進める意向」を示している（日本経済新聞、2020年5月25日）。公明党石田政調会長は「SNSで批判された人は傷つく。発信した人にどう責任を自覚してもらうかが大事」と発言している（産経新聞、2020年5月27日）。

2020年12月に誹謗中傷をした20代男性が書類送検され、今後実態があきらかになっていくだろうが、現段階ではまだわからないことが多い。亡くなられた方のご冥福をお祈りするしかないが、ネット上の誹謗中傷にここまで大きな関心が寄せられたことはない。せめて法整備を含めた対策が必要だろう。

第2節　子どもたちのいじめ

2020年10月22日、文部科学省が令和元年度問題行動調査結果を発表した。いじめの認知件数は61万件と過去最高。文部科学省は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」で、「いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価」としている。「61万件」「過去最高」と聞くと非常事態と思

われる方も多いと思うが、「喜ぶべき数字」なのである。そういう前提で、今回の結果について３つ、すなわち、「①重大事態の増加」「②ネットでの誹謗中傷、約１万８千件」「③小学校の重大事態、37.8％増」を取り上げる。

①重大事態の増加

今回、「重大事態」として報告されているのは723件とこれも過去最高で、昨年の602件から121件､実に約20％増加している。文部科学省も「いじめ問題に適切に対応することで、限りなく発生件数を零に近づけるべきではある」としている。重大事案は命の危険や不登校につながった疑いがあるもので、１つ１つから私たち大人は学ばなければならない。被害者がいて加害者がいる。被害者の苦しみは言うまでもないが、加害者も深く傷つく。私は長く公立中学校で生徒指導に関わったが、いじめ加害者の多くが悲しい結末を迎えている。被害者が仲間を組織して、首謀者をいじめのターゲットにするケースは、大人が知らない場面で実は数多く起きている。

１つ１つに実は、被害者だけでなく、いろいろなことが起きていて、事態の解決には長い時間を要する。私たち教育に関わる者は１つ１つの重大事態から学ばなければならない。いじめが起きたクラスの担任を責めるだけでは何も解決しない。なぜいじめが起きたのか、どういう指導が必要だったのか、学ぶべき教訓はないか、723件の重大事態から「チーム学校」として学ぶ姿勢がまず必要である。「チーム学校」は文部科学省が最近、強く打ち出している言葉で、いろいろな場面で目にするようになった。

文部科学省中央教育審議会、初等中等教育分科会（第102回）の資料「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」に詳しい。「チームとしての学校」を実現するためには次の３つの視点が重要だとしている。

専門性に基づくチーム体制の構築

まず、教員が、学校や子どもたちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むため､指導体制の充実が必要である。加えて､心理や福祉等の専門能力スタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進めるべきである。

学校のマネジメント機能の強化

また、「チームとしての学校」が機能するよう、管理職等に優れた人材を確保するための取組を推進するとともに、主幹教諭の配置促進や事務体制の充実等により、学校のマネジメント機能を強化することが必要である。

教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

さらに、教職員一人一人が力を発揮できるような環境整備も重要である。教育委員会や校長は、人事評価や表彰制度等を有効に活用し、人材育成に取り組むとともに、教職員が自らの力を十分に発揮できるよう、学校の業務改善を推進していくべきである。

②約１万８千件のネットでの誹謗中傷

もうひとつはインターネット問題。「インターネットやSNSでの誹謗中傷」は５年前の2.3倍17,924件。小学校の増加が著しく、前年度から21.8％増5,608件。私は、この数字は、「ネットトラブル」の実態よりかなり少ないと考えている。詳しく説明しよう。

最近の子どもたちはネットで誹謗中傷はあまりしない。ガラケー時代、いわゆる「学校裏サイト」等での書き込みは基本的に匿名であった。そのため「死ね死ね」と書いても、誰が書いたかばれなかった。しかし、今の子どもたちが使っているLINEにしても、Twitterにしても、誰が書いたかわかってしまう。今の子どもたちがネットで悪口を書くのは相当な勇気が必要である。みんなの前で自分の名を名乗って堂々と悪口を書けるのは、書く立場の人間（加害者）がよっぽど強い立場にいるか、書かれる立場の人（被害者）の悪口を公然と書いても大丈夫なくらい明確にいじめの標的になってしまっている場合くらいである。

今、ネットは悪口を言う場ではなく、「誤解からいじめに発展するような原因を作る場」であったり、「いじめ方法をこっそり相談する場」であったりがほとんどである。という前提条件に今回の数字を見てみると、ネットでの誹謗中傷が小学校で１年で20％も増えているのは、たいへんなことである。明確な「いじめられっ子」が１年で20％も増えたと読めるのである。

実際の事例を紹介しよう。私が８年前に神戸市で取材した例である。私の著作だけでなく、テレビや新聞等で何度も紹介していて、ドコモやKDDI等の「携帯電話安全教室」等でも典型例として示されているので、知っている方は多いと思う。今回はもう少し深いところまで紹介しよう。なお、事例は個人が特定されないように、多少の改変を加えている。

花子は小学６年生。友達（エミ＝クラスのリーダー的存在）にクマの縫いぐるみをもらってうれしい。ある日、クラスのLINE画面を見ているとエミが書き込んでいるので、うれしい花子は、クマの縫いぐるみの写真を撮って、「すごくかわいいでしょ！？」くらいの意味で書き込んだ。そういう状況である。以下、実際のLINEでのやりとりの再現である。（図５）

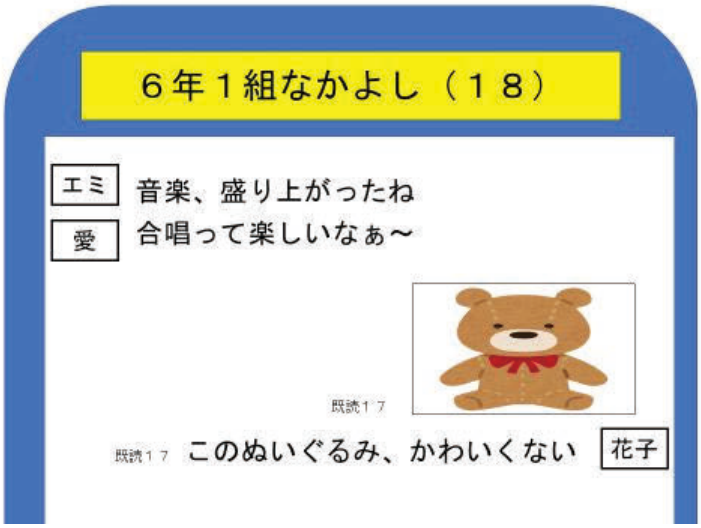

図５　LINEでのやり取り例

この後、誰からも書き込みがない。翌日、学校では、誰も花子に話しかけない。教室で花子は孤立し、そのまま不登校になってしまった。18 人中 17 人が「既読」なので、全員が読んでいることがわかる…。何が起きたかおわかりだろうか。

多くの機会で質問しているが、校長会等、年齢が高いと「花子が急に話題を変えたから」等の答えが多い。それもあるかもしれないが、子どもたちに示すと「あるあるやぁ！」と話し出す。「あるある」というのは、「彼らの中でよく『ある』事例」くらいの意味である。

子どもたちのいう「あるある」の例を示しましょう。花子は「このぬいぐるみ、かわいいよね？」くらいで書き込んだが、実際には「かわいくない」と「？」を添え忘れた。読んだエミは、否定的に「かわいくない！」と書かれたと思い、激怒した…。という顛末である。

このあと、エミはどうするか？　昭和のいじめっ子は、花子に直談判します。「花子、せっかくあげたのに、かわいくないってどういうこと！？　返してよ！」くらいでしょうか。しかし、令和のいじめっ子はそんなことはしません。スマートに LINE 上で花子を追いやります。どうするかわかりますか？

校長先生等は、「この前、研修で習ったが、LINE には退会機能があるんだろ？」としたり顔をされますが、子どもたちによると、「そんなあからさまなことは絶対にしない」と言います。退会機能を使うと誰が退会させたか明示されてしまうからである。ではどうするか？これも子どもたちは即答します。「花子以外の 17 人で別のグループを作る」である。そこで、「最近、花子、調子乗ってるよね？」と書く。リーダーがそう書くと周囲は状況を察知する。エミに「勘違いだよ」と進言する者は小学校高学年以降はいなくなると言う。このあたりを先の中学生諸君に聞いてみた。

筆者　花子ちゃん、かわいそうだよね？
A子　かわいそうだけど、花子の自己責任。
B子　気づかないといけないね。
A子　まあ、よくある感じだけどね。
筆者　止めるとしたらどうする？
C男　男子だったら「勘違いだ！」っていうけど。
D男　女子は難しいからなぁ。
A子　そんなこと書いたら、自分が粛清される。
筆者　粛清？
A子　教室に一人きりにされるって拷問だよ。
B子　たしかに。
筆者　このあと、なんて書き込んだら花子を救えるかな。
C男　「勘違いだ！」じゃなくて？
D男　「花子ちゃん、『？』つけ忘れてるよ？」は？

A子　う〜ん、ちょっと棘あるかも？
D男　「私はかわいいと思うけどなぁ」は？
A子　それいいかもね。

このような会話、やりとりがこれからの学校や家庭で必要なのだろう。私はもともと中学校の国語の教師だったが、10年前の時点で教科書には「メールの書き方」があり、国語の授業として教えていた。今はまさに、「誤解されない無料通話アプリでのやりとり」のようなことを教育課程のどこかで教えなければならない時期に来ている。国語なのか、道徳なのか、特別活動なのか、それは意見の分かれるところであろうが、教育課程全体で考えていかなければならない。先日、この例を私学の女子中学校で提示して、解決方法を求めた。グループワークで10分程度の時間を与えたが、1分程度で「『どっち？』が良い」という声が上がった。教室全体が大きくうなづいた。わかるだろうか？

これまで、いじめ撲滅の授業や取組で、よく「いじめ・ダメ・絶対」「傍観者になるな」等のスローガンが教師側から提示される。もちろん、私はいじめは人権侵害であり、「絶対に許さないこと」と認識している。しかし、である。先の文脈で、エミに対して「花子をいじめるな！」と詰め寄ることを推奨することが果たして正解だろうか？　もちろん、そういう正義感は大切だし、必要である。しかし、エミの勘違いを正面から否定して恥をかかせることは将来へ禍根を残してしまう。

私の研究室に出入りする学生たちは、年間300回近く、小中高校に出前授業に行く。その際にこういう事例を扱い、「賢い仲裁者になろう」と伝えている。自分の立場を守りつつ、花子を救い、さらにエミに恥をかかせない。5分程度時間を与えると子どもたちは自由に、しかも一生懸命考える。もちろん正解はなく、答えもさまざまであるが、そうやって集団で考えることが重要なのである。来るべき同様の機会にみんなで「正解」を模索できればよいのである。

先日、私自身がある高校で、この事例を示したときのことを紹介しよう。その時も書き込む内容として「？つけ忘れ」や「私はかわいいと思うよ」等が出てきたが、ある生徒Ｉ子が「私はどれもよくないと思う」と言った。その時の一問一答である。

筆者　良くないって？
Ｉ子　うん、余計もめる。
筆者　どうして？
Ｉ子　LINEでもめたとき、LINEで解決しようとすると余計混乱する。
筆者　どうしたらよいの？
Ｉ子　実際会って話すか、最低でも電話。

文字だけのLINEでは微妙なニュアンスが伝わらず、かえって混乱すると言う。経験上、よくわかるのだろう。スマホ・ネイティブが増えるということは、社会全体がこういうノウハウを共有するということである。

手前味噌だが、このあたりのノウハウを学生たちが書籍化した。「スマホ・ネット基礎・基本ワーク」（学事出版）である。私が監修しているが、この種の本としては最も実践的だと自負している。

③小学校の重大事態、37.8％増

小学校でのいじめ認知件数が1年間で13.8％増え484,545件。前述の通り、認知件数の増加は積極的に認知したもので、肯定的に受け止めるべきだが、問題は、小学校での重大事態が前年度188件から259件、実に37.8％も増えていることである。

この伸びは、小学生のネット使用とほぼ呼応していると私は感じているが、明確な根拠はまだここに示すことはできない。全てではないが、小学生のネット使用の増加が増加要因の一因である可能性は否定できないだろう。

指導体制の問題かもしれない。もしかしたら小学生が変わったのかもしれない。もしかしたらその両方かもしれない。戦後以来、私たちの国は、基本的に6・3制を採用してきた。昭和25年、女子の身長が伸びるのは12歳だった。当時の人たちはここを大人になる時期として、12歳からを中学生とした。小学生のうちは、1人の先生がすべての科目を担当する、担任制を採用した。当時はそれが正解だったのだろうが、今、女子が最も身長が伸びるのは小5である。6・3制の根拠がなくなってしまっているのかもしれない。文部科学省は、最近「小中一貫教育」「小学校での教科担任制」を導入しはじめている。「5・4制」「4・3・2制」等に切り替える自治体も出てきている。もはやネットの問題だけでなく、子どもたちへの教育、支援を見直さなければならない時期にきているのは明白だろう。

第4章　SNS等での被害実態

第1節　SNS等に起因する児童被害

①「SNS等に起因する児童被害」について

グラフ（図6）は、2020年に発表された、「SNSに起因する児童被害」をまとめたものである。説明が必要である。

まず「SNS等」「SNS」の2つの表記について説明する。警察庁は今年、「SNSに起因する…」として発表しているが、この調査は2017年までは「SNS等に起因する…」と「SNS等」とされてきた。「等」には「出会い系サイト」が含まれていたが、「出会い系サイト」での被害調査は、2017年で数が29件まで激減したため公表を終了している。そのため、それ以降の

調査は「SNS」と表記されている。

次に「児童」について説明する。学校教育法で「児童」と言えば、初等教育を受けている小学生、特別支援学校初等部の子どもたちを指しているが、児童福祉法でいう「児童」は18歳未満の者である。このグラフは警察が作ったものであるので、18歳未満の者を指している。以下、グラフから読み取れることを説明していこう。

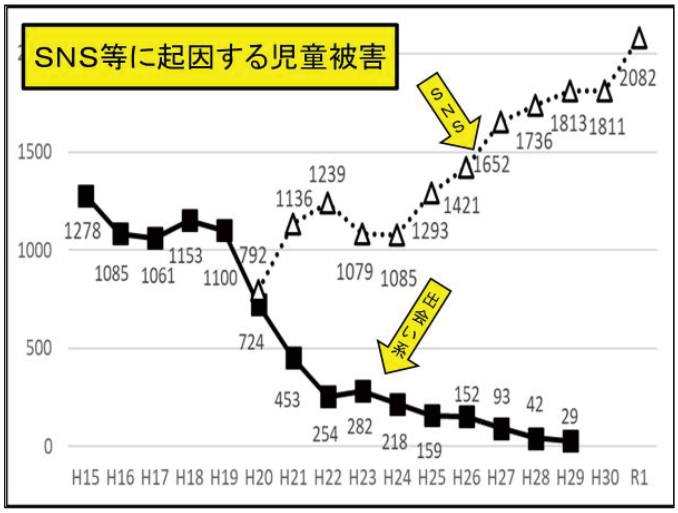

図6　SNSに起因する児童被害（警察庁、2020）

②出会い系での被害の激減

グラフには関係諸機関の飽くなき努力の成果を読み取ることができる。平成15年頃から20年くらいにかけて、いわゆる「学校裏サイト」が社会問題になった。文部科学省は平成20年4月「学校裏サイトが38,260件」と発表し、マスコミが連日、大きく取り上げた。そのあたりから国を挙げての取組が始まった。平成20年12月、出会い系サイト規制法（正式名称：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）が改正され、出会い系サイトでの被害は激減し、平成29年には29件にまで減り、警察庁はここでこの数字の公表を打ち切っている。

③SNSでの被害が急増

出会い系の被害がなくなったからといって、悪い大人がいなくなったわけではない。そういう大人は、出会い系ではない普通のサイト（SNS）で加害者になっている。

ここでも関係諸機関は努力しなかったわけではない。実際、成果が出て、平成22年頃、被害児童数は減少し始めているが、平成24年にまた上昇に転じている。私たち、ネット問題の研究者の間では、平成24年は非常に重要な年で、内輪では「24年問題」と話しているほどである。ネット関係のほぼすべての数字が平成24年を底に悪化している。スマートフォ

ンの登場がその原因だというのが衆目の一致するところである。詳しく書くとこうだ。

子どもたちがスマートフォンを利用するようになり、簡単にいろいろな人とやりとりができるようになり、さらにそれまでガラケーでの制限（フィルタリング等）が効かなくなってしまった。その後も関係諸機関が知恵を出し合い対策しているが、子どもたちの被害は全く減っていない。私も文部科学省だけでなく、内閣府や総務省等の政府の委員をいくつもしており、また警察庁だけでなく、10 程度の都府県警察のネット対策に協力しているが、残念ながら功を奏していない。令和元年度，SNS に起因する被害児童数は 2,082 人。とうとう被害児童が 2,000 人を超えてしまった。

Twitter や Instagram、LINE 等も、規約で使用年齢を決めたり、AI で危険な書き込みを見つけてブロックする等、対策を打ち出している。

産官学あげた取組が急務である。

④氷山の一角

日本中で 2,000 件という数字は決して多くないが、私は子どもたちの実態を考えるとき重要な数字だと認識している。この種の被害はなかなか表沙汰にならない。被害者が公表を躊躇するからである。実際、私もネットでの被害者に多く関わっている。目を覆いたくなるような惨状も多数あるが、マスコミで報道されるケースは稀である。また警察へ被害届を出すケースも少ない。今でこそなくなったが、以前は警察関係者に暗に「裁判等で恥ずかしいことを話さなければいけないから、被害届を出すかよく考えてください」と言われたケースまであった。2,000 件は氷山の一角で、実際は 100 倍以上あると見ている。「警察に被害届を出せたケースが令和元年は 2,000 件あった」とみるのが正しいところだ。

第５章　これからのために

第１節　産官学の取組

以上、子どもたちの置かれた惨状を見てきたが、待ったなしの状況である。今回はテーマがそれるので扱わなかったが、実際には子どもたちは、「ネット依存」「ゲーム障害」といった重要な問題も抱えている。これまで私たちの社会には「悲しい２分法」があった。

１つは「ネットは危険だから使わせるべきではない」という使用禁止派。もう１つは「ネットは便利だから規制なく使わせるべきだ」という使用肯定派。０か 100 かの争いである。私はどちらも大人として無責任だと主張してきたし、これからも主張し続けたい。

高度情報化社会を生き抜いていく子どもたちにネットを使わない選択肢はない。一方、手放しに使わせて良いほど私たちの社会は成熟していない。法律等の面だけでなく、ながらスマホをしているのは子どもより大人が多い。こういう時代だから、30 か 50 か 70 か、制限

しながら使わせる必要がある。「正しく怖がらせ、賢く使わせる」、その両面が求められている。
学校や保護者だけに任せておけない事態である。産官学あげて対策を講じていく時期である。

第２節　他律から自律への緩やかな移行

子どもの使用は、乳幼児から始まっている。与える親の責任は重いが、その親自身が成熟できていない。このあたりの「教育」「支援」が必要だろう。ここで必要なのは乳幼児への適正なルール、働きかけである。理想的な「他律」を保護者に理解させることが肝要である。
さらに重要なことは、子ども自身に考えさせることである。見てきたように、事件やトラブルは私たち大人が知らない所で起きている。子ども自身が判断できるようにならなければ被害は減らない。子ども自身が考えるためには、考えさせる大人が必要である。そのあたりのノウハウを私たちの社会はこれから備蓄していく必要がある。子どもたちの理想的な「自律」を大人が支援するのである。
次のグラフ（図７）は、2018 年に私が兵庫県と一緒に取ったアンケート結果から作ったものである。「ネット依存傾向」の有無ごとに、「ネットルールを破った経験」をまとめてある。「ネット依存傾向」の有無は、キンバリー・ヤング氏が作成した、ネット依存スクリーニングテストを用いて決めた。このテストは世界的に広く使われているもので、厚生労働省の調査でも用いられている。以下の８つの質問のうち、５つ以上当てはまる人を「ネット依存傾向」有とした。

① ネットに夢中になっていると感じる
② 予定より長時間使用する
③ 制限しようとしてうまくいかなかったことがある
④ トラブルや嫌な気持ちから逃げるために使用する
⑤ 使用しないといらいらする、落ち着かない
⑥ 熱中を隠すために家族らに嘘をついたことがある
⑦ 使用時間がだんだん長くなる
⑧ ネットのせいで人間関係を台無しにしたことがある

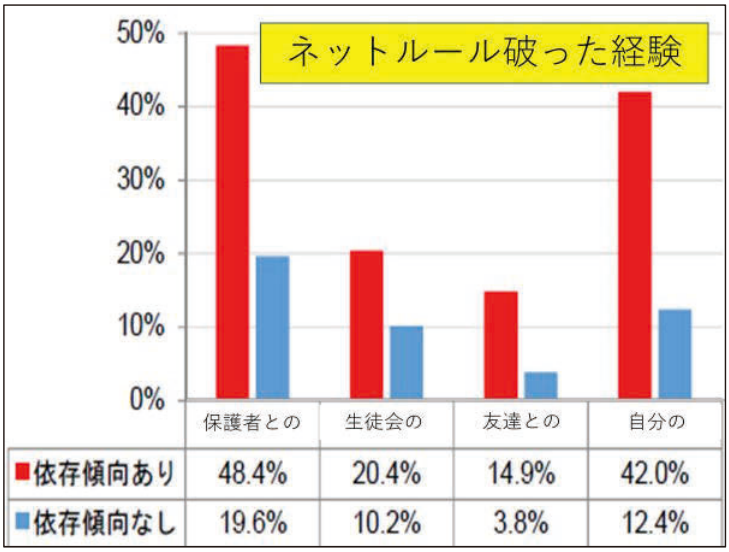

図７　ネット依存傾向別相手別「ネットルールを破った経験」（兵庫県、2018）

一見してわかるように、ネット依存傾向がある者は、すべてのルールを破っている。しかし､生徒会や友達とのルールはあまり破っていない。このあたりが答えなのだと感じている。

Ａ子　やっぱり自分達で作ったルールは破れない。
Ｃ男　うん、自分達で作ったからなぁ。
Ｄ男　納得できたルールは破らないし。
Ｂ子　あ、時間だよ、とか言っても角が立たない。
Ａ子　先生が勝手に決めてもだれも守らないよね。
Ｄ男　だって家で何やっても先生はわからないもん。
Ｂ子　私たち自身の問題だもんね。
Ｃ男　でもネットのことって話し合うことないよな？
Ｄ男　先生は「ネットは使うな！」
Ａ子　危険だぞ、わかってるか？、とかばっかり。
Ｂ子　もう聞き飽きた（笑）
Ｄ男　何が危険か、ちゃんと言ってほしいよね。
Ｃ男　身近に起きた事件とか、実際にあったことだけにしてほしい。
Ａ子　「LINE したら魂抜かれるぞ！」みたいな勢い（笑）
Ｂ子　それな！

第３節　「怖がらせる」から「考えさせる」へ

教師を含めて多くの大人は、子どもたちに「怖がらせてネットから遠ざける」方略をこれまで取ってきた。しかしそれだけでは限界である。子どもたちは私たち以上にネットのことを熟知しているからである。しかし彼らは本当のところを実は知らない。彼らは自分が興味のあるアプリを使って、興味があるものを楽しんでいる。それに最近は AI が推薦しているのを楽しむようになった。ビッグデータをもとに個人の利用履歴から推察するので、かなりの精度である。だから彼らにとって楽しくない「被害実態」「ネットの危険」には触れることはほぼない。だからこそ大人の出番なのである。

これまでの大人はそのあたりを心得てきて、子どもたちに「怖いぞ」「危険だぞ」と連呼してきた。子どもたちはそのあたりはそろそろ辟易としてきている。そのあたりの大人の声を「魂抜かれる」と言っているようだと話している。せっかく注意しているのに、「都市伝説の語り部」と認識されているとしたら悲喜劇である。子どもに届くように、子どもたちと一緒に考えていく姿勢が何より必要である。

参考・引用文献

内閣府　2020　令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査
https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf-index.html
総務省　2016　第５期科学技術基本計画の概要
警察庁　2020　令和元年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況
兵庫県　2019　スマホサミット in ひょうご 2018 報告書
文部科学省　資料２－１　チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申（素案））https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1365149.htm

ひきこもりの理解と支援

船越　明子

はじめに …… 68

第１章　ひきこもり施策と支援 …… 68
　第１節　ひきこもりの背景
　第２節　日本のひきこもり施策
　第３節　多分野包括支援とは

第２章　ネットワークによるひきこもり支援 …… 70
　第１節　ひきこもり支援の多次元モデル
　第２節　ネットワークによるひきこもり支援
　第３節　ネットワークの発展

第３章　家族支援 …… 72
　第１節　家族支援の目標
　第２節　初回面談
　第３節　親のあゆみと子どもの変化
　第４節　２回目以降の家族面談のコツ
　第５節　家族面談を通して本人の来所へ

第４章　本人支援 …… 77
　第１節　日常生活の自立支援
　第２節　社会生活への自立に向けた支援
　第３節　経済的自立に向けた支援

おわりに …… 79

はじめに

ひきこもりとは、社会参加を回避し6カ月以上概ね家庭に留まり続けている状態を指す現象概念である[1]。日本では、15-39歳の54.1万人[2]、40-65歳の61.3万人[3]がひきこもり状態にある。兵庫県ひきこもり相談支援センターが2019年度に受けた相談は4,408件で、40歳代が最も多く41.8%を占めている。

ひきこもりの背景は、雇用の流動化や不況といった日本経済の変化、ひとり親家庭や過保護・過干渉などの家庭環境、本人の精神的健康上の問題、世間体による孤立を生じやすい伝統的な価値規範、少子高齢化や単身世帯の増加によるコミュニティ機能の低下など多様で複合的である。また、ひきこもりは心理的な危機を経験した時に、十分な支援が得られなかった場合に、誰もが経験するものである。ひきこもりについて正しく理解し、誰もが居場所と出番をもてる包摂型社会をつくっていくことが求められている。

ひきこもり支援は、ひきこもり状態にある本人が当初から相談に訪れることはまれであるため、家族支援から開始されることが多い。家族を支援していく中で、ひきこもり状態にある本人への相談が開始され、日常生活の自立、居場所等の中間的・過渡的な社会参加の場への通所を経て、就労支援へと進んでいく。本稿では、こうしたひきこもり支援の枠組みと具体的なノウハウを提示する。

第1章　ひきこもり施策と支援

第1節　ひきこもりの背景

ひきこもりは、その現象が注目され始めた当初は、メンタルヘルスの問題であると考えられていた。しかし、現在では、ひきこもりは、本人のメンタルヘルスの要因よりも、社会的要因の影響が大きいと考えられるようになり、精神医療による介入だけでなく、生活支援の充実が重視されている（図1）。

図1　ひきこもりの背景

ひきこもりは、多様な要因が複合的に重なり合っておこるものである。病気や障害を抱えていたり、思春期特有の悩みを抱えていたりといった本人の要因、両親の離婚や貧困などの家庭の要因、学校・職場・地域といった社会的要因が重なった時、誰でもひきこもり状態を経験する

可能性がある。学校や職場でのいじめやリストラが引き金になり、社会の偏見や無関心のために支援を求めることができない時、生きるためにひきこもらざるを得なくなる。本人や家族の問題に目を向けるだけではなく、ひきこもりの背景にある社会的要因にも働きかける必要がある。

第２節　日本のひきこもり施策

我が国のひきこもり支援は、全国ひきこもりＫＨＪ親の会が発足した1999年頃にさかのぼる（表１）。その後、2003年と2010年にひきこもり支援に関するガイドラインが作成されているが、いずれも精神保健福祉の観点からひきこもりをとらえたものであった。厚生労働省は、2009年にひきこもり対策推進事業を創設し、都道府県と政令指定都市へのひきこもり地域支援センターの設置を始めた。ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりに特化した第一相談窓口であり、直接支援を実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発活動を行う機関である。

表１　ひきこもり施策の流れ

1999年	・全国引きこもりKHJ親の会設立
2003年	・10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン
2008年	・厚労省ひきこもり関連施策推進チーム発足
2009年	・ひきこもり対策推進事業創設 ・ひきこもり地域支援センター設置運営事業創設
2010年	・子ども・若者育成支援推進法施行 ・ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン
2013年	・ひきこもり対策推進事業の拡充（ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業の創設）
2015年	・生活困窮者自立支援法施行
2017年	・厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）を発表
2018年	・生活困窮者自立支援法改正（生活困窮の定義見直し） ・ひきこもり対策推進事業実施要領の一部改正（生活困窮者自立支援制度との連携の強化、訪問支援等の充実、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化） ・ひきこもり地域支援センター全国の都道府県政令指定都市に設置完了
2019年	就職氷河期世代支援プログラム →就職氷河期世代活躍支援プラン（厚生労働省） ４月１日～　40歳代を地域若者サポートステーションの支援対象に →地域就職氷河期世代支援加速化交付金（内閣府）

2015年に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護の一歩手前のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度が始まった。要件を満たさないために生活保護や障害福祉の対象にならないひきこもりの人も、この制度を利用して自立相談や就労支援等を受けることができる。3年後の法改正では、生活困窮の定義が見直され、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と地域社会との関係性が追記され、ひきこもり状態にある人とその家族が支援対象であることがより明確になった。

2019年からは、就職氷河期世代への支援が本格化し、40歳代も地域若者サポートステーションで就労支援が受けられることとなった。しかし、2020年に世界を揺るがせたCOVID-19の拡大による日本経済への影響から、雇用の不安定化や就職難などが懸念されている。

第3節　多分野包括支援とは

ひきこもり支援は、ひきこもり期間が長い30歳以上の人への社会参加の支援から不登校からひきこもり状態への移行を防ぐための学童期から思春期にある子どもへの積極的介入まで幅広く求められる。多様なひきこもりの状態像に合わせた個別的支援を展開しなければならないため、ひきこもり支援は精神保健福祉による支援だけでは限界がある。

厚生労働省は、障害者総合支援法と生活困窮者自立支援法を活用して市町村がひきこもり支援を実施し、それをひきこもり地域支援センターがバックアップする体制を描いている。生活困窮者自立支援法が施行されたことによって、住み慣れた町で多分野包括支援を受ける体制が整ったというわけである。

第2章　ネットワークによるひきこもり支援

第1節　ひきこもり支援の多次元モデル

ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン[1]によると、ひきこもり支援には、以下の3つの次元がある。ひきこもりが意味する思春期の自立過程の挫折に対する支援とは、ひきこもりの背景に、思春期の発達課題である自己のアイデンティティの確立と親からの自立の過程での挫折経験があるとらえ、その過程を歩むことを支える支援である。

- ひきこもりが意味する思春期の自立過程の挫折に対する支援
- 家族を含むストレスの強い環境の修正や支援機関の掘り起こしなど環境的条件の改善
- 背景にある精神障害（発達障害、パーソナリティ障害も含む）に特異的な支援

いずれも、非常に重要な支援であり、３次元それぞれに対する多様な支援を個々の当事者に合わせてテーラーメードに組み立てて並行して提供することとなる。しかし、一つの支援機関が全ての支援に応えることは極めて難しい。そのため、地域でネットワークを構築し、協働して支援を行う必要がある。ネットワークの中には、教育委員会やフリースクールなどの教育関係機関、ハローワークや地域若者サポートステーションなどの就労支援機関、児童福祉・高齢者福祉、精神保健福祉に加えて、親の会や民生委員などの地域住民が含まれる（図２）。

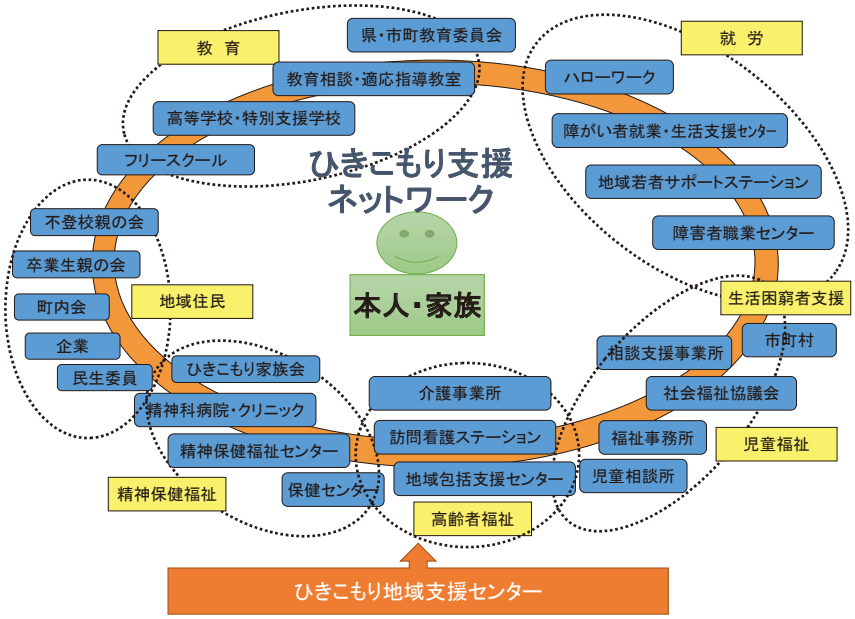

図２　ひきこもり支援ネットワーク
注：船越明子「ひきこもりの実態とあらゆる世代への支援」
（『保健師ジャーナル』、医学書院、75 巻 6 号所収）、464-469 頁、2019. をもとに作成

第２節　ネットワークによるひきこもり支援

ネットワークによるひきこもり支援とは、ひきこもり状態にある本人や家族に直接関わって支援する機関とそれをバックアップする機関が役割分担をしながら連携して支援を提供することである。まず、本人や家族に対して継続的に伴走型支援を提供する機関が主担当となり、直接的な支援を担う機関に呼び掛けてサポートチームを結成する。サポートチームは、情報共有や意思決定が迅速にできるよう２～３つの機関で構成される。サポートチームでタイムリーにケース会議を行い、事例のアセスメント、目標設定、支援計画、役割分担などを決定し、主担当機関を中心に実際に支援を展開する。サポートチーム以外は、バックアップ機関としてサポートチームと連携し間接的な支援を行う体制を作ることが求められる。

サポートチームは、定期的に支援の評価を行い、チーム構成が適切かを判断する。例えば、保健所が主担当機関となり母親の相談に対応し、ひきこもり状態にある高校生の息子と関わっている精神科クリニックと高校とでサポートチームを構成して支援を行っていたとする。しばらくして、母親は親の会に定期的に参加するようになり、息子は高校を退学して地域若者サポートステーションに通うようになった。この段階では、サポートチームは、保健所、地域若者サポートステーション、親の会の３機関となり、主担当機関は地域若者サポートステーションが適切だろう。精神科クリニックと高校は、バックアップ機関として後方支援の役割を担うようになる。このように、主担当機関およびサポートチームは支援の展開に伴って変わっていくものである。しかし、しばらくは重複して支援を行うなど、緩やかに支援体制が移行していくことが必要である。

地域のひきこもり支援ネットワークのつながりが強い地域では、サポートチームが上手く機能することは言うまでもない。定期的にネットワーク会議を開催して、支援者がお互いに顔見知りになり、どのような特徴をもつ支援機関かよく知っておくことが重要である。

第３節　ネットワークの発展

ネットワークは、支援機関同士が知り合う「連結」、必要時に情報交換や協力を行う「調整」、定期的な情報交換と協力を行う「連携」、目的を共有し役割分担を発揮する「協働」の順に発展していく。サポートチームは、「協働」できていなければならない。協働とは、共通の目標に向かって、自分の専門性や役割に加えて不足する部分も担い、隙間のない支援を行うことである。

第３章　家族支援

第１節　家族支援の目標

ひきこもり状態にある本人が直接相談窓口に訪れることはまれであるため、ひきこもり支援の最初の対象は家族となる。家族支援を行う中で、本人への家族の態度が変化し、本人が自ら相談窓口に訪れるようになるのである。本人支援は、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」の３つの段階があり、行きつ戻りつを繰り返しながら徐々に次の支援の段階へと重心が移行していく。この段階を進むスピードは、事例によってさまざまである。途中段階をとばしたり、次の支援段階を行う社会資源が地域に存在しないことによって停滞したりすることがないように留意すべきである。本人支援が開始されても、引き続き家族支援を行う場合もある。

家族支援は、最終的にはひきこもり形成に関与する家族内相互交流パターンの変化を目

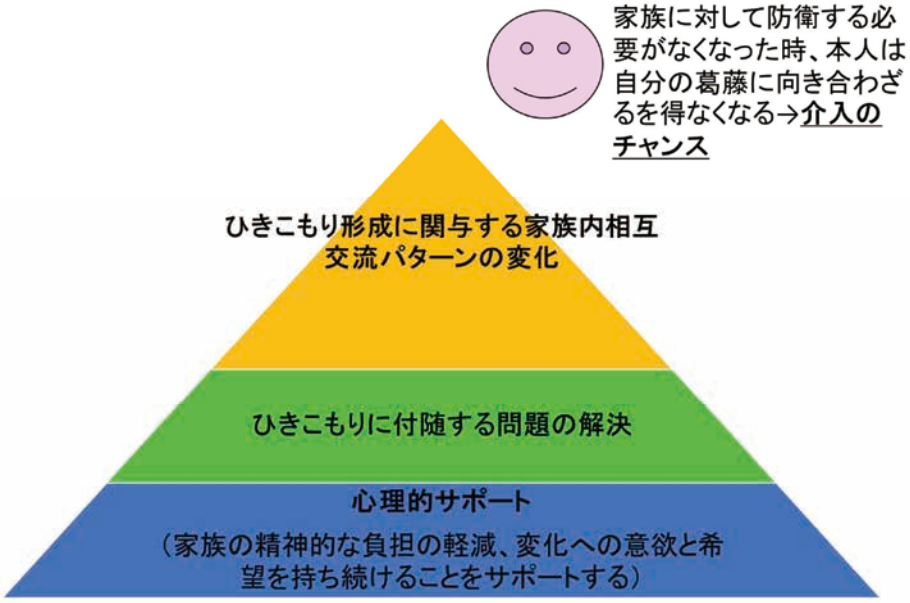

図３　家族支援の目標設定
楢林理一郎「子どもの『ひきこもり』に悩む家族への援助」、
近藤直司編『ひきこもりケースの家族援助』を参考

標とする（図３）。しかし、まずは土台となる心理的サポートから取り組み、家族の心理的負担を軽減し、意欲と希望をもって相談を継続できるよう支援することが求められる。相談機関を訪れるまで長期間抱え込んできた家族も多く、家族の思いを傾聴し、これまでの苦労を労うとともに、少し時間はかかるが一緒に取り組んでいこうというラポールを形成することが重要である。

次に、ひきこもりに付随する生活上の様々な困りごとを一つずつ解決していく。家族は、「働いてほしい。」「どうしたら学校に行くようになるのか。」という悩みを訴える。このような悩みはすぐには解決することはできない。しかし、家族の話をよく聞いていくと、「父親との会話がない。」「家族と一緒に食事をしてほしい。」などの具体的な課題が見えてくる。支援者は、家族の訴えを、取り扱うことが可能な具体的で小さな課題に落とし込み、どのように対応したら良いかを一緒に考えたり助言をしたりする。家族が、相談を受けて自分の対応を変えれば、状態を改善することができるのだということを体験することが重要である。このように、ひきこもりに付随する具体的な生活上の問題を一つずつ解決していくことで、家族は支援者とともにひきこもりに向き合っていく気持ちを固めていく。

最後は、ひきこもり形成に関与する家族内相互交流パターンの変化である。ひきこもり状態の人をもつ家庭は、ひきこもりを継続させる形で家族員の相互交流が最適化している場合が多い。これは、ひきこもり期間が長ければ長いほど強固に固定化する傾向にある。例えば、我が子のひきこもりに対して、焦りや不安を強く感じる家族が叱咤激励し外出刺

激を送ると、子どもは「わかってもらえない」という思いが強くなりひきこもるというパターンがある。また、傷つきやすく問題を回避してひきこもっている子どもに対して、子どもが傷つくのを見るのが怖く放っておくのが一番良いと思っている親のパターンなどがある。家庭の現状を変えようとすると抵抗が生じるものであるが、家族が子どものひきこもりの継続に自分が果たしている役割を理解し、自ら変化を起こす努力をすることが必要である。ひきこもり状態にある本人は、家族に対して防衛する必要がなく、安心して家庭に居られるようになった時、「ひきこもっている」自分自身に向き合わざるを得なくなる。本人にとっては、安心安全とともに、心理的な葛藤への直面化がおこるのである。「このままではいけない。何かしなくては。」と本人が思い悩んだ時、そして、その悩みを家族に打ち明けた時に、支援者が本人への支援を開始することができる。

第２節　初回面談

家族との初回面談では、これまでの相談歴や本人のひきこもりの程度や生活状況などを聞き、家族が専門家に期待していることやキーパーソンを把握する。ひきこもり状態にある人のきょうだいや祖父母などの相談も珍しくなく、最初の面談でキーパーソンを把握しておくことは重要である。

そして、家族がこれまで行ってきた努力を認め、適切に対応できている点を見つけて肯定的なフィードバックをする。家族の訴える問題を取り組むことが可能で評価がしやすいスモールステップに落とし込んで共有し、具体的な対応方法を伝える。ひきこもりの問題は、長期的視点で取り組むことになるという見通しを与えることも忘れてはならない。

また、初回面談では、家庭内暴力や自殺のほのめかしなどの切迫した問題が生じていないかを把握しなければならない。家庭内暴力がある場合は、家族が暴力を回避する方法と暴力が起こった時の対応を具体的に決めておくと良い。ひきこもり状態にある人をもつ家庭は、閉鎖的で孤立する傾向にあるため、暴力を防ぐためにも外との交流がある風通しの良い家庭を心がけ、暴力発生時は躊躇なく第三者を呼び込む必要があることを伝える。

最後に、家族の来所を本人にどのように伝えるかを話し合う。本人には内緒で相談に訪れる家族は少なくないが、いつまでも内緒にしていては本人の来所は望めない。本人の来所につなぐためには、いずれは家族が相談に通っていることを本人に伝えなくてはならず、一度内緒にしてしまうと打ち明けにくくなることを考えると、初回面談で伝えておくことが望ましい。本人が、家族の行動に疑心暗鬼する必要もなく、安心も得られる。家族自身が自分の不安の解決や自分の行動の見直しのために相談したこと、どのようなアドバイスを受けたか、支援者の様子はどうだったか、などを簡潔に話すと良い。本人とほとんど会話がない場合も、ドア越しに話しかけたり、本人の目につくところにパンフレットなどを置いておいたりするという方法がある。家族相談を知らされた時の本人の反応は、無視、

パンフレットを破り捨てる、興味をもつ、など様々であるが、２回目の面談時に支援者に伝えると良い。どのような反応であっても、反応がみられることに意味がある。

第３節　親のあゆみと子どもの変化

ひきこもり状態の子どもをもつ親の心理および態度の変容のプロセスと子どもの変化を図４に示した。親は、学校や仕事に行かず家にいる我が子の状況を最初は何が何だかわからずに戸惑うが、『ひきこもり』という現象で相談支援の対象であると子どもの状態を知ることになる。そして、相談支援を受けながら、少しずつ子どものつらさが理解できるようになり、ありのままの子どもを受け入れられるようになり、さらには、我が子がひきこもったという経験によって自分の人生に新しい価値を見出すことができるようになる。親は、ひきこもり状態にある子どもとのかかわりを通して、このように親として成長していく[4]。家族支援とは、親がこのように歩んでいけるように支持するものでなければならない。

親が子どものつらさを理解し、ありのままを受けられるようになった頃、子どもに変化が生じる。親に対して不信感をもち、支援を受けることを拒否していた人が、親を信頼して家庭でリラックスして過ごせるようになってくる。ひきこもり状態にある人は、家族と冗談や世間話を楽しむことができ、家庭が安心で安全な場だと感じられるようになった時、社会参加へのスタートラインに立つことができるのである。

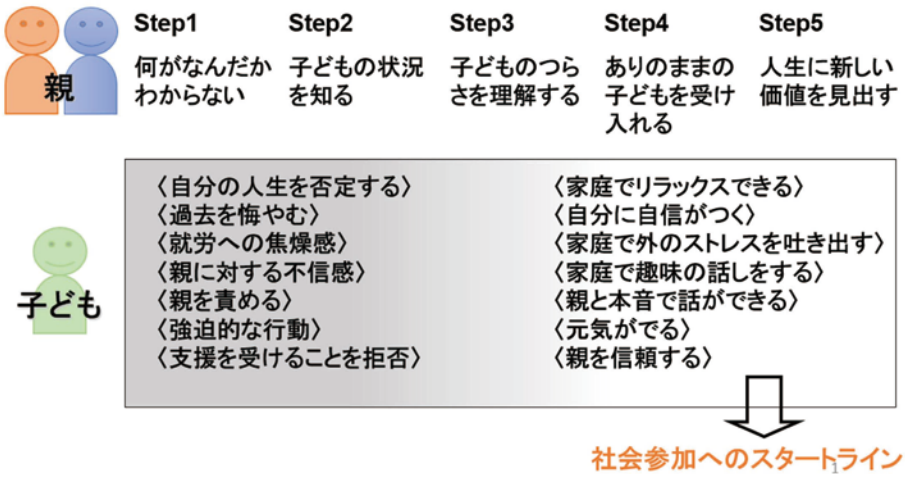

図４　親のあゆみと子どもの変化
注：船越明子『ひきこもり　親のあゆみと子どもの変化』、新曜社、91 頁、2015. をもとに一部改変

第４節　２回目以降の家族面談のコツ

２回目以降の家族面談では、家族と本人が良い関係でいられるための家族の在り方や本人への関わり方を一緒に考えていくことになる。家族の歩みを支えつつ、ひきこもりに付随する具体的な問題に取り組み、小さな成功体験を一つずつ積み重ねていく。夫婦関係の見直しをしたり、本人の話をひたすら聞き続けるしんどさを傾聴したりする等支援内容は個別的で多様となる。本人とのコミュニケーションの回復に対しては、認知行動療法に基づく CRAFT（Community Reinforcement and Family Training, コミュニティ強化と家族訓練）を取り入れることも有用である。

家族支援の評価は、以下の４つの視点で行う[5]。

- 家族の苦悩が受容された体験を得たか
- 家族が冷静さと意欲をもって、課題に向き合うことができるか
- 家族間の協力関係が構築されたか
- 家族と本人が互いに良い影響を与えているか

一つ目の、「家族の苦悩が受容された体験を得たか」とは、自分の苦しみを支援者に受け入れてもらえたと家族が感じていることである。

第５節　家族面談を通して本人の来所へ

家族面談から本人の来所へと進むためには、家族と本人の関係が良好であること、家族が支援を受けていることを本人が知っていることが前提となる。その上で、相談してみないかと定期的に誘う。この時、軽く誘って、応じないときは食い下がらないことがポイントである。このままではいけないという思いと相談を受けることへの不安に揺れる本人の心情を理解しておく必要がある。

本人を誘うタイミングは、家族が受けている支援に興味をもった時、暴力や大きな出費などひきこもりに関する大きな問題を起こして後悔している時、親戚に「今、何しているの？」と聞かれるなど他者の発言で動揺している時、心身の体調の波が活動的な状態の時（趣味の外出等の次いでに相談機関への来所などができそうな時）である。また、親が相談に行くときに、車で送迎や荷物の運搬をお願いしたり、書類を書きに来てもらったりという方法もある。

第４章　本人支援

第１節　日常生活の自立支援

日常生活の自立支援とは、ひきこもり状態にある人が家庭内で安心かつ自立した生活を送ることができるようになることをねらいとする。自立した生活とは、家族の支援を受けながらも、一定の生活リズムを保ち、自分の身の回りのことは自分でできるようになり、家事手伝い等を通して家庭内で役割をもつことを意味する。ひきこもり生活が長くなると、昼夜が逆転したり、入浴や更衣などの保清や食生活の乱れが生じたりすることも珍しくない。まずは、日中に活動するための基盤として規則正しい生活リズムを取り戻し、親が食事の準備から洗濯、掃除などの身の回りの世話を全てしていた場合は本人にできるところを任せていくようにする。そして、犬の散歩や電子機器の管理など、家族のために本人が役に立ち、感謝される経験を積み重ねることが大切である。

日常生活の自立に向けた支援は、家族支援だけでもかなりの部分を改善させることができるだけでなく、本人の理解を深めるために家族からの情報は欠かせない。家族支援を通して家族関係の再構築を行い、家族を通して本人の現在の困り事や希望、本人にとって好ましい生活スタイルは何かを支援者が知っていくことが必要である。そして、訪問支援なども活用して、本人への支援を開始していく。

本人を理解する際は、その人の問題ではなく、その人らしさを知るように努めなければならない。希望や夢、安心して過ごせる場所・時間・人、大切にしていること、誇れるもの、などである。そして、サポートチームで本人をアセスメントするためには、国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health；ICF）の枠組みは有用である。ICF は、2001 年の WHO 総会において採択されたひとの健康状態を「心身機能・身体構造」「活動」「参加」「環境要因」「個人因子」の５つの相互作用を基本的な枠組みとして系統的にアセスメントするモデルであり、保健医療福祉に携わる専門職の多くに馴染みがあるものである。

第２節　社会生活への自立に向けた支援

社会生活への自立に向けた支援では、家庭外の日中の活動の場に定期的に通い、スタッフや他の利用者との相互交流ができるようになることがねらいである。そのためには、ひきこもりを経験した人が様々な体験を通して社会生活に慣れる中間的・過渡的な場が必要である。中間・過渡的な場として、社会福祉協議会や親の会が運営する居場所、地域活動支援センターなどがある。

本人を対象に日常生活の自立支援を行いながら、支援者はその人に合った中間的・過渡

的な場を見つけておく必要がある。そして、ひきこもり本人が、支援者を信頼して内面的な話題を話し合ったり、集団や社会への興味をほのめかす発言を繰り返したりするようになった時、次のステップとして中間的・過渡的な場への参加を提案してみる。この場合も、軽く誘って食い下がらないことがポイントである。

中間的・過渡的な場に参加することは、新たな葛藤を生じさせる。他の参加者に圧倒されたり、自分のプライドが傷ついたりする機会が増える。これまで、ひきこもることで直面化することを避けていた未解決な問題や自分の嫌な部分に向き合わざるを得ないこともある。一方で、仲間との支え合いやチャレンジが認められる経験ができる貴重な場でもある。中間的・過渡的な場で自分の役割を担い、他者に必要とされたり感謝されたりする経験は、次のステップへの動機づけにつながる。

社会生活への自立に向けた支援は、集団活動の場での見守りと集団への参加によって生じた葛藤についての個別相談の二つが連携して機能することが求められる。葛藤を経験する中で、ひきこもり経験者は、自分自身の強みや個性を実感としてつかんでいく。葛藤を乗り越え、等身大の自己像と自己肯定感を得ることができるように支援してくことが必要である。

第３節　経済的自立に向けた支援

経済的自立に向けた支援のねらいは、地域社会での居場所の獲得と経済的自立である。前者は、自分の能力が発揮できる活動を行うことによって、地域社会に居場所を得ることである。後者は、必要に応じて様々な制度を利用し、経済的に自立することである。経済的自立に向けた支援は、ひきこもり経験者の状況に合わせて、就労支援、地域社会での役割獲得の支援、経済的自立に必要な制度の利用の支援を組み合わせて行う。

経済的自立に向けた支援を行う時は、本人の自己決定を尊重することが最も重要である。現在の自分の状態や行動と、本人がもつ目標や価値との矛盾を、本人自身が語ることに意味がある。その矛盾に対して本人がなすべきことを選択し、実行し、さらにその責任を負うことを支援するのである。失敗も一つの経験として捉え、何度でもやり直せることを本人が実体験として知っていく必要がある。支援者は、本人がやりたいことにチャレンジし、失敗から学び、さらにチャレンジしていくところに、寄り添い続けるのである。本人の中にこそ答えがあることを肝に銘じ、本人が自分のことを自分自身で決め、満足はできなくても納得して生きていくことを支援するのである。

就労支援を開始するひきこもり経験者の状態の目安は、以下の通りである。

- 信頼できる支援者がいる
- 中間的・過渡的な集団において他者から承認される経験をした
- 働く意欲がある

➢ 精神疾患を有する場合は、その症状が安定している

就労支援では、ひきこもり経験者の一人ひとりに合った働き方や仕事を、地域を巻き込んで作り出していくことが求められる。この時、耕作放棄地の活用や商店街の活性化などの地域課題の解決にひきこもり経験者が貢献することができれば、地域住民のひきこもりへの理解も促進され良い循環がうまれる。

おわりに

ひきこもり支援は、地域づくりである。どのような困難を経験しても、社会の一員として自分の能力を発揮できる地域を作っていくことである。これは、誰にとっても生きやすい地域に他ならない。辛いことがあったり、迷いが生じたりして、ひきこもってしまうことは誰にでもある。そんな時に、温かい眼差しで見守り、寄り添い、チャレンジできる地域かどうかが問われている。地域住民の一人ひとりが、ひきこもりを正しく理解し、どんな人も包摂する社会をつくるために自分にできることを実践することが何よりも大切である。

注：引用文献

1　齊藤万比古，他『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」、2010.
2　内閣府『若者の生活に関する調査報告書』、2016.
3　内閣府『生活状況に関する調査報告書』、2019.
4　船越明子『ひきこもり　親のあゆみと子どもの変化』、新曜社、91 頁、2015.
5　船越明子「第 4 章 ひきこもりへの支援において重要となる技法　第 5 節 家族支援」『地域におけるひきこもり支援ハンドブック―長期高年齢化による生活困窮を防ぐ』、金剛出版、109 頁、2014.

【実践ノート】

人権教育・啓発を担う人材の養成

古角　美之

はじめに …… 82

第１章　教育・啓発を担う人材養成の現状と課題 …… 83

第２章　人材養成の基本認識と経緯 …… 84

第３章　これまでの兵庫県内の実践例 …… 85
　第１節　内容
　第２節　手法

第４章　兵庫県教育委員会における学習教材及び資料の推移 …… 86
　第１節　同和教育・地域改善対策としての教育期（1960 年代～ 1990 年代）
　第２節　人権教育勃興期（1990 年代末～ 2008 年）
　第３節　人権教育中興期（2008 年～現在）

第５章　効果的な教育・啓発をめざす手法や内容の改善・充実の視点 …… 87

第６章　指導者養成のための人権ネットワークの構築に向けて …… 90
　第１節　教育と啓発
　第２節　自治体間及び関係機関・団体との連携

おわりに …… 91

はじめに

2020年1月、日本国内において初めて新型コロナウイルスによる感染が発覚した。国外では既にその前年より発症が見られたが、短期間にパンデミックを引き起こし、2020年末において国内では第3波が到来し、新型コロナウイルス感染の収束の見通しは全く立っていない状況にある。

人類の有史以来何度も訪れた災害・事件の中で、感染症の脅威は世界的に広汎するだけでなく、形として目で見ることが難しいため畏怖の念さえ生じる。新型のウイルスは未知の存在であるだけに共通認識するための時間が必要となり、その間には実しやかな流言飛語や風評が起こり、根拠のない噂や偏見によるいじめ・差別が惹起した。まさに近現代的社会の一側面であり、このことは、感染症の問題が生命への脅威としてだけではなく、同時に人権問題として立ち向かわなかければならない問題となった。

平時から人権教育の重要性は問われ続けてきたにもかかわらず、非常時においてこそ人権教育の重要性が声高に叫ばれる風潮がこれまで何度も繰り返されてきたように思う。一方、私たちはその都度看過してきたことに責任を感じざるをえない。

そこで本実践ノートにおいて、改めて人権教育のあゆみを踏まえながら、人権教育・啓発を担う人材の養成について、筆者なりの整理を試みようと思う。

人権教育は、戦後の民主化の流れの中にあってその必然として成立していくわけであるが、漫然と進んできたわけではない。特に、日本における固有の人権問題である同和問題の解決に向けた取組の過程の中で、1960年代半ばより人権に関する教育と啓発が政策的に推進され、人権教育・啓発の担い手たる人材の養成もまた行われてきた。

人材養成の必要性と重要性については、同和対策審議会答申（1965年）をはじめ、それ以降の国が設置した協議会からの意見具申において、また、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（1997年）、人権教育・啓発に関する基本計画（2002年策定、2011年変更）などにも明記されている。とりわけ人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進や研修等の取組が不可欠であることが強く指摘され、国や県などの地方自治体において研修の充実が図られるようになった。

にもかかわらず、教員や公務員などにおけるいじめやハラスメント等差別的な言動は近年大きくクローズアップされ、教員や公務員に対して人権教育や啓発への理解の不十分さもまた指摘されている。同時に、教員や公務員以外の特定の職業に従事する職種における研修等の取組は所管する関係省庁において積極的に推進されており、その研修プログラムや研修方法についてもよりいっそうの充実が図られることが望まれている。

本実践ノートにおいては、本県における人権教育や啓発の取組を基盤にしつつ、筆者自身が直接関与した学校教育や社会教育における実践に焦点を当てながら、具体的な事例を中心に紹介する。

第１章　教育・啓発を担う人材養成の現状と課題

人権教育や人権啓発の担い手としての人材養成は、これまでも国・地方自治体・地域等のレベルで行われてきた。国レベルにおいて、かつては同和対策としてその人材養成は総務庁（現 総務省）管轄により国を挙げて展開されてきた。現在は人権擁護や人権啓発の観点から法務省管轄として展開されている。

所管官庁の監督責任において行政職員や企業を対象に特化した取組が展開されており、勿論のこと一般を対象としたものはあるものの、その取組が国民からは遠い存在であるというのが実感ではないだろうか。

やはり、同和対策事業特別措置法（1969 年）以降、特別措置法（時限立法）が終了する（2002 年）までの特別対策としてトップダウンで行われてきた取組には、強制力が伴い、熱い思いの籠った取組であったように記憶する。

しかしながら、特別措置法失効前後である 20 世紀末から 21 世紀初頭は、同和教育から人権教育への移行期であり、「同和教育の成果を踏まえて人権教育として再構築する」（1996 年地域改善対策協議会答申）という時期である。これまでの同和教育や啓発の成果と反省を踏まえて、地方においてはその主体性によって取組が進められた。一方、2000 年代は地方分権が進展する時期とも重なり、平成の大合併を経験した地域や自治体においては、それ以前の旧地域の中できめ細かく丁寧な取組が積み重ねられていたが、合併後には以前と比較して広域で平準化した人権教育や啓発の取組になったという側面もあった。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000 年）第三条（基本理念）にある「…様々な場を通じて、…人権尊重の理念の理解と体得を多様な機会において効果的な手法で、国民の主体性と実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」という条文が却って制約感を醸し、同和教育から人権教育へと再構築していく過程の中で、円滑な推進を阻んでいたような感もある。まさに当時においては、同和教育と人権教育は二律背反するもののように移行が躊躇されるような雰囲気があったように思う。その基本理念を整理する期間が必要であったが、ややもすると人権教育の希薄化であったり、後退感や喪失感を惹起したりした期間でもあった。

人権教育・啓発を担う人材の養成においては、学習者の固定化や指導方法・内容のマンネリ化などという課題と並行しながら、誰もがその担い手となることが必要とされ、期待されながらも、日常的に生活や業務の効率化、選択と集中、役割分担意識の高揚などにより、特別措置法による同和対策下の人材養成とは比べられるものではないものの、差別を社会の中から根絶するという意識において低調感は否めないものがあった。それまでの取組では、同和問題の解決は即ち部落差別の解消であり、と同時に、その営みは派生する他の人権課題の解決に直結するものとして認識されていた。人権即ち基本的人権の尊重が日本国憲法で規定されているにも関わらず、私たち国民レベルで人権教育・啓発としての共通認

識が十分にできていなかったことが露呈された。

第２章　人材養成の基本認識と経緯

21 世紀に入り、人権教育・啓発に関する法令や計画等に則り、様々な職種や役割に応じた人材養成の考え方や取組が進められてきた。行政職員や教員においては、時間的にも内容的にも研修を充実させてきており、業務上の基本事項として常時から人権教育・啓発の取組が進められてきた。

日本社会においては、個別の人権課題に応じた法的・制度的な整備が進む一方、深まりや熱意という点ではやや停滞感、或いは退潮・弱体感が募っている状況であったことは前章で述べたとおりである。

本県は、阪神・淡路大震災後の復興過程における行革の推進や ICT の導入など業務の効率化・多忙化を背景として、人権教育・啓発の担い手である公務員や教員の役割が分散化されているように感じる。誰もが身につけなければならない素養としての人権意識や資質としての人権感覚の向上が、効率化の名のもとに役割論・機能論として一部の職員の責任分担として矮小化している点を懸念する。

ましてや特定職種（警察・消防、医療、福祉、法曹界等）における人権教育や啓発の取組には温度差があり、人権教育・啓発における人材養成という観点では十分に組織化・日常化されていない部署も見受けられ、危惧している。

近年になりいきなり人権教育・啓発は始まったわけではない。20 世紀半ば以降、戦後の民主化、日本国憲法に基づく法整備、同和対策下で展開された同和教育や地域改善対策としての教育や啓発を通して、更には、同和問題のみならず、他の様々な人権問題の顕在化とそれに対する取組もまた、人権教育・啓発の取組として十分位置付けることができる。

つまり、20 世紀後半に展開された取組は、差別の実態を踏まえた問題解決への取組として評価はできるものの、人権教育・啓発としては整理され、体系化はされていなかったわけである。

勿論、特別措置法下にあっては、行政や企業、或いは地域において同和問題の解決に向けて取り組まれた同和教育・啓発の研修推進員や指導員の制度は、人材養成という点で意義があった。本県においては、市町単位での地域学習会や研修会を企画・運営する推進委員や学習委員と言われる地域人材を育成してきたことは、いわゆる「同和問題の解決が国民的な課題である」としての取組であり、大いに評価できる。その取組は今もなお継続的に企業・職場や地域において継承されていることは本県の大きな財産である。

ただし、人権教育の手法や内容は、この十数年で大きく変更や改善がなされており、歴史認識の変化や人権問題に関する新たな法令等の成立と理解、更には、個別の人権課題に対する考え方の変容や人権教育・啓発の対象となる分野や問題も広がりを見せており、担

い手として養成された人材の更なる資質向上を図る手立ても必要となってきている。

第３章　これまでの兵庫県内の実践例

第１節 内容

本県においては、同和教育研修センター（現在　県立のじぎく会館内にある公益財団法人兵庫県人権啓発協会、以下「協会」）が人権啓発の中核的役割を担っており、県内全市町を網羅し、企業・団体・地域向けの多様な研修や講座、啓発資料 DVD、テキストブック等を企画・作成し、長年にわたり兵庫県内の人権啓発における人材養成を担ってきた。今後もその役割は大きい。

また、人権教育については、兵庫県同和教育研究協議会（現在　兵庫県人権教育研究協議会、以下「兵人教」）が本県の中核的な役割を担い、神戸市を除く県内各地域・市郡町、学校園所全てが加盟し、人権教育の内容や方法について研究大会を中心に取り組み、県市全体の共通理解を図ってきた。

定期的に啓発資料（協会においては「ひょうご人権ジャーナル『きずな』」、兵人教においては機関紙「人権ひょうご」など）を発行し、人権啓発や教育研究についての各種事業を展開している。

本県においては、協会と兵人教が、人権啓発と人権教育の両輪となり、長年にわたってその取組を展開し、定着させてきたといえる。

また、本県の特色としては、県及び協会の企画による人権啓発 DVD（かつては、フィルムやビデオ）の制作は、長期にわたる取組であり、全国にも発信され、全国的に評価の高い事業である。その映像資料は県内で開催される各種研修会や学習会において活用され、定番の学習教材となっている。学校においても職員研修のみならず、授業においても活用され、本県児童生徒の人権教育資料として大いに役立っている。

第２節　手法

上記資料を活用したいわゆる座学式の研修会を基本としながら、被差別の当事者や研究者を招聘しての講義・講話形式も一般的であり、多数の参加者や学習差の顕著な集団に対する啓発には効果的である。

しかしながら、座学は一方向で受動的な側面があり、学習者の内面までの変革や深まりに欠けるという指摘は、1990 年代に既になされており、当時から主体的・能動的な教育・学習方法が望まれており、全国的にも県内においてもいわゆる参加型・体験型の手法が実践された。特に、兵人教においては、1990 年代前半から「入門講座」や「出前講座」など

の形で様々な参加型・体験型の手法が実践・研究されている。

県教育委員会においてはこの時期、同和教育・地域改善対策としての教育から人権教育へという移行期にあり、「人権教育基本方針」（1998 年）が策定され、学校園所での使用を目的とした人権教育資料（副読本）が各種作成された。

第４章　兵庫県教育委員会における学習教材及び資料の推移

第１節　同和教育・地域改善対策としての教育期（1960 年代～ 1990 年代）

県教育委員会において「同和教育基本方針」（1968 年）が策定され、同和教育の内容を定義するとともに、「教育上の較差解消」「部落差別意識の払拭」の二大課題を掲げ、同方針に基づき、児童生徒の就学や学力の向上、進路指導の充実を目標にした取組が展開された。

また、学校と地域が連携した取組である学力補充学級（1963 年～）以降の教育事業は将来の地域を支える人材の育成という点で意義の大きい事業である。この事業は市町事業（県補助事業）として、名称を変更し、内容や方法を改善しながら、現在は地域に学ぶ体験学習支援事業として推進されている。

児童生徒用の教育資料については、下記のとおり作成された。

・小学生用　「ともだち（友だち）」（1964 年～）
・中学生用　「信愛」（1964 年～）から「友だち」（1973 年～）へ
・高校生用　「同和教育資料」（1974 年～）から「生き方の探求」（1983 年～）へ

第２節　人権教育勃興期（1990 年代末～ 2008 年）

特別措置法失効が目前に迫る中、県教育委員会においては「人権教育基本方針」（1998 年、以下「基本方針」）が策定され、①同和問題が人権問題の重要な柱である、②震災から学んだ教訓を生かす、③「人権という普遍的文化」を構築する、ことを目的として、人権教育の構成を４つの内容（①人権としての教育、②人権についての教育、③人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育、④学習者の人権を大切にした教育）にまとめた。この４つの内容とは、「人権教育のための国連 10 年」（1994 年国連決議）の中でも提起された人権教育の４つの側面を参考にしている。この方針はまさに地域改善対策協議会答申（1996 年）にある「同和教育の成果を踏まえて人権教育として再構築する」という理念を世界の潮流に沿いながら、本県の人権教育の考え方や方向性を明確に位置付けた。

また、県教育委員会は「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（2000 年）を策定し、全ての子どもに共生の心を育み、外国人児童生徒等のアイデンティティの確立を図るため、多文化共生社会の実現をめざす教育を展開していった。

児童生徒用教育資料も人権教育基本方針に則した内容にシフトしていった。

・幼稚園、小学生用「ほほえみ」（幼・小低 2001 年～、小中・小高 2002 年～）
・中学生用「きらめき」（2003 年～）
・高校生用「HUMAN RIGHTS」（2000 年～）

第３節　人権教育中興期（2008 年～現在）

21 世紀を迎え、国においても人権教育の在り方がようやくスタンダードな教育として審議され始め、３次に亘って公表された「人権教育の指導方法等の在り方について」（2008 年　第３次とりまとめ、以下「とりまとめ」）により、人権教育が全国的な取組として、学校教育において当たり前の教育として、人権教育の改善・充実をめざしていくことになる。とりまとめでは、人権教育の目標や内容・方法を明示するとともに、人権教育の理念だけではなく、知的理解や人権感覚、意識・意欲・態度、そして実践行動という資質・能力が人権教育を通して育つことを明確に表した点で大きな意味があった。

児童生徒用教育資料は「ほほえみ」「きらめき」「HUMAN RIGHTS」を基盤資料として活用し、内容の定期的な改訂、参考資料の更新･追加を図りながら現在に至っている。更に、個別の人権課題の解決を図るための資料（下記）を作成しながら、時代に即した教育としての人権教育を展開していくことが期待されている。

・小学生（低・高）、中学生、高校生用人権教育パンフレット [いじめ・虐待]（2007 年）
・教師用指導資料「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」（2007 年）
・中学・高校生向けＤＶ防止啓発パンフレット（2010 年）
・アニメ「めぐみ」の活用について [北朝鮮当局による拉致問題]（2012 年）
・いじめを許さない人権教育教材（2011 年）
・「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて [外国人]（2014 年）
・「性的マイノリティ」に対する正しい理解のために（2016 年）

などの資料を県教育委員会では精力的に発行するとともに、人権教育の効果的な資料となるよう、最新の人権課題の認識や捉え方に即した資料の追加・改訂を適時行っている。

第５章　効果的な教育・啓発をめざす手法や内容の改善・充実の視点

21 世紀を「人権の世紀」にするというスローガンのもと、国内外で人権尊重の気運が高まっている中でこれまでに様々な取組が近年においてなされてきた。そこで、筆者自身が人権教育における人材養成の観点で実際に行った研修会や講座・学習会で実践してきた手法や内容について紹介したい。

まず、効果的な教育・啓発とは何かということである。一度や二度の学習経験で人権を理解し身につけることができるかというとそんな簡単なものではない。上述した本県の基本方針や国の三次とりまとめにある目的の達成や資質・能力の体得、更には、兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針（2001年策定、2016年改定、以下「総合推進指針」）にある「日常生活に人権文化があふれる状況」を実現するためには、その担い手たる人材養成にあたり用意周到な研修プログラムが必要である。例えば、近世から近現代に至る人権の歴史を学ぶことで、人権に関する法令や制度のあゆみや人権獲得の歴史等を理解することは十分可能である。しかし、効率を優先するならば、人権教育という軸で人権問題に焦点化させて学ぶことの方が容易であると考える。つまり、同和問題をはじめ個別の人権問題に特化して学ぶことが重要となる。それぞれの人権問題のこれまでの過程や現状を知り、制度や法的措置について学ぶことも必要である。また、世界と日本との人権教育についての比較や相関性を理解することも大事である。そして、知的理解に留まることなく、技能及び意欲・関心・態度という人権感覚を磨く上では、参加型・体験型の学習形態は更に効果的である。学習する前提として参加型・体験型の学習形態を経験している必要性もあり、近年の学校教育で重要とされている主体的な学びに通じるものである。手法に学ぶという点でも参加型・体験型の学習を大いに取り入れていくことに意味がある。更には、実践行動へと発展させることが重要であるため、フィールドワークや地域ボランティア活動等の実践活動を取り入れることも考えたい。勿論既にこれらの実践活動や地域活動は学校教育や高齢者大学のような生涯教育、また、企業内研修においても採用されている。

このようなプログラムやカリキュラムが整っていても、短い期間の中で時間をかけて集中的に取り組むということは非常に難しい。自治体レベルで人権教育の推進役を育てている例は全国的には多くあるが、中長期に亘ってその人材養成を進めている所はやはり少ないのではなかろうか。年間を通して資質・力量を高めながら同時に地域での人権学習のリーダーとして活動されている例も多くあるものの、推進役が次々と交替することで個々の学びの発展や積み上げはなかなか厳しいのが現状である。

本県においては、県並びに協会による人権啓発DVDや学習の手引き等のテキストブックを活用した人権学習や研修は長年の取組により定着しており、全国的にも優れた取組であるといえる。それらの教材は、地域リーダーや学習リーダーといわれる人材が学習会や研修会を企画・運営することを想定した資料として工夫されている。また、全県的な人権フェスティバル（８月）や人権のつどい（12月）は、開催時期や内容もよく考えられており、人材養成の観点からも効果的な取組である。

祭りや集いという形式は、誰もが気軽に参加でき、ふだんの身近な生活の中で人権にふれる場を提供するという点では大いに効果を発揮する。しかし、個別の人権問題の解決や差別の解消を積極的に図る人材を育てるという点では、いささか物足りなさを感じる。学習者自身の内面に迫り、自らの課題に焦点化した学習内容や手法の必要性を感じる。

そこで、筆者が取り組んだ実践として、人権問題に特化した「人権教育入門講座」がある。効果的な人材養成の取組として、十数年来筆者自身が試行錯誤してきた実践であるが、この取組を進める前段階にあって契機となった二つの取組があった。

その一つが、1990年代に夢前町教育委員会の同和教育指導主事として地域学習を担当する中で、年間通した指導者講習を受講した教育委員会委嘱の学習啓発推進員制度の立ち上げと地域学習会講師のための「地域学習の手引き」の作成である。当時は県内各所で同様の取組があったので、県内各市町の担当者と相互交流や情報共有しながら作成した。当時、筆者自身がその講師陣を指導・養成するという立場になるだけの知識も経験も到底なかったため、民間企業で人権研修を企画・指導されていた外部講師を年間を通して招聘し、夢前町の学習啓発推進員の養成を行った。有名な講師や多くの人権学習資料はあるものの、あれもこれもでは指導の一貫性が損なわれると考え、一人の外部講師による年間を通じた指導により、夢前町学習会における指導や助言の一貫性を図った。

二つ目は、震災前後に兵庫県同和教育研究協議会が主催した「同和教育入門講座」への参加であった。当時は参加型体験学習が県内において盛んに行われていたが、その先駆けとして地域に出向く出前講座として実施された。それは、学習方法と内容の研究という新たな取組であり、いわゆるファシリテーター（学習運営者）養成の取組でもあった。その中身は、ワークショップ形式で行う参加型体験学習そのものであった。その集大成が今なお兵人教から発行されている人権学習資料「じんけんスキルブック」（現在、Ⅱ、Ⅲまで刊行）である。

その講座に参加した経験を生かし、筆者が県教委事務局人権教育課在職時（2006～2015）に、地域における人権教育の推進を図るために人材養成に特化して研究・開発したのが「人権教育入門講座」である。

講座の展開にあたっては、神戸市を除く県内市郡町の人権教育協議会全てが参加する兵人教の協力を得て、研究大会中央大会の分科会の一つとして、また、兵人教や地区人権教育研究協議会において単独講座として実施された。

ようやく実現に漕ぎ着けた第1回目は、第60回兵庫県人権教育研究大会中央大会兼但馬地区大会（2013年）において、同僚指導主事と共にファシリテーターとなり、A「同和問題」とB「多文化共生」の2講座を受け持ち開講した。研究大会における分科会の設定時間は約3時間であったので、1つの講座を90分として、2つの会場を使い、A→Bの順で実施する会場とB→Aの順で実施する会場を設定し、ファシリテーターが会場間を往来することにした。実践交流の場としての研究大会において、人材養成を主眼とする講座を開講したことは画期的な取組であると評価をいただいた。のべ200人の参加を得たことも評価の一端であったと思う。しかし、研究大会は地区持ち回りで開催されるため、地元の方々は運営協力者として用務が忙しく、地元の方々の参加が十分にできなかったこと、また、分科会参加者が入門講座を急遽受講されたことで、予定されていた分科会の人数が減って

しまったこともあり、中央大会での入門講座はこの時一回限りの試行で終わってしまった。筆者個人としては未だに悔やまれる経験となった。ただし、その後、入門講座のような人材養成を目的とした分科会が県内の地区研究大会等において設定され開講されていることは嬉しい限りである。

翌年からは兵人教単独の事業として例年１月末にのじぎく会館（神戸市）を会場に「人権教育入門講座」が開催され、テーマも「人権のあゆみ」や「いじめ」等の個別の課題に特化したもの、更には授業論や実践論も加わり、手法も参加型に限定することなく、講義形式あり、ポスターセッション形式ありと多様な形態で実施することで、参加者・学習者のニーズに応えながら現在に至っている。

第６章　指導者養成のための人権ネットワークの構築に向けて

第１節　教育と啓発

本県の場合、人権啓発と人権教育の両輪を、行政レベルでは県と県教育委員会が、また、民間レベルでは協会と兵人教が担ってきた。本県の人権啓発の土台は総合推進指針であり、人権教育の土台は基本方針である。その土台同士は時代の制約を受けながら、また、時代に適応し、更には、時代に先駆けてぶれずに存在している。このことは、人権文化にあふれた県民生活という車体の方向性を確かなものにしている。両輪をつなぐシャフトが危うければ、車体は同一方向に進めなくなるばかりでなく、停止してしまうことさえある。両輪が回転数を同調させながら、かつ、スムーズに回転するためには、両輪の関係性そのものが同一歩調でなければならない。かつて本県においては、八鹿高校事件をはじめとする多くの重大な差別事件・差別事象が発生した。更には、震災復興という未曽有の重大事案を契機として、本県の人権啓発と人権教育は危機に瀕し、貴重な経験をしてきた。その時々において両輪の信頼性により様々な困難を乗り越えてきたものと自負する。

教育と啓発は勿論同じものではない。二律背反するものでも決してない。どちらかに含む含まれる関係でもない。しかし、教育と啓発がバラバラであれば、確かな効果を挙げることは不可能である。教育と啓発の相関関係こそがその地域の人権バランスのバロメーターであると考える。

教育と啓発それぞれの機能が有するネットワークはほぼ同じではないだろうか。教育と啓発はそのめざす先へと向かうアプローチこそ多少異なるだけで、行きつく目的地は同じである。だからこそ、教育と啓発という２つの領域が重なり合い、増幅していくところに人権尊重社会の無限の可能性があるではないだろうか。

第２節　自治体間及び関係機関・団体との連携

現代社会や県民生活の基盤は日常にある地域や環境である。人権の領域は、差別や偏見だけではなく、生命、安全、平和、健康、資源、エネルギー、飢餓等といった分野にまで及んでいる。

教育と啓発が及ぼす影響と責任は今世紀に入り、ますます拡大化し、重大化している。人々が暮らし、生きていく社会的な空間は、家庭から社会へと広がり、地域や地球規模へと広がっている。人が集まることで集落を形成し、学校・職場を含む社会を形成し、一つ一つの自治体や関係機関・団体を形作っていく。その中で行われる人権教育や啓発の営みは相互に関連しあうことで更に進展することが望まれる。その人権ネットワークを円滑に構築するためにも、県や地域全体で情報を共有し、密接な関係性のある取組を展開する必要がある。その役割を果たし、場を提供することで人権ネットワークは充実していく。

人権教育と啓発の担い手は、地域の実態や課題を明確に把握し、多くの人々を巻き込みながら、人権教育と啓発の輪を広げていくという使命を持った人材である。まさに、人権ネットワークの核となることが求められる人材だからこそ、その人自身の力にのみ頼るのではなく、人権ネットワークの中においても育てていくことが重要である。

おわりに

筆者自身が、協会主催の講座・事業や兵人教主催の研究大会等に参加したり、また、協会並びに兵人教の事業に業務の一環として関与したりすることにより、大いなる学びと薫陶を得ることができた。まさにその中で自身の人権に関する知的理解や人権感覚（技能及び意欲・関心・態度）を見つけることができた。人権教育・啓発の担い手となる人材の養成を自身で経験できたように思う。そして、これまでに取り組むことができた実践につながったように思う。

筆者自身が社会人となり人権教育・啓発に接した当初は、人権に関する授業や担当する事業についての見通しも視野も狭く、目の前のことで手いっぱいであった。わかないことが自覚できないばかりに、研修会や研究会でも何を聞けばよいかも見当がつかなかった。しかし、その不明な段階での人との出会い、教材や資料との出会いによって、何度も何度も同じことを繰り返しながら、同じ失敗を重ねながら、一つ一つのことを理解し、自分なりの解釈を加え、必要な準備も徐々にできるようになったように記憶する。

自分自身が担い手として望まれるとか、期待されるとかを意識することも確かにあったが、自分自身がどうすべきか、どうなりたいかを考えるようになったとき、自ずと担い手としての道を開くことができたように思う。

先行き不透明で、何が待っているか予期することが難しくなった今だからこそ、これか

らの時代に求められる人権教育・啓発の人材養成もまた一様ではないことを自覚したい。一人でできるものでは到底ない。今後いっそう多くの人々と出会い、関係機関・団体と連帯しながらその道を切り開いていく一人になりたいと思う。

今回、本県を中心としたこれまでの人権教育・啓発の取組を振り返る機会をいただき、自身の実践を整理することができたことに感謝し、想像力を持って人権教育・啓発の担い手として尽力してまいりたい。

【参考資料】

・「兵庫県政 150 周年記念 兵庫県の歩み～この 50 年間～」（20017 年　兵庫県）
・「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」（2001 年策定、2016 年改定）
・「人権教育基本方針」（1998 年　兵庫県教育委員会）
・「同和教育・地域改善対策としての教育及び人権教育の変遷」（兵庫県教育委員会事務局人権教育課作成　毎年更新資料）

あとがき

野津隆志

本年度の人権紀要第二十二輯では「今日的な人権課題と共生社会実現への取組」を研究テーマとし、５名の研究推進委員による４本の論文と１本の実践ノートを掲載している。昨年度より始まった実践ノートは、現場での経験の豊富な方に執筆していただき、現場の目線で人権の啓発や人権の保護について具体的な取組の経験や実例を読者に提供することを目的にしている。

コロナ禍で委員同士の対面での十分な意見交換は困難であったが、それにもかかわらず貴重な論考をお寄せいただいた委員の方々に感謝を申し上げる。以下では各論文と実践ノートの記述を引用しながら、それぞれの論旨を簡単に紹介しておきたい。

野津は「高齢者の孤立を防ぐ居場所づくり」を執筆した。論文は、近年全国で取り組まれている高齢者のための地域の居場所づくりに注目し、地域の居場所が高齢者の健康を向上させ、社会的孤立を解消するために大きな役割を果たしていることを指摘している。

論文の前半では各種の社会的孤立に関係する調査を紹介している。国際比較調査によると、日本の高齢者の孤立状況が他国に比べて顕著であることが明らかになっている。病気の時や一人では出来ない日常生活上の作業が必要な時、近所に頼れる人がいない割合は日本が最も高い。特に高齢単身男性には頼れる人がいないケースが非常に多く、高齢単身者男性の社会的孤立が顕著である。

こうした社会の孤立問題を解消するために地域の居場所は重要な役割を果たしている。居場所を通して高齢者の「幸福度」や「生活満足度」が向上することが期待されている。また居場所が地域に住む人々のつながりを深め、地域の助け合いの拠点に発展することが期待されるため、全国で居場所普及が進められている。

論文の後半では筆者らが 2018 年に行った神戸市内の居場所利用者調査の結果を紹介している。調査から居場所利用者で最も多いのは後期高齢者層（75 歳以上）の女性であること、居場所利用の頻度は週１回利用が最も多いことなどを示している。また調査から、後期高齢者であっても若い年齢層と変わりなく頻繁に居場所を利用していること、居場所に参加することで新たな人とのつながりをつくり、地域の問題解決にも関心が生じていることを示している。つまり後期高齢者であっても助け合うコミュニティづくりの重要な資源となりうるのである。

論文の最後に、居場所利用が少ない男性の参加を促すために男性の得意な「義務と責任」が伴う共同作業を居場所活動に取り入れることが必要と指摘している。

北村広美委員には「多文化共生施策と外国人のライフサイクル」を執筆していただいた。

在留外国人の数は 2019 年末で 290 万人を越え、さらに増加が予想されている。増加に対応して、国や地方公共団体での支援の重要性も増している。

こうした現状をふまえ、論文前半では、在日外国人の置かれた法的地位や在留形態について、また近年の兵庫県における県内在留外国人の推移と傾向も解説されている。兵庫県では従来から韓国・朝鮮籍の特別永住者の割合が高かったが、年々その数、割合とも減少傾向にある。逆にベトナム、ネパールの人数が大幅に増加している。

論文の前半では日本の移民政策（外国人政策）の理念や方針の移り変わりが詳しく述べられている。国の政策の中では総務省の取組が注目される。総務省は 2006 年に「地域における多文化共生推進プラン」を公表し、全国の地方自治体に対して多文化共生の推進に取り組むよう通知した。このプランでは地域における多文化共生を、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことと定義し、地方自治体がその実現への主な担い手となることを明言した。このプランは 2020 年 9 月に改訂され、コロナ禍の日本社会の課題も視野に入れ、多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築が明言されている。

論文の後半ではアイデンティティ理論を構築した心理学者のエリク・H・エリクソンのライフサイクル（人の一生を通しての成長段階）理論に従って、多文化共生推進のためにいかなる施策が必要かを述べている。ライフサイクルは乳児期から老年期まで 8 段階に分けられる。各段階で在留外国人に対して必要なそれぞれ施策は異なるが、各段階を通して必要なのは、その段階に応じた多言語での情報提供であることが指摘されている。

竹内和雄委員には「インターネットによる人権侵害」を執筆いただいた。インターネット技術は今日のわれわれの日常生活に不可欠のものとなっている。しかしその一方で、インターネットの普及には「陰の側面」もある。論文は特に子どもたちへの影響の陰の側面について詳しく述べ、解決策を提言している。

子どもたちのスマホ所持率が年々上がっている。特に小学生の所有率は急速に上昇し、令和元年には約半数が所持するようになっている。子どもたちはスマホを使い日常的にネット接続し、ネットで「ゲーム」「電話」「漫画」「YouTube」「SNS」などさまざまな活用をするが、その活用方法に問題が生じている。

特に大きな問題はネット上の人権侵害である。平成 20 年に出会い系サイト規制法が改正され、出会い系サイトでの被害は激減した。また、いわゆる「学校裏サイト」による人権侵害も減少した。

しかし SNS を用いた「誹謗中傷」は 5 年前の 2.3 倍に増えている。特に小学校での被害増加が著しい。令和元年度には SNS による被害児童数は 2,000 人を超えた。SNS への使用年齢制限や危険な書き込みのブロックなどの対策だけでなく産官学あげた取組が急務である。

最後に論文では、インターネットを巡る子どもの事件やトラブルは大人が知らない所で起きているため、大人による他律的な規制よりも、子ども自身による自律的判断が重要であると述べている。つまり子ども自身が自律的にインターネット利用の問題を考え、さらに子ども自身が事の善し悪しを判断し、正しく行動できるように学校や大人が支援していくことが最も重要だと論文は訴えている。

船越明子委員には「ひきこもりの理解と支援」の論文を執筆いただいた。ひきこもりは日本では、15-39 歳では 54.1 万人、40-65 歳では 61.3 万人がひきこもり状態にある。若い世代より 40 歳以上にひきこもりが実際は多いのである。

ひきこもりとなる要因には、雇用の流動化や不況といった社会経済的変化、ひとり親家庭や過保護・過干渉などの家庭環境、本人の精神的健康上の問題、世間体による孤立を生じやすい伝統的な価値規範、少子高齢化や単身世帯の増加によるコミュニティ機能の低下などが関与しており多様で複合的である。

またひきこもりは特別な環境や条件によって引き起こされるのではなく、心理的な危機を経験した時に十分な支援が得られないと、誰もが経験するという理解が必要である。さらに、ひきこもり支援は精神保健や福祉的支援だけでは限界がある。ひきこもり当事者が学齢期の児童生徒から高齢者層まで幅広い年齢層に渡るため、多様なひきこもりの状態像に合わせた個別的支援を展開することも重要である。

論文では特にひきこもりへのネットワークによる地域支援の重要性が強調されている。地域でネットワークを構築し、協働して支援を行う必要がある。ネットワークの中には、教育委員会やフリースクールなどの教育関係機関、ハローワークや地域若者サポートステーションなどの就労支援機関、児童福祉・高齢者福祉、精神保健福祉に加えて、親の会や民生委員などの地域住民が含まれる。

また論文ではひきこもり支援は地域づくりであるという視点の重要性も主張されている。ひきこもり支援の対象は本人だけでなく家族への支援も必要となる。そこではひきこもりを抱える家族が直面している困難を理解し、地域社会の一員として当事者の能力を発揮できる地域を作っていくことが重要である。ひきこもりについて正しく理解し、誰もが居場所と出番をもてる地域を作ることが、誰にとっても生きやすい包摂型社会づくりとなることを論文は訴えている。

本年度の実践ノートは、古角美之委員に「人権教育・啓発を担う人材の養成」を執筆していただいた。

日本では 1960 年代半ばより人権に関する教育と啓発が政策的に推進されたが、それと同時に人権教育・啓発の担い手となる人材の養成も国・地方自治体・地域のレベルで始まった。

人権教育の手法や内容は、この十数年で大きく進展してきている。人権教育・啓発の対象

となる分野や問題もかつてないほど広がりを見せている。そのため、人権教育・啓発の担い手となる人材の更なる資質向上も必要となってきていることが論文では指摘されている。

従来、資料を用いたいわゆる座学式の研修会や被差別の当事者や研究者を招聘しての講義・講話形式が一般的であった。しかし、座学は一方向的で受動的な側面があり、学習者の内面までの変革や深まりに欠けるという指摘がされるようになった。そのため主体的・能動的な教育・学習方法として、いわゆる参加型・体験型の手法が実践されてきている。兵庫県では1990年代前半から「入門講座」や「出前講座」などの形で様々な参加型・体験型の手法が導入されてきている。

論文では人権教育・啓発の指導者としての知見から、いくつかの課題も指摘されている。たとえば行政改革の推進やICTの導入などによって、人権教育・啓発の担い手である公務員や教員が多忙化し、役割が分散化していることが危惧される。本来誰もが身につけなければならない人権意識や人権感覚が、効率化の名のもとに一部の職員の責任分担として矮小化していることが懸念されている。また、職種によって人権教育や啓発の取組には温度差があり、人権教育・啓発の担い手養成のために十分に組織化・日常化されていないことも指摘されている。

研究推進委員会及び執筆者紹介（論文掲載順）

野津　隆志（のつ　たかし）　※　委員長

兵庫県立大学政策科学研究所　教授　博士（教育学）
比較教育学、教育人類学 (アジアの子どもの教育と人権に関する研究)

著書

『アメリカの教育支援ネットワーク』 東信堂　2007 年
『タイにおける外国人児童の教育と人権－グローバル教育支援ネットワークの課題』ブックウェイ　2014 年
『市民活動概論－ひょうごとアジアの NPO・NGO・ボランティアを学ぶ－』学術研究出版　2015 年
『多文化児童の未来をひらく－国内外の母語教育支援の現場から』学術研究出版　2017 年（松田陽子、落合知子、野津隆志編著）
『私の赤ちゃんは先生です』学術研究出版　2018 年

論文

「新渡日外国人児童生徒への教育保障 －兵庫における支援ネットワーク形成への課題－」兵庫県人権啓発協会研究紀要　第 10 輯　2009 年
「タイにおける外国人児童の学校不就学の要因 － サムットサーコーン県におけるミャンマー系児童の事例より －」『タイ研究』第 10 号　2010 年
「タイにおけるニューカマーの学校就学と支援ネットワークに関する研究」 科学研究費研究成果中間報告書　2012 年
「学生の震災支援ボランティアによる学び」兵庫県立大学商大論集　65 巻　第 1 号　2013 年
「東日本大震災支援のための学生ボランティア活動の課題－宮城大と兵庫県立大の事例より 」 兵庫県立大学商大論集　第 66 巻　第 1 号　2014 年
「赤ちゃん先生クラスが小学生に与える効果－絵シート・アンケート調査の分析より－」梅野智美と共著　兵庫県立大学商大論集　69 巻　1，2 号　2017 年
「タイの教育格差に関する基礎的分析 － 教育統計と MICS 調査の概要」 兵庫県立大学商大論集　第 72 巻　3 号　2021 年

北村　広美（きたむら　ひろみ）

多文化共生センターひょうご　代表　修士（人間科学）
藍野大学医療保健学部　非常勤講師
多文化共生、国際看護学、憲法学（人権法）

著書（共著）
『改訂版　多文化共生キーワード事典』明石書店、2010 年
『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店、2011 年
『国際ボランティア論』ナカニシヤ出版、2011 年

論文
「看護教育における在日外国人ケアに関するカリキュラムの現状と課題」『兵庫県震災記念 21 世紀研究機構　平成 18 年度ヒューマンケア実践研究支援事業研究成果報告書』、2007 年
「多文化共生に関する現状および JICA での取り組み状況にかかる基礎分析」『平成 18 年度国際協力機構国際協力研究所客員研究』、2007 年
「フランスにおける留学生受け入れの現状－モンペリエでの実践から－」『大阪大学人間科学研究科ボランティア人間科学紀要』第 8 号、2008 年
「地域の「多文化まつり」への参画からの気づきと学び」『民族まつり研究会報告書　民族まつりの創造と展開』、2014 年
「多文化共生を学ぶ学生の背景－関西地域での看護師養成課程校における授業実践より－」『名古屋多文化共生研究会年報』第 16 号、2019 年

竹内　和雄（たけうち　かずお）

兵庫県立大学環境人間学部　准教授　修士（教育学）
生徒指導論 (困っている子どもへの対応方法に関する研究）

著書
『Mental Health and Wellbeing』SHANNON RESEARCH PRESS 2011年（Rosalyn H.Shute, Phillip T.Slee et al）
『スマホ時代に対応する生徒指導・教育相談』ほんの森出版　2014 年
『家庭や学校で語り合うスマホ時代のリスクとスキル』北大路書房　2014 年

『REDUCING CYBERBULLYING IN SCHOOL』ACADEMIC PRESS　2017 年（Marilyn Campbell，Sheri Bauman et al）
『スマホ・ネット基礎・基本ワーク』学事出版　2020 年
『スマホ・ケータイ持ち込みの基本ルール』学事出版　2021 年

論文
「“Smart” Online Violence in Japan and the United States: Discussing the similarity/difference of them and applicability of inter-school peer support system」『道徳性発達研究』8(1)　2014 年
「スマートフォン時代の大人が知っておきたいこと」『臨床心理学』15(2)　2015 年
「日中韓三か国シンポジウム：いじめの諸相」『日本心理学会発表論文集』79，2015 年
「青少年のスマートフォン＆インターネット問題にいかに対処すべきか :― 社会と教育心理学との協働に向けて ―」教育心理学会年報 54(0),259-265　2015 年
「“Smartphone Summit” by Children for Sharing Rules and Strategies to Tackle Internet-Related Delinquency」『道徳性発達研究』9(1)　2015 年
「スマホ・ケータイ問題への対応－学校での指導の現状と課題」『児童心理』　2015 年
「インターネット上の子どもへの暴力：私たちはいかにしてネット上で子どもたちを守るか（特集　子ども虐待防止世界会議名古屋 2014）『日本子ども虐待防止学会学術雑誌』17(2)　2015 年
「インターネット時代のメディアの問題点とその対策」『チャイルドヘルス』19 (12)　2016 年
「教育現場におけるスマホ依存対策」『精神医学』87　2017 年
「スマホ時代の子供たちのために（社会安全フォーラム デジタル世界の子供たち：性犯罪被害防止を中心に）」『警察学論集』72(3)　2019 年
「ネット時代の教育相談，指導のあり方（家庭や学校は，子どもにインターネットをどう教えるか）」『こころの科学』221　2020 年

船越　明子（ふなこし　あきこ）

神戸市看護大学　教授　博士(保健学)
精神保健看護学

著書
『子どものこころを育むケア～児童・思春期精神科看護の技～』　精神看護出版　2020年

『ひきこもり―親の歩みと子どもの変化』新曜社　2015年

論文

Akiko Funakoshi, Aki Tsunoda, Yuki Hada, Training of children and adolescents' mental health nursing for nursing students in Japan. Journal of Nursing Education and Practice, 7(9), 34-41, 2017.

船越明子,ひきこもり状態にある人をもつ家族の家族機能と親の困難. 日本精神衛生学会誌 32(1), 56-73, 2017.

Funakoshi A, Miyamoto Y. Significant factors in family difficulties for fathers and mothers who use support services for children with hikikomori. Psychiatry and clinical neurosciences. 69(4); 210-219. 2015.

Funakoshi A & Miyamoto Y: Quality Study of Attitudinal Change in Parents with a Child with Hikikomori. Japanese Journal of Child and Adolescent Psychiatry. 52 Supplement, 18-31, 2011.

古角　美之 （こかど　よしゆき）

(公財)兵庫県生きがい創造協会嬉野台生涯教育センター　生涯学習企画調整担当課長

学士(教育学)

兵庫県立西はりま特別支援学校　校長(2017年度～2019年度)

兵庫県教育委員会播磨東教育事務所　所長(2016年度)

兵庫県教育委員会事務局人権教育課　指導係長・副課長・課長(2010年度～2015年度)

兵庫県教育委員会事務局人権教育課　指導主事・主任指導主事(2006年度～2009年度)

兵庫県教育委員会中播磨教育事務所　指導主事(2003年度～2005年度)

夢前町教育委員会事務局生涯学習課　派遣社会教育主事(1994年度～1998年度)

小学校　教諭(1984年度～1993年度、1999年度～2002年度)

「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」作成協力者（文部科学省「学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発」事業）（2010 年度～ 2012 年度）

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議委員（文部科学省）（2015 年度）

「男女共同参画社会の実現をめざす教職員用指導資料」検討委員会委員(兵庫県教育委員会)（2017 年度）

兵庫県同和教育研究協議会　実践研究委員（2008 年度～ 2012 年度）

兵庫県人権教育研究協議会　副会長（2017 年度～ 2019 年度）

西播磨地区人権教育研究協議会　会長（2017 年度～ 2019 年度）

ひょうご夜間中学をひろめる会　副代表（2019 年度～現在）

報告書、資料作成・協力など

『学習者のエンパワメントにつながる啓発の手法を求めて－ワークショップ「部落問題」2002バージョンの実際』兵庫県人権・同和教育研究協議会実践研究紀要（2002 年度）

『兵庫県における子ども多文化共生教育の取組について』JICA兵庫教師海外研修報告書（2007年度）

『人権教育指導プログラム』兵庫県教育委員会(2003年度)

『「地域における人権教育の推進をめざして」参加体験型人権学習実践事例集』兵庫県教育委員会

・ライフステージに応じた参加体験型実践事例編 (2006 年)

・高齢者、障害者、外国人編 (2007 年)

・インターネット、ＤＶ、ＨＩＶ感染者、ハンセン病編 (2008 年)

『人権感覚をはぐくむ指導方法研究事業報告書』兵庫県教育委員会（2010 年度）

その他、兵庫県教育委員会作成発行の人権教育資料 (2006 年度～ 2015 年度)

研究紀要第二十二輯

令和３年３月発行

編　集

公益財団法人兵庫県人権啓発協会研究推進委員会

発　行

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

神戸市中央区山本通４丁目 22 番 15 号
兵庫県立のじぎく会館内
TEL078（242）5355

印　刷

株式会社旭成社

神戸市中央区琴ノ緒町１丁目 5-9
TEL078（222）5800